三芳町地域防災計画 震災対策編 令和6年度改訂

三芳町防災会議

目次

第 2 編 震災対策編	1
第1章 総則	
第1節 埼玉県の地震被害想定の概要	1
第2節 地震被害想定	1
第 1 想定条件	1
第 2 想定地震	2
第 3 想定結果	3
第3節 首都直下地震に係る法制度の整備	6
第4節 埼玉県の災害対応の方針	6
第1 想定結果を受けた対応	6
第5節 三芳町で予測される被害の概要	7
第 1 建築物	7
第 2 人的被害	7
第 3 ライフライン	8
第 4 生活支障	9
第 5 震災廃棄物	9
第2章 施策ごとの具体的計画	12
第1節 自助・共助による防災力の向上	12
第1 予防・事前対策	12
第 2 応急対策 1	18
第2節 災害に強いまちづくり	22
第 1 予防・事前対策 2	22
第 2 応急対策 3	31
第 3 復旧対策 3	33
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	36
第1 予防・事前対策 3	36
	41
第4節 応急対応力の強化	50
第 1 予防・事前対策	50
第 2 応急対策 5	51
第 5 節 情報収集・伝達	62
第 1 予防・事前対策(62
第 2 応急対策 6	67
第 6 節 医療救護活動	75
第 1 予防・事前対策	75
第 2 応急対策	
第 7 節 帰宅困難者安全確保対策 {	
第 1 予防・事前対策	
第 2 応急対策 (

第 8 節 避難対策	96
第 1 予防・事前対策	96
第 2 応急対策	108
第 9 節 災害時要援護者対策	120
第 1 予防・事前対策	120
第 2 応急対策	127
第 10 節 物資供給・輸送対策	132
第 1 予防・事前対策	132
第 2 応急対策	137
第 11 節 住民生活の早期再建	144
第 1 基本方針	144
第 2 予防・事前対策	144
第 3 応急対策	150
第 12 節 広域災害応援	173
第1 予防・事前対策	173
第 2 応急対策	174
第3章 災害復興	176
第 1 復興対策本部対策	176
第2 災害復興事業の実施	176
第 3 広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行)	177
第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	178
第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	178
第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	178
第 2 住民、企業等へのよびかけ	179
第2節 地震発生後の対応等	180
第 5 章 火山噴火降灰対策	181
第 1 節 基本方針	181
第 1 予防・事前対策	181
第 2 応急対策	186

第1節 埼玉県の地震被害想定の概要

第2編 震災対策編

第1章 総則

第1節 埼玉県の地震被害想定の概要

計画の前提となる地震と被害想定は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」に基づく。県の地震被害想定調査は、東日本大震災において想定を超える地震・津波が発生し、広域かつ甚大な被害が生じたことを踏まえ、平成24年度から平成25年度にかけて最新の科学的知見や基礎的データを反映したもので、埼玉県に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震を想定し、震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数などの被害量を予測したものとなっている。

第2節 地震被害想定

第1 想定条件

1. 想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

○季節・時刻3ケース

- ・冬5時-大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・夏12時-大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬 18 時 火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

○風速2ケース

- ・3m/s-平均的な風速のケース
- ・8m/s-強風のケース

2. 想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震とした。

図表

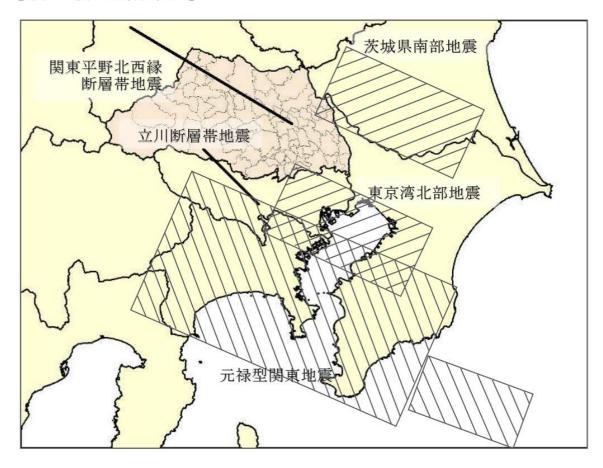
地震の タイプ	想定地震	マグニ チュー ド	説 明
海溝型	東京湾北部地震	7. 3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する 最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が
	茨城県南部地震	7. 3	発生する確率:70%
	元禄型関東地震	8. 2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたら したとされる巨大地震を想定(相模湾〜房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%

第2節 地震被害想定

活断層型	関東平野北西 縁断層帯地震	8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率(深谷断層帯): ほぼ0%~0.1%
	立川断層帯地震	7. 4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率:0.5%~2%

※:地震調査研究推進本部による長期評価を参照

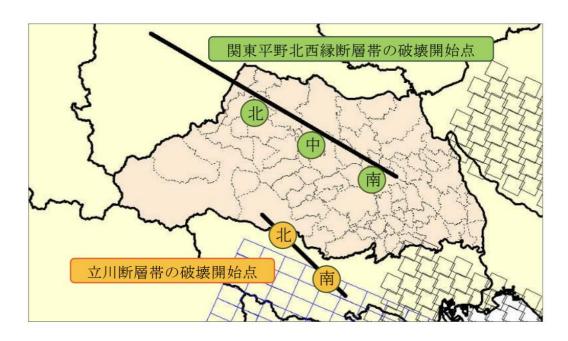
【想定地震の断層位置図】



第2 想定地震

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により 震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。関東平野北西縁断層帯 は3点(北、中央、南)、立川断層帯は2点(北、南)のパターンを設定した。

第2節 地震被害想定



第3 想定結果

1. 地震動

○東京湾北部地震(マグニチュード 7.3)

最大震度は6強である。震度6強の地域は南東部県境から概ね4kmの範囲に集中する。 震度6弱の地域は、南東部県境から概ね10kmの範囲に集中し、概ね20kmの範囲に散在する。最大震度が6強となる市区町村は、南東部を中心に11市区存在し、震度6強の地域は、南東部県境付近に集中している。

○茨城県南部地震(マグニチュード 7.3)

最大震度は6強である。県東部の中川低地において震度6強の地域が散在し、震度6弱の地域が集中して分布する。最大震度が6強となる市区町村は、東部を中心に5市町存在し、震度6強の地域は、中川低地沿いに散在している。

○元禄型関東地震(マグニチュード 8.2)

最大震度は6弱である。川口市、草加市、八潮市の一部に震度6弱の地域が集中して分布し、最大震度が6弱となる市区町村は、南東部を中心に20市区町存在する。

○関東平野北西縁断層帯による地震(マグニチュード 8.1)

最大震度は7である。最大震度が7となる市区町村は、中部から北部を中心に18市区町(北、南パターン)、17市区町(中央パターン)存在する。また、最大震度が6強以上となる市区町村は、45市区町村(全パターン)存在する。中部から北部の断層近傍では、震度6強以上の地域が広い範囲に渡って存在する。

·破壞開始点:北

吉見町・川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

・破壊開始点:中央 吉見町・川島町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布す

第2節 地震被害想定

る。県内の広域に震度6弱が分布する。

·破壞開始点:南

川島町・北本市を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

○立川断層帯による地震(マグニチュード7.4)

最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、南西部に5市(北パターン)、2市(南パターン)存在します。震度6強の地域は、南西部の断層近傍に存在する。

·破壞開始点:北

入間市に震度 6 強が集中して分布し、県境から 10km 程度に震度 6 弱が集中して分布 する

·破壞開始点:南

入間市、所沢市に震度 6 強が集中して分布し、その周囲 10km 程度に震度 6 弱が集中して分布する。

2. 液状化

○東京湾北部地震

県南部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状 化可能性の高い面積率は2.9%、やや高い面積率は5.6%である。

○茨城県南部地震

中川低地の広い範囲に液状化可能性の高いか、やや高い地域が存在する。液状化可能性の高い地域は主に県東部を中心に分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.5%、やや高い面積率は8.8%である。

○元禄型関東地震

県南部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性の高いか、やや高い地域が点在する。全 県で液状化可能性の高い面積率は0.1%、やや高い面積率は2.5%である。

○関東平野北西縁断層帯(破壊開始点北)

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の 高い面積率は2.8%、やや高い面積率は5.9%である。

○関東平野北西縁断層帯(破壊開始点中央)

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の 高い面積率は2.9%、やや高い面積率は5.5%である。

○関東平野北西縁断層帯(破壊開始点南)

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の 高い面積率は2.7%、やや高い面積率は5.6%である。

○立川断層帯(破壊開始点北)

荒川低地沿いの狭い地域に液状化可能性の低い地域が分布する。全県で液状化可能性の 高い地域はごくわずかであり、やや高い面積率は0.1%である。

○立川断層帯(破壊開始点南)

荒川低地沿いの狭い地域に液状化可能性の低い地域が分布する。全県で液状化可能性の

第2節 地震被害想定

高いか、やや高い地域はわずかである。

										東半野北西縁		立川断層帯	
	項目	予測内容	ケー ス	風 速	東京湾 北部	茨城県 南部	元禄型 関東	(破壊 開始 点 北)	(破壊 開始 点中	(破壊 開始 点	(破壊 開始 点 北)	(破壊 開始 点 南)	
		至環致		_	13,380	8,496	2,117	北) 55,129	央) 49,087	南) 50,058	北) 1,026	南) 1,931	
	建物	丰瑗数	_	_	42,/43	27,572	9,536	101,8/4	106,498	102,753	9,592	13,389	
	1 555	_	3m	155	185	42	1,/81	1,956	2,214	121	222		
		冬5	/s 8m	206	258	52	2,088	2,202	2,515	142	2/1		
	火災	焼失棟数	時	/s 3m	411	437	204	2,687	2,833	3,208	324	448	
	7 %	犹入休奴	夏	/s 8m	515	5/3	242	3,123	3,187	3,635	380	536	
			12 時	/s									
			冬	3m /s	1,286	1,318	579	10,093	10,535	10,988	955	1,381	
			18 時	8m /s	1,572	1,763	694	11,669	11,822	12,372	1,117	1,642	
			冬5	3m /s	585	143	34	3,593	3,188	3,284	75	141	
		死者数	時	8m /s	585	143	34	3,599	3,192	3,292	75	141	
		(人)	夏	3m /s	361	77	27	1,577	1,399	1,470	43	76	
			12 時	8m /s	361	77	27	1,580	1,401	1,474	43	76	
	的被			3 _m	442	107	31	2,498	2,207	2,340	60	106	
害			冬 18	8m /s	442	107	31	2,518	2,221	2,364	60	106	
			時	3 _m	/,211	2,777	1,252	23,570	23,144	22,849	1,607	2,307	
			冬5	/s 8m	/,215	2,782	1,252	23,590	23,161	22,867	1,608	2,310	
		負傷者数	時	/s 3m	4.842	1,770	1,011	16,521	15,680	15,816	1,117	1,506	
		(人)	夏 12	/s 8m /s	4,847	1,776	1,013	16,540	15,696	15,835	1,120	1,511	
			時	2m	5,293	2,082	1,037	17,441	16,883	16,827	1,340	1,804	
			冬	3m /s	-	·			•	,			
			18 時	8m /s	5,309	2,104	1,042	17,509	16,939	16,887	1,348	1,817	
		避難所避難者数 -1日後-(人)		3m /s	42,945	26,441	/,808	115,313	109,011	113,168	6,407	10,248	
				8m /s	43,538	27,396	8,041	117,990	111,228	115,499	6,742	10,810	
		避難所避難者数 -1週間後-(人)	冬	3m /s	53,690	40,932	6,507	142,808	134,222	133,944	6,006	10,943	
	活支	デーー 超画後 (人) 避難所避難者数 デーー 1ヶ月後 (人)	18	8m /s	54,180	41,705	6,701	144,968	136,015	135,821	6,286	11,409	
障			時	3 _m	21,472	15,577	3,904	122,102	111,525	105,847	3,203	5,124	
		-1ヶ月後-(人)		/s 8m	21,769	16,052	4,020	123,342	112,563	106,932	3,371	5,405	
		帰宅困		/s	600,573	517,986	557,627	654,886	654,517	608,602	467,590	342,580	
		難者数 (人)	夏 12 時	_	667,146	531,986	630,959	759,074	759,020	713,098	522,786	356,211	
		電柱被害数 (本)		3m /s	1,462	1,153	348	9,740	8,917	9,356	409	625	
	電		冬	8m /s	1,546	1,292	382	10,244	9,336	9,816	456	704	
	力	停電世帯数	18	3m /s	52,576	33,791	8,757	207,158	188,702	190,331	5,126	9,116	
		- 1 日後-(世帝)	時	8m /s	52,970	34,311	8,905	208,350	189,772	191,344	5,337	9,456	
f		電柱被害数		3 _m	544	391	125	3,/5/	3,468	3,585	143	211	
Ę	通	(本)	冬	/s 8m	572	433	136	3,950	3,629	3,756	159	237	
イ	信	不通回線数	18	/s 3m	2,971	1,977	764	12,848	12,355	13,694	1,089	1,646	
イフラ		不通回線数 -1日後-(回線)	時	3m /s 8m /s	3,238	2,356	864	14,103	13,415	14,8/6	1,237	1,907	
イン	都市ガス	供給停止件数 -直後-(件)	_	_	775,111	581,221	397,910	757,513	730,378	742,345	71,668	91,625	
	L	配水管被害数 (箇所)	_	-	951	1,425	46	5,577	4,730	4,403	165	269	
	上 水 道	断水人口 -1目後-(人)	-	-	549,693	579,491	21,807	1,409,26 6	1,305,61 4	1,208,64 6	81,393	128,799	
	_	管渠 被災距離(km)	_	_	3,372	2,963	2,800	3,749	3,713	3,725	2,244	1,868	
	下 水 道	機能支障人口 一直後一(人)	_	_	1,086,7 92	945,427	895,205	1,168,10 3	1,161,93 1	1,163,99 6	714,508	593,219	
		エレベー タ閉じこめ (台)	-	_	1,495	782	518	1,759	1,759	1,795	379	387	

第3節 首都直下地震に係る法制度の整備

その	自力脱出 困難者数(人)	冬5 時	_	3,207	651	170	12,520	11,217	11,759	327	629
他	災害廃棄物量 (万トン)	冬	3m /s	299.7	195./	59.2	1,081.6	992.6	1,031.4	36.4	58.5
		18 時	8m s	305.7	204.0	61.5	1,114.4	1,019.3	1,060.7	39.6	63.6
	中高層階支 障世帯数 (世帯)	冬 18 時	8m /s	7,069	3,533	3,386	6,389	5,940	6,308	2,456	2,260

^{*}ケース、風速の欄にある"-"は、ケース、風速に影響されない被害を意味する。

第3節 首都直下地震に係る法制度の整備

平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年3月に緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、本県全域を含む首都直下地震緊急対策区域が指定された。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの震災対策編に含まれるため、震災対策編はこの計画を兼ねるものとする。

第4節 埼玉県の災害対応の方針

第1 想定結果を受けた対応

埼玉県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ、埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施したところである。

今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った関東平野北西縁断層帯地 震について調査したところ、県内の最大震度は7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心 に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かった。

しかし、今後30年以内の地震発生確率(深谷断層帯)は、ほぼ0%~0.1%と極めて低いため、関東平野北西縁断層帯地震は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理した。

一方、東京湾北部地震は首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたる。電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、東京湾北部地震によって大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受ける恐れもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じる。

このため、東京湾北部地震を本県が地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとする。

なお、ほかの3地震(茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震)への対応は、 東京湾北部地震への対応に包含される。

また、東京湾北部地震については、それにより引き起こされる最悪事態(シビアコンディション)を防災関係機関や住民と共有するため、第6章において対策の方向性を示すこととする。

第5節 三芳町で予測される被害の概要

被害想定調査の結果は、被害の推計であり、想定通りの地震の規模が同じ設定で起こるとは限らない。したがって、対策については、目標を明確にするために東京湾北部地震を対象としながらも、最大の地震である関東平野北西縁断層帯地震や、さいたま市直下地震などを意識外に置くことなく、様々な事象を想定しながら対策を検討していく。

また、被害量が前回調査より減少した要因の一つである「初期消火の向上」は、県、市町村、住民が今まで防災対策の取組を推進してきた成果である。本計画では、さらに安心・安全な埼玉県を実現させるため、引き続き県、市町村、防災関係機関、事業者及び住民が一致団結し、将来の災害に備えるため、共通の達成基準としての減災目標を定める。

第5節 三芳町で予測される被害の概要

資料 2-1 に「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」における三芳町において想定される被害の内容を示すとともに、以下に、本計画で前提とする切迫性が高い地震である「東京湾北部地震」と、発生確率の低いものの被害が甚大となる。「関東平野北西縁断層帯地震」について、被害の概況を示す。なお、地域防災計画の実施及び自主防災組織の活動により、この想定より被害を減らすことができる。

[資料 2-1 想定地震別主要被害想定結果一覧]

〔資料 2-2 東京湾北部地震による被害想定結果〕

第1 建築物

「東京湾北部地震」では、1 棟が全壊、101 棟が半壊すると想定されている。また、中高層住宅において、1 日後でもエレベーターが停止し、日常生活に支障が出る世帯数は 34 世帯と予測されている。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」では、最大で 10 棟が全壊、242棟が半壊すると想定されている。

「東京湾北部地震」の想定において被害が最大となる発災時刻が冬の 18 時、風速 8m/s の場合では、焼失棟数が 30 棟と想定されている。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」では、最大で 72 棟が焼失すると想定されている。

第2人的被害

人的被害では、発災時刻が冬の18時の場合、死者数0人、負傷者17人、うち重傷者1人と想定されている。三芳町において想定される負傷者の要因は、建物被害によるものが14人(うち屋内収容物の落下などによるものが5人)、火災によるものが2人、ブロック塀等被害によるものが1人となっており、建物被害が負傷者発生の中心的要因となっている。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」では、最大で死者数1人、負傷者37人(冬5時)と想定されている。

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等に。	よる死者	約 11,000 (約 1,300)	約 4,400	約 6,400
			(約 400)	(約 700)
1 1	N収容物移動•	約 1,100	約 500	約 600
転倒、周	屋内落下物	(約 200)	(約 60)	(約 90)
 急傾斜地崩壊(こよる死者	約 100	約 30	約 60
101/2017 0227 044		(-)	(-)	(-)
	国	約 2,100 ~約 3,800	約 500 ~約 900	約 5,700 ~約 10,000
地震火災に	■ 風速 3 m/s	約 200	約 20	約 900
よ		~約 300	~約 40 丿	₩約 1,700 /
る死者	風速 8 m/s	約 3,800 ~約 7,000	約 900 ~約 1,700	約 8,900 ~約 16,000
		〔約 300 〕	〔約 70 〕	〔約 1,600 〕
		₩約 600 ∫	└~約 100 亅	~約 3,000 丿
ブロック塀・		約 10	約 200	約 500
転倒、屋外落	下物による死者	(-)	(約 10)	(約 20)
		約 13,000 ~約 15,000	約 5,000	約 13,000 ∼約 17,000
	風速 3 m/s	約 1,500	~約 5,400 (約 500)	〔約 1,700 〕
死者数合計		~約 1,600 丿		~約 2,500 丿
		約 15,000 ~約 18,000 、	約 5,500 ~約 6,200	約 16,000 ~約 23,000
	風速 8 m/s	(約 1,700	約 500	〔約 2,400 〕
		〜約 1,900 ^ノ 約 109,000	<u>〜約 600 </u> 約 87,000	〜約 3,800 J 約 112,000
負傷者数		~約 113,000	~約 90,000	~約 123,000
揺れによる建物 う要救助者 (自力脱出困動		約 72,000	約 54,000	約 58,000

第3 ライフライン

1. 電力

発災直後では、28 世帯 76 人が停電による被害を受け、1 日後では火災の影響により被害が拡大し、35 世帯 98 人で停電による被害が継続していると想定されている。

2. 通信

電話不通回線数は17回線(不通率0.1%)と想定されており、被害は少ないが、通信の混雑による「輻輳」が多数発生するものと考えられる。

3. 都市ガス

供給停止件数は、8,784件にのぼり、供給停止率は99.6%と想定されている。なお、埼玉県全体での復旧日数の想定も、55日と長期間になっている。

第5節 三芳町で予測される被害の概要

4. 上水道

配水管の被害箇所は2箇所(被害率0.03箇所/km)、1日後で837世帯2,324人が、断水の被害を受けると想定されている。なお、埼玉県全体での復旧日数の想定は、30日となっている。

5. 下水道

下水管渠の被害箇所は17箇所(被害率19.7%m)、7,110人が、下水道の機能支障による影響を受けると想定されている。なお、埼玉県全体での復旧日数の想定は、30日となっている。

第4 生活支障

1. 避難者

避難者数は発災から1日後で125人、1週間後279人にまで増加することが想定されている。避難者数が1週間後にピークを迎えるのは、断水等のライフライン被害に伴う生活支障を要因とした避難を見込んでいるためである。なお、

「関東平野北西縁断層帯地震」における1週間後の避難者数は、327人と想定されている。

2. 帰宅困難者

三芳町内に外出している人のうち、地震の発生により鉄道が不通になる等により自宅に戻れなくなる人(三芳町内で発生する帰宅困難者数)は、3,991~4,246人と想定されている(平日 12 時発災の場合)。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」においては、4,050人前後と想定されている。また、三芳町住民が、県内や都内などに外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻れなくなる人(三芳町住民のうち帰宅困難者となる人)は、4,607~6,766人と想定されている。

3. 応急仮設住宅等需要量

必要となる応急仮設住宅等の需要量は、13世帯と想定されている。なお、「関東平野北 西縁断層帯地震」においては、35世帯と想定されている。

第5 震災廃棄物

建物の全壊・焼失による災害廃棄物の発生量は、0.6万トン、0.4万㎡と想定されている。

<参考:国の被害想定>

中央防災会議首都直下地震ワーキンググループの被害想定(平成25年12月)

地震動

「首都直下地震モデル検討会」(座長:阿部勝征東京大学名誉教授)による。 震度分布 は次図のとおり。

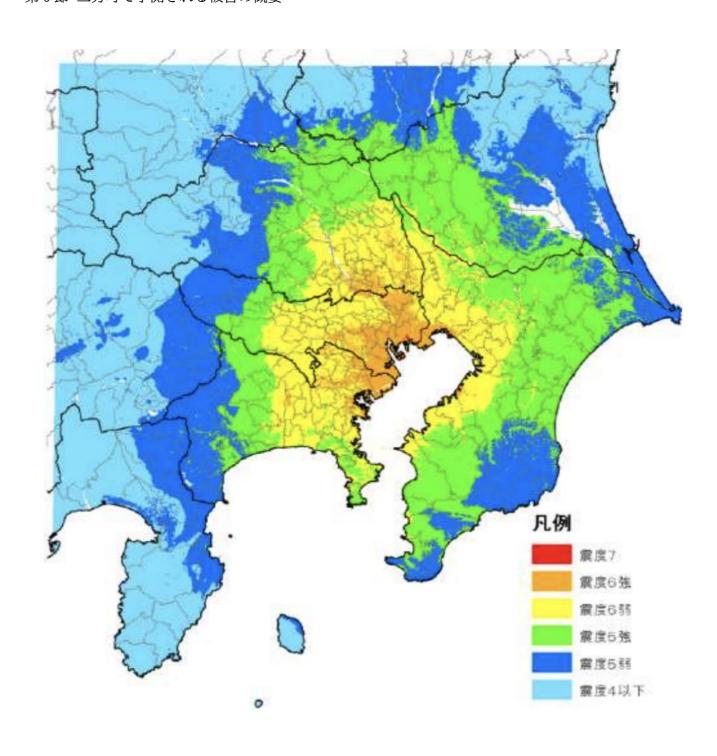


図 震度分布(都心南部直下地震)

第5節 三芳町で予測される被害の概要

≪埼玉県内の建物全壊・焼失棟数想定結果≫

(棟)

項目	揺れによる全	液状化による	急傾斜地崩壊	地震火災によ	全壊及び焼失	
	壊	全壊	による全壊	る焼失	棟数合計	
数量	約 175,000	約 22,000	約1,100	約 412,000	約 610,000	
	(約21,000)	(約4,900)	(約 20)	(約71,000)	(約 97, 000)	

≪死者数想定結果≫

(人)

項目	建物倒壊等による死者	急傾斜地崩壊 による死者	地震火災 による死者	ブロック塀・自 動 販 売 機 の 転 倒、屋外落下物 による死者	死者数合計
数量	約 6,400 (約 700)	約 60 (わずか)	約 8, 900 ~約 16, 000 (約 1, 600 ~約 3, 000)	約 500 (約 20)	約 16,000 ~約 23,000 (約 2,400 ~約 3,800)

(被害のもっとも大きくなる冬の夕刻風速 8m/s での想定結果であり、() 内は埼玉県内の被害数量(内数)である)

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第1節 自助・共助による防災力の向上

第2章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助・共助による防災力の向上

第1 予防・事前対策

【各課、関係機関】

1. 自助による予防対策の実施

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。町は、公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等(※)の整備を促進する。

その上で、震災時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域を守るため、県や防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性 化に取り組む。

また、町民の防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、防災教育を体系的に行うとともに、広報紙の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、町民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

- ①防災に関する学習
- ②火災の予防
- ③防災設備(消火器、住宅用火災警報器、ガスのマイコンメーター、感 震ブレーカー等)の設置
- ④家庭備蓄及び非常持出品の準備
 - ・食料(カップ麺やビスケット等)、携帯用飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、衛生用品等生活必需品の備蓄(非常持ち出し用に1日分、家庭内備蓄で最低3日間、できれば1週間分を目標)
 - ・救急用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、預金通帳、保険証・免許証、 ヘルメット・頭巾、軍手、毛布、タオル、下着、使い捨てカイロ、 ホイッスル等の準備
- ⑤家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- ⑥ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ⑦震災時の家族同士の連絡方法の確認 (災害用伝言ダイヤル171など)
- ⑧三芳町コミュニティメールへの登録
- ⑨地域防災組織への参加
- ⑩県や市町村、行政区(自治会)、地域防災組織等が実施する防災訓練、 防災活動への参加
- ⑪近隣居住者との積極的な交流及び地域活動(行政区・自治会の活動等)への参加
- ⑩近隣の要援護者への配慮
- ③住宅の耐震化
- ⑭地震保険への加入
- ⑩家庭における防災総点検の実施
- 16その他、各自の状況に応じた備え

第1節 自助・共助による防災力の向上

2. 自主防災組織の整備・育成

町は住民に対し、自主防災組織に関する認識及び必要性を深めるため広報等を積極的に行うと共に、住民が防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、活動についての助言あるいは援助等を行うことにより、自主防災活動の育成及び指導に努める。

※ 自主防災組織や事業所等における防災組織等

【自主防災組織】

地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行うために結成する団体(組織)を指す。主に町内会や自治会などを単位に結成される。

【事業所等における防災組織等】

一定規模以上の事業所又は危険物を取り扱う事業所において、消防法又はその他の法令により設置が義務付けられている自衛消防組織を指す。

その他の事業所については、防災活動のために、自主的に設置した防災組織を指す。

(1) 取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

(2) 平常時の活動内容

- 1 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 2 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発(例防災イベント・講習会の実施、各種資料の回覧・配布)
- 3 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 4 防災用資機材の購入・管理等
- 5 資機材の例初期消火資機材(軽可搬ポンプ、消火器)、救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり)救護用資機材(救急医療セット、リヤカー)
- 6 地域の把握(例危険箇所の把握、要配慮者)

(3) 発災時の活動内容

- 1 初期消火の実施
- 2 情報の収集・伝達の実施
- 3 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施

- 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
- 第1節 自助・共助による防災力の向上
 - 4 集団避難の実施(特に避難行動要支援者の安全確保に留意)
 - 5 避難所の運営活動の実施(例炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

3. 自主防災組織づくりの推進

おおむね行政区単位ごとの組織づくりとその組織の連合体づくりを目標とし、組織づくりに関する広報等を積極的に行う。また、地域の要請に応じ、自主防災活動に関して助言を行う。行政区単位を基本に、自治会やマンション単位、さらには事業所単位での自主防災の取組についても促進する。

(1) 組織活動の促進

町は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。

13167 571	にかりような自主的炎性域の指令、自然で図る。
	・緊急地震速報についての普及・啓発
自主防災組織	・防災訓練の実施
	・防災知識の普及・啓発
	・防災用資機材の整備
	・地域の災害危険の把握
	・災害時の活動計画の作成
住民	・防災に関する学習
	・火災の予防
	・防災設備(消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー)の設置
	・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
	・食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必
	需品の備蓄(最低3日間(推奨1週間)分を目標)
	・自動車へのこまめな満タン給油
	・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
	・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
	・震災時の家族同士の連絡方法の確認(災害用伝言ダイヤル 171な
	と)
	・自主防災組織への参加
	・町、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参
	加
	・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動(町内会・自治会の活動等)
	への参加
	・近隣の要配慮者への配慮
	・住宅の耐震化
	・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
	・家庭や地域での防災総点検の実施
	・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

また、町は防災関係機関との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

(2) 自主防災組織への助成

町は、自主防災組織の結成の促進と活動の育成を図るため、「三芳町自主防災組織育成補助金交付要綱」に基づき、行政区等のコミュニティにおける結成及びその運営に対し

第1節 自助・共助による防災力の向上

て、研修費や基本的防災資機材整備費(初期消火、救助・救護、訓練、避難誘導等に必要な資機材)等の補助金を交付する。

(3) 防災リーダーの育成

町は、自主防災活動の充実を図るため、消防団と連携しつつ、地域防災のリーダーとなる人材の育成に努める。また、防災士をはじめ、防災指導者養成研修等への参加を促進するとともに、人材の発掘、活用に努める。

(4) 自主防災組織連絡協議会(仮称)の設置促進

自主防災組織による地域防災活動を推進し、各組織相互間の協力体制の確立を図る。現在、町内の行政区ごとに自治会運営による自主防災会や防災部が設置されている。これらの情報交換と相互研修等を目的として、自主防災組織連絡協議会(仮称)等の設置を検討する。

(5) 地区災害対策本部

大規模地震(震度5強以上)が発生した場合は、行政区ごとに地区災害対策本部を設置するものとする。このため、各行政区は、自主防災会(自主防災組織)等の防災体制を母体としつつ、また、町の「地域防災初期行動マニュアル」等を参考に、地区災害対策本部の設置条件、本部組織の構成・役割分担等を定めた地区防災マニュアル等の策定を検討するものとする。また、町は、各行政区と協力して、災害に関する情報伝達方法、必要な人的・物的支援の実施方法等を定め、町災害対策本部と地区災害対策本部間の連携体制の構築を推進するものとする。

4. 公共的団体における防災力の強化

町は、区長会や民生委員児童委員協議会、商工会や社会福祉協議会等の公共的団体の防災 力の向上を図るため支援や助言を行い、相互の連絡を密にして災害時の応急対策等に協力体 制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

5. 民間防火防災組織の育成強化

地域社会においては、住民一人一人が常に防火・防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

町は、地域コミュニティ以外の枠組みで、子ども等の年代層にあわせ、又は社会福祉等の分野を中心として、防火・防災の意識高揚や知識普及、技術の向上を行おうとする団体・組織を支援し、連携を図ることで、重層的に地域防災力の向上を図る。

6. 消防団の活動体制の充実

大規模な地震発生に伴う広域複合的な災害の消防活動には、地域と密接に繋がる消防団員の活動が欠かせないものとなる。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団への参加促進、消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等を図るとともに、以下のとおり消防団の強化に向けた対策を促進する。

第1節 自助・共助による防災力の向上

また、消防署と合同で訓練を行うことで団員の活動技術の向上を図る。さらに、消防団車 庫は地域の活動拠点としての機能を整備し、地震による火災の延焼防止及び救出・救助等の 活動に有効な資機材を計画的に増強する。

(1) 消防団の活性化と育成

若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、 女性や大学生、郵便局や企業の社員の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団 員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

(2) 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得 やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図 る。

(3) 地域防災活動への協力

消防団は、地域防災組織等が行う防災教育・訓練において、地域と協力して指導的な役割を担うものとし、これら防災教育・訓練の指導を通じて地域における防災活動の主導的や役割を果たす人材(地域防災リーダー)の育成を図る。

(4) 消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合には、町の消防団のみでは災害対応が困難なため、入間東部地区事務組合管内の消防団の相互応援はもとより、消防組合の相互応援協定に準じて管外の隣接消防団による広域応援活動が円滑に行われるよう、災害時における相互応援協議を推進する。

7. 広域消防応援体制の整備

町は、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、消防の広域化に向けた取組を推進するとと もに、広域化後の消防の円滑な運営の確保を図るものとする。

(1) 広域消防相互応援協定

1 隣接地域相互応援協定

周辺市の消防本部等との相互応援協定の締結により、災害時に各消防機関からの応援活動により対応力を強化する。

2 埼玉県下消防相互応援協定

埼玉県下の市町村の消防本部等と相互応援協定を結び、災害時の対応力を強化するもので、町長が応援要請を行う。現在、締結されている消防相互応援協定を、資料 2-3~2-7 に示す。

〔資料 2-3 埼玉県下消防相互応援協定書〕

[資料 2-4 入間東部地区事務組合·川越地区消防組合相互応援協定]

[資料 2-5 入間東部地区事務組合·朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定]

第1節 自助・共助による防災力の向上

〔資料 2-6 入間東部地区事務組合・さいたま市消防相互応援協定〕

[資料 2-7 入間東部地区事務組合・埼玉西部消防組合消防相互応援協定]

(2) 緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災の教訓から平成 16 年 4 月に法制化された、全国の消防機関相互による援助体制により、災害時の対応力を強化するもので、原則として町長が県知事に対して 応援要請を行う。

(3) 応援・受入体制の整備

応援の実施及び受入の状況を想定した訓練、体制の整備を図る。

【自治安心課、入間東部地区事務組合】

8. 入間東部地区事務組合警防対策本部の設置基準

地震発生時において、入間東部地区事務組合の警防対策本部の設置基準は「入間東部地区 事務組合警防規程(以下、「警防規程」という。)並びに入間東部地区事務組合警防対策本 部設置要綱(以下、「本部要綱」という。)」に基づくほか、三芳町災害対策本部の設置基 準に準じて設置する。ただし、2市1町内の他市の被害状況により、三芳町災害対策本部の 設置の有無にかかわらず設置されるものとする。

(1) 動員配備

動員配備については、本部要綱並びに入間東部地区事務組合震災消防活動指針(以下、「消防指針」という。)、消防団震災消防活動指針(以下、「団指針」という。)によるものとする。体制は「予備体制」「警戒体制」「非常体制」とし、警戒体制と非常体制において、警防対策本部を設置する。

消防指針を資料 2-8 に、団指針を資料 2-9 に、警防対策本部の組織構成を資資料 2-10 に示す。

〔資料 2-8 入間東部地区事務組合震災消防活動指針〕

〔資料 2-9 消防団震災消防活動指針〕

〔資料 2-10 災害警防本部構成及び事務分掌〕

〔資料 2-11 消防団組織構成〕

非常体制においては、消防長が次の基準により震災配備態勢を発令する。

配備態勢		配	備	基	準	
震災非常配備態勢	管内に震度	5 弱以上の	り地震が	3発生し	た場合	(自動参集)
震災緊急配備態勢	管内に震度	5 弱以上の	り地震で	で被害が	発生し	た場合

配備人員は、次のとおりとする。

- 1 震災非常配備態勢 全職員及び消防団幹部等※
- 2 震災緊急配備態勢 全職員及び全消防団員

第1節 自助・共助による防災力の向上

※消防団幹部等とは、正副団長・本部員・女性団員・分団長以下 5 人を指す。

9. 事業所の防災体制の充実

町は、町内の事業所が災害後速やかに事業を継続・再開できるよう、事業防災力の強化を 推進するため、各事業所が設置する自衛消防隊との連携を図る等、事業所との協力体制の確 保に努める。

事業所は、災害時の事業所の果たす役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業 継続計画(BCP)を策定するよう努めると共に、次に示すような防災体制の整備、防災対策 の推進に努めるものとする。

- ①帰宅困難者を発生させない対策(顧客・従業員等の帰宅行動の抑制)
- ②飲食物・物資等の備蓄
- ③防災訓練
- ④事業所の耐震化
- ⑤FAX・コピー機等の什器の固定
- ⑥想定される被害からの復旧計画策定
- ⑦各計画の点検・見直しなど

10. ボランティア活動環境の整備

町は、社会福祉協議会と連携しながら、平常時から災害ボランティアセンター設置に係るボランティアの受付、登録、研修、活動への支援等活動方法の調整を行うとともに、活動拠点や通信体制を整備しておくものとする。

(1) 町内ボランティアの受付・登録

災害時において町の人的資源の活用を図るため、平常時からボランティア人材を把握しておくとともに、災害ボランティア登録に関し、広く住民に告知を行い、受付・登録ができる体制を整備する。

(2) 登録ボランティアへの研修

登録ボランティアに対し、町内で実施される各訓練への参加を呼びかけ、対応能力の向上に努める。

(3) 町外ボランティアの受入体制の整備

被災時における他市町村からの災害ボランティアの応援受入に際し、その調整体制、活動拠点について予め定めておく。

第2 応急対策

1. 自助による応急対策の実施

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。

第1節 自助・共助による防災力の向上

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。

- ・自分の身を守る(机下で頭部を保護するなど)
- ・火元 (元栓) 確認、初期消火の実施
- ・ドアの開放、逃げ道確保
- ・家族の安全確認
- ・テレビやラジオで正確な情報を把握
- ・避難時の電気ブレーカー遮断 (通電火災の防止)、戸締り
- ・非常持ち出し品の確認
- ・近隣の要援護者等安否確認
- ・地域の自主防災活動への参加、協力
- ・避難所生活でのルール・マナーの遵守
- ・県、町、防災関係機関が行う防災活動への協力
- ・風評に乗らず、風評を広めない

2. 地域の活動体制

(1) 地区災害対策本部の設置

行政区等地域防災組織は、概ね震度5強以上の揺れが生じた場合を基準として、災害発生後速やかに地区災害対策本部を設置するものとする。地区災害対策本部の組織構成は、次を標準として地域防災組織ごとに定める。

<地区災害対策本部組織の構成(例)>

本部長・副本部長:地区の応急活動の指揮をとる

連絡・調整班:地区内の情報収集及び、町、関係機関との連絡・調整

- 非常持出し班:非常持出し書類等の持ち出し・保管、対応状況の記録

-<u>指揮・誘導班</u>:避難の呼びかけ、避難誘導

- <u>救護・支援班</u>: 負傷者等の救助・救護活動

(初期消火は、全班を挙げて行う。)

(2) 地区災害対策本部の活動

地区災害対策本部は、「地域防災初期行動マニュアル」に基づき、救急救助、初期消火、地域の被害状況収集、避難誘導、避難所開設等所定の地域防災行動を行う。

(3) 地域による応急対策の実施

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

<地域防災組織>

- ・地区災害対策本部の設置
- ・一時避難場所としての集会所等の開放
- ・地区住民(特に災害時要援護者)の安否確認
- ・救急救助、初期消火の実施(救助隊・消防隊への協力)
- ・地区のパトロール、被害情報の収集
- ・地区被害状況の町への伝達
- ・地区住民の避難誘導(指定避難所へ)
- ・指定避難所の開設及び運営(開錠・受付・収容、避難所運営委員会の 設置、備蓄物資の配布等)

<消防団>

- ・地域パトロールの実施
- ・情報の収集
- ・消火、救助活動の実施
- ・避難誘導の実施
- ・軽症者の搬送(応急仮設救護所へ)

(4) 地域の安全確保への協力

自主防犯団体は、地域の安全の確保のため町及び警察の活動に可能な範囲で協力する。 自主防犯団体は、避難後の留守宅の空き巣対策及び避難所生活での犯罪防止に向け、現地 本部や避難所運営委員会と協力して、避難者に対し防犯上の注意喚起を行う。

(5) 事業所による応急対策の実施

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。なお、町は企業等が設置する自衛消防隊と連携し、被害の拡大防止に努めるものとする。

機関名等	役割
事業者	・利用者、従業員等の安全確保・被災者等の安否確認
	・救助隊との協力 ・救出・救護の実施
町	・企業等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止

3. ボランティア、NPO、NGO等への対応

(1) 受入れ窓口の設置

災害発生後、救助総務班は速やかに社会福祉協議会と連携してボランティア、NPO、NGO 等の受入れ窓口(町災害ボランティアセンター)を設置する。設置場所は、原則的に町総合

第1節 自助・共助による防災力の向上

体育館内とする。被害により、設置場所が変更される場合には、変更内容を防災行政無線、広報車及び秘書広報班を通じて報道機関等より周知する。町災害ボランティアセンターの運営は、町社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなどボランティアのコーディネート業務を行う。

(2) ボランティア等の受付及び県への報告

ボランティア等の受付に際しては、個別に以下の各項目について調査し、記録する。配 置先のリーダーからの業務内容に関する報告を受けた後、県へ速やかに報告する。

1	氏	名		6	職	業
2	性	別		7	配置	是先
3	年	齢		8	業務	5内容
4	住	所		9	活重	 予定期間
(5)	電話番号					

- ボランティア等に関する県への報告事項

(3) ボランティア等の配置

町災害ボランティアセンターはボランティア等の受付後、個々の経験、技量、活動予定期間及び各班からの応援要請の状況等を考慮し、業務の振り分けを行い、指定避難所等へ配置する。配置後は、各リーダーの指示のもと業務につくものとする。リーダーは配置されたメンバーの業務内容について速やかにセンターに報告する。

(4) 施設の提供

町は、受け入れたボランティア等の活動拠点として、以下の施設の提供を行う。ただし、これらの施設は避難所としても活用可能であるため、住民の避難状況やボランティア等の受入れ状況を考慮し、庁内で協議・調整したうえで対応するものとする。

<町災害ボランティアセンター>

施設名称	所在地	電話番号	面積 (m²)				
三芳町総合体育館	藤久保 1100-1	258-0311	5,984.61				
三芳町文化会館 (代替施設)	藤久保 1100-1	259-3211	3,965.00				

(5) 応援の要請

ボランティアが不足する場合には、県及び県災害ボランティアセンターに対し、救助部 救助総務班がボランティアの派遣の要請をする。これらの受入れに際しても(2)及び(3)と 同様の手順で進めるものとする。 第2節 災害に強いまちづくり

第2節 災害に強いまちづくり

災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを推進するとともに、都市計画を活用して市街地の整備を推進する。

【自治安心課、都市計画課、教育委員会、入間東部地区事務組合】

第1 予防・事前対策

1. 液状化危険地域の予防対策

県の地震被害想定においては、町域での大規模な液状化の発生は想定されていない。しか しながら、地盤条件によっては局所的に液状化が発生する危険性は否定できない。

町は、大学、各種研究機関での調査研究における調査結果を活用するとともに、必要に応じて危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、町内で液状化現象が予測される地域に関しては、ハザードマップ等を通じたその状況の公表を行い、予め対策を検討する。

土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策(地盤改良工法)と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を研究する。建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法などの普及及び啓発を行う。

2. 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止は、宅地開発業者などに都市計画法及び建築基準法などの宅 地造成に関する基準を遵守させることが有効である。このため、各所管行政庁と連携を図り ながらこれら法令の遵守を徹底させるものとする。造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注 意喚起を実施する他、巡視等により違法開発行為の取り締まりを実施する。また、大規模に 盛土造成させた宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。

3. 防火地域及び準防火地域の指定

県被害想定調査によると、町内の焼失棟数が30棟を数える結果となっており、火災防止対策が急務といえる。将来の都市機能の充実、快適で安全な生活環境の確保及び災害時における避難所及び避難所へ至る連絡道路として重要な幹線道路の機能確保のため、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。

4. 建築物の防火の推進

町は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

5. 公共土木施設の耐震補強の推進

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。

第2節 災害に強いまちづくり

6. 社会資本の老朽化対策の推進

町は、老朽化の進む社会資本(橋梁、下水道等)に関して、長寿命化計画を作成して予防保 全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

7. 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進

町は、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災事業の着実な実施を 図る。

8. 防災活動のための公共用地等の有効活用

町は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。また、住宅密集地域における災害時の緊急避難に対し、避難路や一時避難場所としての臨時的な土地利用など、周辺の事業所や地権者に理解を促す。

9. まちの耐震化

(1) 建築物の耐震化

三芳町建築物耐震改修促進計画(平成21年3月)に基づき、建築物の耐震化を推進する。

1 公共建築物

町が所有する防災上重要な拠点建築物(防災拠点施設)は、耐震化率 100%を目標に、 昭和 56 年の新耐震基準以前に建てられた拠点建築物から優先的に耐震診断を実施し、 その結果をもとに、改修・補強等の適切な処置を順次行う。また、初動時においても平 常時と近い状態で使えるという機能面での耐震性も必要とするため、非常電源や耐震性 貯水槽、電算関係のデータバックアップシステムの整備等設備面での対策を含めた耐震 性の向上を図る。

なお、被災時に住民を収容する指定避難所となる小・中学校施設については、新耐震基準に基づき平成25年度までに、必要な耐震改修工事を終了している。町内の公共施設を、資料2-12に示す。

〔資料 2-12 公共施設一覧〕

2 一般建築物

人的被害を減少させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があり、三芳町建築物耐震改修促進計画(平成21年3月)に基づき、引き続き耐震化を促進する。特に、不特定多数の者が使用する施設及び災害時要援護者(要配慮者)に関わる一定規模以上の社会福祉施設や医療施設等について耐震性の確保に配慮する。なお、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物や、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断とその結果の報告、公表を行うこととなっている。新築建築物については、耐震構造設計指針に基づいた設計を行うよう指導する。

また、軟弱地盤対策、液状化対策、外装材の落下防止対策等の助言や指導を進める。 既存建築物については、耐震診断と耐震補強の促進を図るよう、住民への町の支援制度

第2節 災害に強いまちづくり

(三芳町既存住宅耐震診断助成制度、三芳町既存住宅耐震・建替え改修助成制度)活用の啓発指導や相談窓口の開設等の整備を進める。そのほか、家具等の固定、窓ガラスの飛散防止等の建築物内部の防災対策について、住民に対して広く啓発を行うものとする。

(2) 多数の者が出入する建物及び危険物施設の安全対策

町は、入間東部地区事務組合と協力し、以下に示す防火対象物及び、危険物施設への安全対策を実施する。消防法の規定に基づき、多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物等で政令に定めるもの(消防法施行令別表第1を資料2-13に示す)及び消防法で定める危険物(危険物の規制に関する政令・別表第3を資料2-14に示す)を取り扱う事業所に対し、火災予防を目的とする査察を適時実施し、これらの改善指導を行い、災害を未然に防止し、以って公共の安全確保に努めるものとする。

〔資料 2-13 消防法施行令別表第1〕

〔資料 2-14 危険物の規定に関する制令・別表第3〕

- 1 多数の者が出入する建物について防火管理者の選任、消防計画書の作成、消防訓練の実施、消防用設備の設置促進を指導し、災害による被害を最小限に抑えるよう努める。
- 2 事業所に設置される危険物施設について、消防法令等の技術上の基準に従い、位置・構造・設備を指導し、危険物災害に対する安全確保に努める。
- 3 危険物施設の安全確保について、危険物取扱者・危険物保安監督者を危険物に関する自 主保安のリーダーとして育成指導する。

(3) その他構造物の安全対策

1 ブロック塀の生け垣化

町は、ブロック塀(石塀を含む)の生け垣化の実施に対して、助成措置を実施しており、今後とも住民に対して広く啓発・奨励の推進を行う。

2 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

町は、地震時の窓ガラス・外壁タイル・看板等の飛散・落下防止対策、天井材ほか非構造部材の脱落防止対策について、普及啓発を図る。また、緊急輸送道路、避難路等における落下対象物の地震に対する安全性の把握に努めるとともに、必要に応じて管理者に安全対策を促す。

3 自動販売機の転倒防止対策

町は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に 対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

4 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策(地震時管制運転装置の設置、エレベーター内備蓄等)について啓発する。

5 防災上著しく危険な建築物(空き家ほか)の実態把握

町は、管理不全の空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧

第2節 災害に強いまちづくり

告を行う措置を検討する。

6 危険ブロック塀の倒壊防止対策

町は、危険ブロック塀(石積塀、万年塀等を含む)の撤去と築造の実施(特に緊急輸送 道路、避難路、通学路等に面している塀)に対して、助成措置を実施しており、今後と も住民に対して広く啓発・奨励の推進を行う。

10. 不燃化等の促進

(1) 取組方針

市街地が連続して木造住宅が密集している地域は延焼の危険性が高いため、こうした地域を中心に不燃化対策を推進する。

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

(2) 防火地域又は準防火地域の指定

比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。

(3) 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

11. オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地におけるオープンスペース(防災空間)の確保に努める。

(1) 公園の整備

町は、震災時における住民の生命、財産を守るため、地域の中核的な防災活動拠点となる公園について、耐震性貯水槽やマンホールトイレ、トイレベンチ、かまどベンチや非常電源等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる公園や広場と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する公園や広場の整備を推進する。

(2) 緑地・農地の保全

都市内の緑地及び市街化区域内農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸 等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、県及び町は緑地等の保全を推進する。

第2節 災害に強いまちづくり

(3) 広幅員道路の整備

町は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

12. 土地利用の適正化と市街地の整備

(1) 防災面に配慮した適正な土地利用の推進

国土利用計画法に基づく国土利用計画や土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。

- 土地区画整理事業
- 市街地再開発事業
- 都市防災総合推進事業
- 密集市街地の改善及び拡大の防止
- 地区計画等の活用
- 地籍調査の推進

(2) 宅地造成地の防災対策

1 災害防止に関する指導等

都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

2 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都 市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

3 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

4 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置 (不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等)を促進する。

5 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土 高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導す る。

第2節 災害に強いまちづくり

(3) 大規模盛土造成地マップの作成・公表

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとと もに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(4) 造成地の予防対策

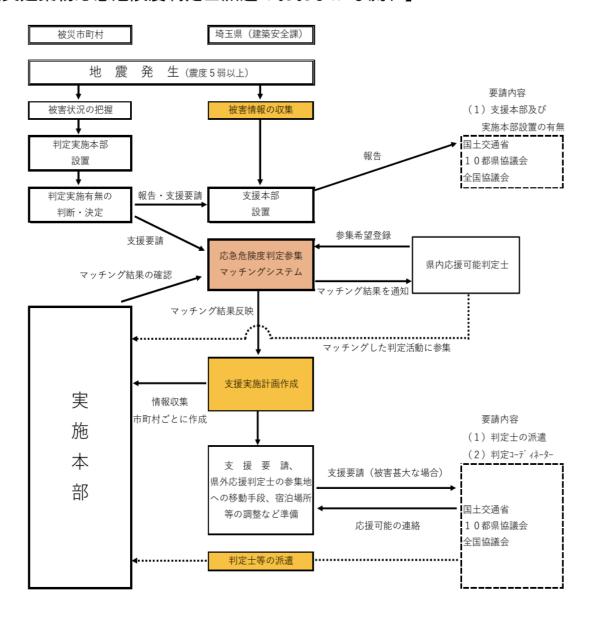
造成地に発生する災害の防止は、宅地開発業者などに都市計画法及び建築基準法などの 宅地造成に関する基準を遵守させることが有効である。このため、各所管行政庁と連携を 図りながらこれら法令の遵守を徹底させるものとする。造成後は梅雨期や台風の巡視強化 及び注意喚起を実施する他、巡視等により違法開発行為の取り締まりを実施する。また、 大規模に盛土造成させた宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推 進する。

13. 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

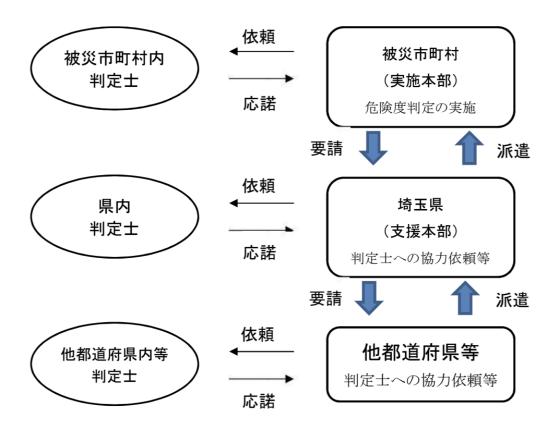
県及び町は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険 度判定が速やかに行われるように体制を整備する。県及び町は、地震災害発生時に被災建築 物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する体制を整備する。

町は、地震発生後に判定活動が円滑に実施できるように、町の判定士ネットワークの構築 など体制整備を促進する。

【被災建築物応急危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



【被災宅地危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



14. 消防力の強化

大規模な地震が発生した場合、同時に数多くの火災や建築物の倒壊が発生し、住民の生命、身体及び財産に多大な危険が生じる。このため、消防機関は被害を最小限にとどめるために活動部隊の効率的運用をする体制及び施設の整備を図る必要がある。

15. 出火の防止と消防活動

(1) 出火の防止

県の被害想定では、町内の焼失棟数の想定が30棟と、火災焼失による被害が町の主要な被害のひとつとなっている。また、町の出火原因の多くが、「火気器具」「電熱器具」であり、感震機能を備えた器具が多くなったものの、住民自身によるブレーカー遮断確認、初期消火対策、停電復旧時の通電火災への備えといった地震火災の予防啓発を図る。

(2) 一般の住民に対するもの

- 1 地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災啓発を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努める。
- 2 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している感震ブレーカー、対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。
- 3 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構

第2節 災害に強いまちづくり

等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなど、 通電火災に関する普及啓発を図る。

4 住宅用防災機器の設置普及促進により、出火件数の減少に努める。

(3) 化学薬品からの出火防止

- 1 町は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など 適切な管理を促す。
- 2 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

(4) 児童生徒に対するもの

- 1 防災訓練等を通じて防火に関する知識の向上と火災に関する警戒心の普及に努める。
- 2 火災予防に関するポスター等の作品を募集し、防火意識の高揚及び防火に関する基礎知識の普及促進に努める。

16. 初期消火

(1) 地域住民の初期消火力の強化

同時多発的な火災が発生した場合、消防力にも限界があることから地域における自主防災体制の結成・育成に努める。地域住民の共助による消火器消火やバケツリレー等の初期消火力を消火訓練等を通じて高めるものとする。

とりわけ、木造住宅密集地域を中心に共助による初期消火対策を促進する。まちかど消火器、まちかど消火栓、排水栓等の活用について、効果や安全性、維持管理も含めて、常備消防や自主防災組織等と連携しながら研究・検討する。あわせて、延焼時の避難経路の選定や消防機関への通報についても、コミュニティによる話し合いや訓練を促進する。

(2) 事業所の初期消火力の強化

事業所に設置された消防用設備等の機能を確保することにより、地域で発生した火災の初期消火にも対応できる体制を整備する。あわせて消防法に基づく自衛消防隊に対して社会情勢の変化に対応した消防力を確保できるような消防計画の作成指導と的確な消火活動ができるように訓練を実施することを推奨する。

17. 地域住民と事業所の連携

県及び町は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、地域防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

18. 消防施設の耐震化及び更新整備

事務組合は、計画的に災害拠点となる消防施設の耐震化及び更新整備を図る。

- 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
- 第2節 災害に強いまちづくり

19. 消防資機材等の整備

- 1 消防本部は、災害対策、特に木造住宅の密集地域での火災に対応できるよう計画的に消防資機材、車両等の更新整備を図る。
- 2 消防団は、計画的に消防資機材、車両等の更新整備を図る。
- 3 消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の 整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- 4 消防本部は、地域による初期消火活動が円滑に行われるよう積極的にコミュニティ等を対象とした実技講習等を行う。

20. 消防水利の整備

火災の延焼拡大危険が高く、消防活動が困難と思われる地域、避難所周辺等を中心に地域 住民の安全な生活を確保するために、耐震性貯水槽・防火水槽等の整備、ビルの保有水の活 用、河川等の水利の開発や確保を計画的に進める。

21. 孤立化地域対策

大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域(以下「孤立化地域」という。) について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ 備蓄・調達・輸送体制を整備する。県は町の取組を自主防災組織の強化等の取組を通じて支 援する。

第2 応急対策

- 1. 三芳町の公共施設が共通してとるべき措置
 - 1 各施設の責任者は、施設利用者の安全を図るため、綿密な消防計画及び避難マニュアルを策定する。

〔資料 2-15 三芳町庁舎避難誘導マニュアル〕

- 2 来庁者の安全を確保するため、避難の際、施設管理責任者は階段等避難設備を利用して来庁者を安全な場所に誘導する。また、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。
- 3 通信・放送設備の点検を行う。
- 4 機械設備、電気設備の点検を行う。
 - ・冷暖房
 - ・その他必要な電気、機械の運転

なお、電気設備の復旧が必要な場合は、「埼玉県電気工事工業組合」との協定に基づき、支援を要請する。

〔資料 2-16 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書〕

〔資料 2-17 災害時における電源供給に関する協定〕

〔資料 2-18 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定〕

- 5 ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。
- 6 その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必

第2節 災害に強いまちづくり

要な点検措置をあらかじめ定める。

7 応急危険度判定調査の実施

2. 町有施設以外の公共施設等の応急対策

(1) 取組方針

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、 関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。町は、公共施設等が被災し、使用不 能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。ま た、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保する ため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順 調に行うよう指導する。

(2) その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

利用者等施設を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等町

本部は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を次のとおり県家畜保健衛生所に報告する。

3 社会福祉施設

被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(3) 危険物等関連施設

1 危険物取扱施設における応急対策

入間東部地区事務組合は、震災時には危険物取扱施設の実情に応じて、以下の応急措置 を行うよう指導する。

(1)危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等の恐れがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急措置を行う。

(2)危険物施設の緊急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物取扱施設、消火設備、 保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

(3)危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な処置を 行う。

(4)災害発生時の応急活動事態の確立

第2節 災害に強いまちづくり

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス・中和剤等を活用し、初期消火、流出防止措置を行う。

(5)防災関係機関への通報

災害を発見した場合には、速やかに消防、警察に通報し状況を報告する。

3. 事業所の応急対策

(1) 従業員及び周辺地域の住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、消防、警察と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全 を図るため、避難、広報等の措置を行う。町災害対策本部は、状況を判断し、警戒区域の 設定や避難経路の決定等を行う。

第3 復旧対策

【総務部、情報部、各部】

1. 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実施を図る。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。災害復旧事業の種類を以下に示す。

- ·公共土木施設災害復旧事業計画
- ・農林水産業施設災害復旧事業計画
- ·都市災害復旧事業計画
- ·上下水道災害復旧事業計画
- · 住宅災害復旧事業計画
- · 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ·公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- · 学校教育施設災害復旧事業計画
- · 社会教育施設災害復旧事業計画
- ・復旧上必要な金融その他資金計画
- ・その他の計画

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

3. 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

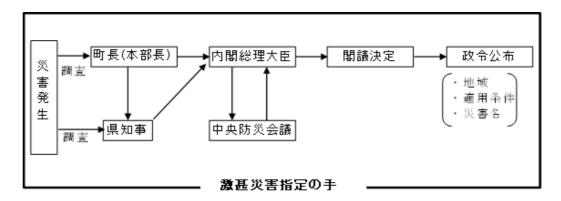
第2節 災害に強いまちづくり

財政援助根拠法令は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で 事業費の2分の1を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 10県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 11水道法

4. 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(1) 財政援助措置の対象

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - 1) 公共土木施設災害復旧事業
 - 2) 公共土木施設復旧事業関連事業
 - 3) 公立学校施設災害復旧事業
 - 4) 公営住宅災害復旧事業
 - 5) 生活保護施設災害復旧事業
 - 6) 児童福祉施設災害復旧事業
 - 7) 老人福祉施設災害復旧事業
 - 8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - 9) 障害者支援施設等災害復旧事業
 - 10) 婦人保護施設災害復旧事業

- 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
- 第2節 災害に強いまちづくり
 - 11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - 12) 感染症予防事業
 - 13) 堆積土砂排除事業
 - 14) たん水排除事業
 - 2 農林水産業に関する特別の助成
 - 1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - 2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - 3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - 4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - 5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - 6) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - 7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - 8) 森林災害復旧事業に対する補助
 - 3 中小企業に関する特別の助成
 - 1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - 2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
 - 3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - 4 その他の財政援助及び助成
 - 1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - 2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - 3) 日本私学振興財団の業務の特例
 - 4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
 - 5) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
 - 6) 水防資材費の補助の特例
 - 7) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - 8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - 9) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - 10) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
 - 11) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助
- (2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

5. 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制に関して、必要な措置を講じる。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

復旧事業の実施に際しては、緊急の場合であっても関係住民に対して理解を得るように努める。なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

(1) 町管理道路施設

土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに、古い基準で建設された橋梁について、橋 脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。

災害時、緊急活動や救援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、緊急輸送道路の橋梁の耐震化を優先的に実施する。緊急輸送道路にある橋梁の耐震補強の完了後、引続き避難経路等、緊急輸送道路以外の耐震補強が必要な橋梁の耐震化を進める。

緊急輸送道路については、県と連携し、無電柱化の促進に努める。

(2) 鉄道施設(東武鉄道株式会社)

鉄道施設は三芳町内にあるものではないが、住民の多くが利用する施設であるため、ここ に以下のとおり対策方針を記載する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1 予防・事前対策

- 1. 交通関連施設の安全確保
- (1) 高速道路施設(東日本高速道路株式会社)
 - 1 適切な維持管理

高速道路の設計に当たっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実態の変化に対応した適切な処置を講じ、安全の確保に努める。

2 予防のための点検及び耐震性の確保

高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保する ための必要な補強等の災害予防措置を講ずる。橋梁等については、構造上の安全を付加 するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

3 利用者に対する広報活動

地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路 利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

4 資機材等の備蓄

地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用 品等の備蓄に努めるものとする。

5 鉄道施設・電気関係設備等の保守点検

構造物(トンネル、橋梁、路盤等)や軌道等の鉄道施設、電気関係設備等については、 定められた基準・心得に基づいて定期的に保守点検を行う。

6 職員に対する防災教育訓練計画

地震に関する知識、震災発生時の初動措置要領、心構え等について、毎年、春・秋の全 国火災予防運動、防災の日(9月1日)等を実施し、その徹底を期する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

2. 緊急輸送ネットワークの整備

町内における効率的な緊急輸送を行うために、各地区拠点、輸送拠点を結ぶ道路を選定 し、緊急輸送道路として指定する。

(1) 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合においても、緊急輸送が直ちに行えるよう輸送道路のネットワークを整備し、国道、県道、町道と町役場及び各地域拠点(指定避難所)を原則的に複数経路で結ぶようにする。

これらの道路に関しては、発災後、直ちに通行が可能となるように、障害物の除去等の体制を整備する。なお、町指定緊急輸送道路のなかで、町以外の道路管理者が管理する道路の場合別途協議する。

(2) 平常時からの対策

指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建物、 瓦礫等の障害物の発生を最小化させる。下水道管理者は、液状化が想定される地域内の緊 急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災 害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

また、道路管理者は、緊急輸送道路内で地震の影響により重大な被害の発生が心配される 箇所については、関係機関と協力し、調査・検討を行う。

(3) 住民への周知

住民に対しては、指定される緊急輸送道路に関して、その位置や役割を防災マップや看板等を使って周知を行う。

(4) 物資調達・輸送に関する体制の整備

1 輸送施設・拠点の確保

町は、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設(道路を除く)及び輸送・集積拠点 として以下を指定する。

臨時ヘリポート	運動公園グラウンド*(代替/唐沢小学校校庭)
輸送・集積拠点	総合体育館 (代替/文化会館)

※ 運動公園グラウンドが雨水冠水した場合等、唐沢小学校校庭を代替 ヘリポートとして振り替えるものとする。

2 輸送手段の確保

町は地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にすると共に、災害発生時に人員や救援物資等の輸送の要請に備え、協定を結ぶ埼玉県トラック協会所沢支部の車両台数、対応能力等を把握しておく。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

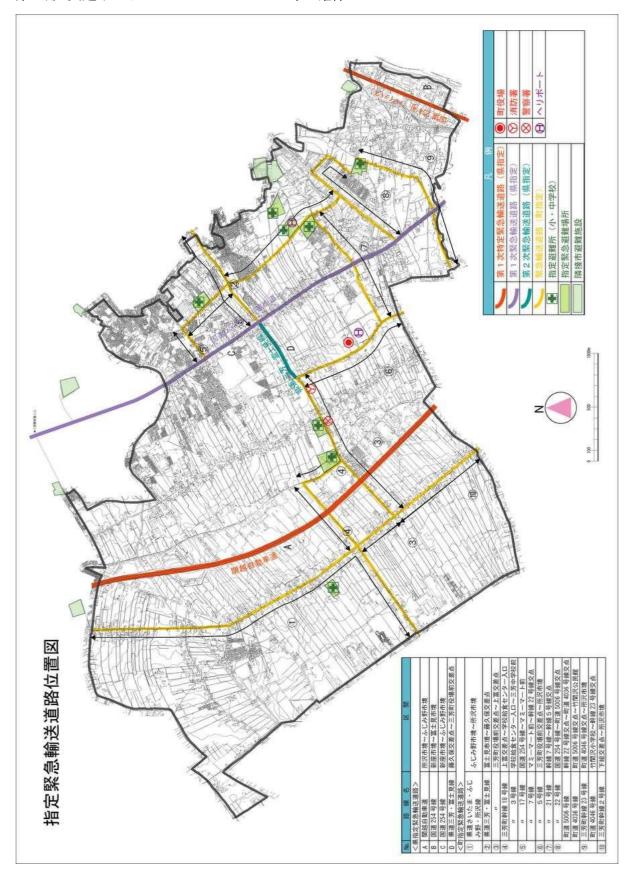
(5) 緊急通行車両の事前審査

町所有の車両、借上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両のうち、災害 応急対策業務に使用することがあらかじめ決定されている車両について、災害対策基本法 施行令第33条に基づき、事前に届け出を行う。

(6) 物資輸送に関する体制の整備

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。そのため、町は、物資集積拠点や指定避難所までの輸送方法などをあらかじめ県と調整しておく。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保



第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

3. ライフラインの確保

(1) 電気施設(東京電力パワーグリッド㈱)

地震に対して、保有設備毎に十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果等を 参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

(2) ガス施設(大東ガス株式会社)

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のため、以下に示す諸施策の実施を継続する。

- 1 導管を高・中・低圧に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- 2 構造物の地震被害との相関が高い、SI センサーを採用し、供給停止判断を図る。

(3) 上水道施設

水は、地震等災害が発生した場合においても、生命の維持や生活に必須であるため、施 設の耐震化を図り被害を最小限化することが重要である。

耐震性の低い石綿セメント管の更新事業は平成17年度に終了しているが、引き続き耐震性の高い配水管の敷設を進める。また、浄水場施設については平成23年度に着水井及び浄水池の耐震化工事を、平成25年度までに配水塔についても改築して耐震化が終了しているが、引き続き浄水場施設の耐震化を推進する。

さらに、非常時に備え、近隣市と相互に配水を融通し合う「緊急連絡管」の協議・整備 を進める。

(4) 下水道施設

下水道の流下機能は、地震等災害が発生した場合においても、トイレ機能の確保等住民の生活環境の確保に重要な役割を担うため、次の防災・耐震化対策を推進する。中継ポンプ場に電力の供給停止を想定し、仮設自家発電装置による受電機能を備えるものとする。 管路計画にあたっては、マンホールの液状化対策工法や管路の耐震化を推進する。

下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムを整備する。緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ県・町の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておく。

(5) 通信施設(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ埼玉支店)

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話(株)の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材、及び輸送力等を最大限利用して通信の疎通と施設の早期復旧を図るものとする。災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)のPRに努める。

防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。平素から災害復旧用資材を確保しておく。災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に揚げる訓練を定期又は随時実施する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

- ・発災時初動立ち上げ訓練
- ・気象に関する情報伝達訓練
- ・災害時における通信疎通訓練
- 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- ・消防及び水防の訓練
- ・避難及び救助訓練

4. エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた 取組を促進する。また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料 の多様化(電気、天然ガス、LPガス、水素等)に努める。

第2 応急対策

- 1. 道路ネットワークの確保
- (1) 高速道路(東日本高速道路株式会社)
 - 1 災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、関東支社、管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動 体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に 入る。

2 地震発生時の点検措置

地震発生時には、規模に応じ、高速道路等の損傷状況、利用者の被害状況、交通状況及び沿線の状況を把握するため、速やかに点検を実施する。

3 地震発生時の交通規制

地震の規模、被災状況に応じ、県公安委員会と協議し、速度規制、入口の閉鎖、通行止め等の交通規制を実施する。措置の情報は、標識、情報板、パトロールカー、ラジオ等により提供する。

4 応急復旧工事

高速道路で被害が発生した場合には、交通の確保、被害拡大の防止の観点から速やかに 応急復旧工事を行う。

2. 障害物の除去

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則的に道路管理者が行い、町以外の道路管理者に対する連絡は、土木班が行う。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

1 障害物除去の方法

土木班は、被害状況の調査結果を報告し、これに基づいて具体的な対応策を策定し実施する。

2 障害物を除去する道路の優先順位は以下のとおりとする。

図表

優先順位	道 路 種 別
1	地域住民の生命の安全を確保するために必要な道路
2	災害の拡大防止上重要な道路
3	緊急輸送を行う上で重要な道路
4	その他応急対策の活動上重要な道路

(2) 資機材の確保

- 1 第一次的には三芳町保有の器具及び機械を使用して実施する。
- 2 労力や機械力が不足する場合には、川越県土整備事務所を通じて、県及び隣接市からの派遣を要請する。
- 3 必要に応じて、三芳町災害対策協力会に協力を依頼する。

(3) 緊急輸送道路の確保と放置車両対策

緊急輸送道路は、防災関係機関が効率よく活動できるように、被害・復旧状況等を考慮し、町が指定する路線から順次確保する。災害の状況により、地域によって指定確保路線が確保困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、土木班の報告に基づいて本部から指示する。町が災害対策上の必要性から県の指定路線を確保する場合には、知事にその旨を通知する。

なお、町及び道路管理者は、放置車両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両 の通行を確保する緊急の必要がある場合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策 基本法第76条の6に基づいて区間を指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイルローダー等により車両の移動等を行う。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償(法第82条)や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

3. 交通規制

(1) 交通対策の実施

町は、道路施設が災害により、危険な状態が発見された場合または通報等により承知したときは、東入間警察署その他関係機関に通報し、交通対策を実施する。

(2) 道路標識等の設置

町は町道において道路法による通行の禁止又は制限を行う場合には、東入間警察署に連

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

絡の上、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した規制標識をたてる。ただし、緊急のため規定の標識が設置できない場合には、とりあえず通行を禁止し、制限したことを明示し、土木班員が、現場において指導する。

この場合において、迂回路を設置し、できる限り支障のないよう努める。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察及び消防署(団)等に協力を依頼する。国道・県道に関しては、各道路管理者が、道路の破損、決壊その他事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した標識等により、当該道路の通行が禁止、または制限される。この場合、各道路管理者から、あらかじめ当該区域を統括する東入間警察署長及び町長に禁止または制限の対象となる区間、期間及び理由が通知される。

警察への備蓄資機材(発電機等)の貸与協力町は、停電時の信号消灯に対処するため、 警察からの要請に応じ発電機等の貸与の協力を行う。

交通規制に関する情報共有交通規制を行ったときは、県(統括部)に報告する。県(統括部)は、緊急交通路、緊急輸送道路を中心に情報を取りまとめ、埼玉県災害オペレーション支援システム等により関係機関に情報を伝達する。

4. 交通施設の応急対策

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。各事業者が策定 した防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。応急対策の実施にあたっては、鉄道事 業者間の調整、連携に努める。

(1) 鉄道施設の応急対策【鉄道事業者】

各事業者が策定した防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。応急対策の実施に あたっては、鉄道事業者間の調整、連携に努める。

- ·東日本旅客鉄道(株)(大宮支社)
- · 西武鉄道(株)
- · 東武鉄道(株)
- · 埼玉新都市交通(株)
- ・秩父鉄道(株)
- ·埼玉高速鉄道(株)
- ・首都圏新都市鉄道(株)

5. 緊急輸送計画

震災時の応急対策活動の中で、住民の安全確保、被害の拡大防止、並びに災害応急対策実施の円滑化を達成するため、緊急輸送活動に関する計画を定める。

(1) 輸送実施者

1 町で必要とする車両等は、情報部情報3班が調達及び管理を行う。物資や傷病者の輸送・搬送作業に関しては救助総務班を中心となり、衛生医療班と連携して行う。必要に応じてトラック協会、入間東部地区事務組合、社会福祉協議会(ボランティアセンタ

- 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保
 - ー) 等に対して要請を行う。

〔資料 2-19 災害時における物資の輸送に関する協定書〕 〔資料 2-20 災害時におけるバス利用に関する協定書〕

2 救助総務班は、交通施設の被害状況及び復旧状況に関して情報 1 班 (状況により土木 班)と連絡を取り、その状況に応じた対応方法を考慮する。

(2) 輸送対象

救命活動、災害の拡大防止、救援物資輸送を喫緊の課題として、次のものを基本的な輸送対象とする。

1 人員

災害時に優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者、医療(助産)救護を要する人、 災害対策本部員、救助のための要員、消防機関の職員とする。

2 物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品・医療用資機材、災害復旧用資機材、車両用燃料、 食料品、飲料水、生活必需品等の救援物資等とする。

3 輸送の優先順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位は原則として以下のように定める。

優先順位	輸 送 物 資
1	住民の生命の安全を確保するために必要なもの
2	災害の拡大防止のために必要なもの
3	その他必要な応急対策のために必要なもの

(3) 緊急輸送車両の確認と確保

緊急輸送車両は、次に示すような災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両及び道路交通法第39条に規定する緊急自動車とする。

- 1 警報の発令・伝達及び避難の指示
- 2 消防・水防その他の応急措置
- 3 応急の救護を要すると認められる人の救護・保護
- 4 施設・設備の応急復旧
- 5 清掃・保健・防疫
- 6 犯罪の予防・交通規制・社会秩序の維持
- 7 緊急輸送物資の輸送
- 8 その他災害発生・拡大防止のための措置

(4) 緊急輸送車両の確認

災害対策基本法第76条に基づいて交通規制が行われた場合、緊急輸送車両確認の対処

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

方法は以下のとおりとする。

- 1 緊急輸送車両標章及び証明書の交付(資料2-21参照)
 - 1) 車両の使用者は、知事(南西部地域振興センター)または公安委員会(東入間警察署)に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるものとする。
 - 2) 上記により確認したときは、知事(南西部地域振興センター)または公安委員会 (東入間警察署)は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則(昭和37 年総理府令第52号)第6条に規定する標章及び証明書を交付する。
 - 3) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい位置に標示する。 〔資料 2-21 緊急輸送車両標章及び証明書〕

(5) 輸送方法

道路被害状況、復旧見込み状況の情報収集は、土木部等の情報を情報部がとりまとめ、 速やかに各輸送担当者と連絡をとる。輸送ルートは、確保順位、道路の被害状況等を考慮 し、適切なルートを決定する。

住居周辺にあり、日常生活に著しい支障を及ぼしている輸送路上の障害物は、災害救助 法施行令第8条の障害物除去に従い、土木班が行う。なお、町及び道路管理者は、放置車 両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場 合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策基本法第76条の6に基づいて区間を 指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイルローダー等により車両の移動等を行う。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償(法第82条)や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

(6) 車両の確保

町有の車両を全面的に活用するとともに、町内の輸送業者及び住民に協力を依頼し、輸送力の確保に万全を期する。車両が調達不能な場合、県に対して調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。

(7) 車両の運用

- 1 車両の運用は、災害対策本部の情報3班が各部の要請に基づき、使用目的に合わせた配車を行う。
- 2 災害対策本部の各部は、応急対策を実施する上で車両が必要になったときは、情報3班に対し用途、使用予定時間、台数等必要な事項を添えて配車を申請する。
- 3 災害対策本部情報3班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。
- 4 燃料の調達方法

応急対策に係わる車両への燃料の調達については、町内ガソリンスタンド、取扱業者等 に協力を依頼し、購入する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

(8) ヘリコプターによる輸送

1 県へ要請する場合

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき要請を行う。

(参照資料 2-22 埼玉県防災ヘリコプター応援協定、資料 2-23 埼玉県防災ヘリコプター 緊急運航要領)

名称				電	話	番	号			
和	4/1/	時	間	内			時	間	外	
埼玉県 危機管 消防防	理防災部	048-	-830-	8181			048-	-830-	8111	

2 自衛隊へ要請する場合

自衛隊に対する災害派遣要請》の事項に基づき要請を行う。

[資料 2-22 埼玉県防災ヘリコプター応援協定]

〔資料 2-23 埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領〕

3 町指定ヘリポート

空路からの救助物資輸送時のヘリポート指定地は以下のとおりである。

名 称	所 在 地	電話番号	面積
町立運動公園グラウンド	藤久保1118-1	259-3135	25,721 m²
唐沢小学校(代替)	藤久保 410-2	258-8900	9,939 m²

※ 運動公園グラウンドが雨水冠水した場合等、唐沢小学校校庭を代替へリポートとして振り替えるものとする。連絡先、報告事項を下記に示す。

これらのヘリポートに物資が空輸された場合には、ヘリポートから物資集積拠点(総合体育館)、各地区の防災拠点(指定避難所)までの輸送は、原則的に救助総務班がトラック協会やボランティアセンターの協力を得て行うものとする。

なお、運動公園グラウンドが雨水冠水等によって使用困難な場合においては代替として 唐沢小学校を活用する。

(9) 物資の集積拠点

供給物資・救援物資の集積拠点は原則として、以下の場所とする。災害の状況によって 交通及び連絡に便利な他の公共施設等とする。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

<物資集積拠点>

施設名称	管 理 者	所 在 地
三芳町総合体育館	教育委員会 (指定管理者)	藤久保1100-1

※ (代替) 三芳町文化会館

6. ライフライン施設の応急対策

(1) 電力施設(東京電力パワーグリッド㈱志木支社)

災害のため電力施設に災害が発生する恐れがあるとき、または発生した場合の救護措 置・応急措置は、次のとおりとする。

- 1 町長は、災害により電力施設に被害が生じ、または生ずる恐れがあるときは、東京電力パワーグリッド(株)志木支社に通報し、その応急措置について協力する。
- 2 町長から通報があった場合には、東京電力パワーグリッド(㈱志木支社の定める非常災害 応急対策・復旧活動マニュアルに基づき、速やかに応急対策を実施する。
- 3 応急工事の基本方針 恒久復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得な い場合は、応急工事を実施する。
- 4 応急工事の基準

東京電力パワーグリッド(㈱志木支社に定める非常災害応急対策・復旧活動マニュアルに基づき、必要に応じて定める。

5 復旧目標

復旧の順位を考慮し、できる限り短日時のうちに最も適切に行う。 〔資料 2-24 大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定〕

(2) 都市ガス施設(都市ガス事業者、LPガス事業者)

- 1 都市ガス施設に被害の発生する恐れがある場合 都市ガス需要家にガス使用停止並びに必要処置を広報し、事故防止の協力を求める。 都市ガス設備の被害が発生する恐れのある場所に必要人員を配置し監視する。
- 2 災害のためガス施設に被害が発生した場合
 - 1) 多量のガス漏洩の場合、状況により付近住民に火気使用の禁止を広報し、応 急処置を行うとともに、必要に応じ、警察・消防の出動を要請する。また、状況によ り付近住民の避難誘導を行う。町災害対策本部は、状況を判断し、警戒区域の設定や 避難経路の決定等を行う。
 - 2) 復旧作業を安全且つ効率的に行うため、復旧規模、復旧優先順位付け等の復旧計画を策定し実施する。
 - 3) 被害範囲が甚大で、都市ガス事業者単独の復旧が困難と判断される場合は、 一般社団法人日本ガス協会に応援要請し、早期復旧を図る。
 - 4) 復旧に時間を要する場合は、進捗状況を逐次関係機関及び付近住民に周知 し、協力をお願いする。
- 3 災害のためガス供給不能となった場合

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

災害のため都市ガスが供給不能となった場合は、建物のガス導管に都市ガス発生装置を接続し、病院、避難場所、主要公共施設等を優先に、屋内ガス施設を点検し、異常がないかを確認した上で都市ガスの応急供給を行う。都市ガス事業者の応急対策の詳細については資料 2-25 を参照。

〔資料 2-25 都市ガス事業者の応急対策〕

(3) 上水道

1 被害状況の把握

水道給水班が、被害状況の調査及び復旧作業にあたる。水道庶務班は、水道給水班から の報告を取りまとめ、速やかに総務部庶務班へ報告をする。

町災害対策本部は、被害状況及び復旧作業の優先順位等を考慮に入れ、復旧作業に関する対策を策定し、水道給水班へ伝達する。

2 緊急処置

二次災害の発生の恐れがあると判断したときは、当該施設の運転を停止する。なお、次 亜塩素酸ナトリウムなどに起因する配管の損傷による漏洩の際は、直ちに除害作業を実 施し、漏洩規模によっては、関係機関及び付近住民へ通報を行い、危害が人身に及ぶお それのあるときは、付近住民を退避させる措置を講ずる。

3 施設の応急復旧

- ・応急復旧作業の優先順位応急復旧作業においては、以下の順序で優先的に作業に取り かかるものとする。
- ・復旧作業は、水道給水班が水道庶務班の指揮のもと行うものとする。労力が不足する 場合には、三芳町災害対策協力会に協力を依頼し、作業を実施。

優先順位	施設区分			
1	取水・導水・浄水施設			
2	配水施設			
3	給水装置			

4 配水管路の応急復旧

- ・応急復旧作業の優先順位応急復旧作業においては、以下の順序で優先的に作業に取り かかるものとする。
- ・復旧作業は、水道給水班が水道庶務班の指揮のもと行うものとする。労力が不足する場合には、三芳町災害対策協力会に協力を依頼し、作業を実施する。

優先順位	管 路 区 分
1	配水場及び給水拠点までの配水管
2	病院等の重要給水施設への配水管
3	その他の配水管

5 水質検査及び監視

原水及び浄水の水質監視を強化する。

6 応急復旧用資機材の調達

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

応急復旧作業用の資機材は、上下水道部が所有するもので行うが、不足する場合には総務部庶務班を通じて隣接市及び公益社団法人日本水道協会埼玉県支部へ支援の要請をする。また、三芳町災害対策協力会へ協力を依頼し、調達・確保する。

(4) 下水道

1 被害状況の把握

下水道班が、被害状況の調査及び復旧作業にあたる。被害状況は、速やかに取りまとめ、総務部庶務班へ報告し、応急措置を施す。報告後、復旧作業に関する対策を策定し、速やかに着手する。

2 応急対策の実施

液状化に伴う管のゆがみ等により流下機能に支障が生じた場合の応急対策として、バキュームカーによる人孔滞水の除去や仮設配管・仮設ポンプの設置による流下機能の代替 等を行う。

3 応急復旧要員の確保

下水道班が、応急復旧作業にあたるが、不足する場合には、総務部庶務班を通じて県へ支援の要請をする。

4 応急復旧用資機材の確保

下水道班が、応急復旧作業にあたるが、不足する場合には、総務部庶務班を通じて県へ支援の要請をする。また、三芳町災害対策協力会へ協力を依頼し、調達・確保する。作業スペース等資機材の保管場所を確保する。

(5) 通信施設(東日本電信電話㈱埼玉事業部埼玉西支店)

1 応急対策

重要回線の確保、特設公衆電話の設置、通信の利用制限、災害用伝言ダイヤル(171)等 の応急措置に加え、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

2 広報

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

3 災害用伝言ダイヤル(171)等を提供した場合、交換機のふくそうトーキ案内 (発信規制及び災害用伝言ダイヤル(171)の使用に関する災害用自動音声ガイダン ス)、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力 体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

4 復旧対策

被災状況の把握に努める他、移動無線機、衛星通信移動無線車及び移動電源設備等の発動とともに、通信のふくそう対策を行う。復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施するものとする。通信施設の応急対策の詳細については、資料2-26を参照。〔資料2-26通信施設の応急対策〕

第4節 応急対応力の強化

7. LPガス事業者

(1) ガス施設に被害の発生する恐れがある場合

構内ガス施設のバルブ閉止及び点検を実施する等、必要な措置を講じ、二次災害に備えると共に、ガス導管埋設の主要道路を巡回し、ガス漏洩等発見した場合は、必要により、ガス需要家にガス使用停止並びに必要な措置等の広報活動を行う。

(2) 災害のためガス施設に被害の発生した場合

1 構内の場合被害を最小限度にとどめるとともに、関係機関に連絡をし、多量のガス漏れの場合、状況により付近の住民に広報し、避難誘導を行う。

2 構外の場合

LPガス容器供給の場合は、ガスの使用を禁じ、必要事項を広報するとともに、LPガス容器バルブを閉止するよう努め、災害の程度によりLPガス容器の取り外しを行う。

3 導管供給の場合導管供給の場合は、災害の程度によりガスの使用を禁じ、元栓を閉めるよう広報し、メーターコックを止め、関係機関に連絡した上、交通規制等の処置をするとともに早期復旧に努める。

ガス管が破損しガスが漏洩している場合は、付近住民及び通行人に火気の使用禁止等広報活動を行い、応急措置を行うとともに、必要に応じガスの供給を停止する。町災害対策本部は、状況を判断し、警戒区域の設定や避難経路の決定等を行う。

(3) 災害のためガス供給不能になった場合

病院・学校・公共施設は優先してガス供給の確保に努める。LPガス事業者の応急対策 の詳細については資料 2-27 を参照。

〔資料 2-27 L P ガス事業者の応急対策〕

(4) 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。非常体制においては、消防長が次の基準により震災配備態勢を発令する。

配備人員は、次のとおりとする。

- 1 震災非常配備態勢全職員及び消防団幹部等※
- 2 震災緊急配備態勢全職員及び全消防団員
- ※消防団幹部等とは、正副団長・本部員・女性団員・分団長以下5人を指す。

第4節 応急対応力の強化

第1 予防・事前対策

1. 救急救助活動体制

町は、県及び町内の関係医療機関、並びに消防機関等と連携し、適切かつ迅速な救急救助活動を実施する。なお、救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重症者を優先して出動する。また、救急救助における基本方針を以下に示す。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第4節 応急対応力の強化

救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる 限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施す る。

- 1 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- 2 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- 3 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助 活動を行う。

2. 受援体制

- 1 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- 3 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるともに、拠点の運営体制を整備する。
- 4 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、 要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル 化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- 5 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

【感染症対策収容施設】

名 称	所 在 地	電話番号
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷 38	049-276-1199

第2 応急対策

1. 災害発生直前の未然防止活動

(1)物資支援の準備

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第4節 応急対応力の強化

2. 応急活動体制の施行

(1) 災害対策本部の設置

地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

(2) 県に対する行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した市町村は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境(庁舎施設等)は整っているかについて県(統括部)に報告する(第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。)。

県は市町村からの報告を取りまとめ、原則として発災後12時間以内(遅くとも24時間以内)に総務省(自治行政局市町村課)に報告する。

県や国では、把握した情報を基に、市町村に対して応援職員の派遣などの必要な支援を 行う。

(3) 初動期の人員確保

体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

3. 防災活動拠点の開設・運営

災害発生時に防災活動の拠点となる施設を速やかに開設し、運営体制を確立する。

(1) 町長に対する指示

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。(災対法第72条第1項)

(2) 町長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により町長がその全部、又は大部分の 事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全 部、又は一部を当該市町村長に代わって実施する。(災対法第73条、同法施行令第30条)

(3) 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する 危険を防止するため特に必要と認められる際、市町村長又はその権限を代行する市町村の 吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うこと ができる。

1 警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令(第 63条第2項)

- 第4節 応急対応力の強化
 - 2 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、 収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等(第64条第7項)
 - 3 区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事(第65条第2項)

(4) 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞の ある天災等の事態がある場合において、次の措置を行うことができる。

- 1 その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。
- 2 特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。
- 3 その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

4. 応援要請

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急 を要するため通信により行い、後日文書を提出する。被害が甚大で状況把握すら困難である 場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

5. 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の基準

災害発生に際して、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合には、自衛隊 法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。具体的には、以下 の3つの要件を勘案して行う。

- 1 緊急性の原則
 - 差し迫った必要性があること。
- 2 公共性の原則
 - 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性 があること。
- 3 非代替性の原則
 - 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

派遣要請は、次の範囲で行うものとする。

項目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等(避難命令が発令された場合)
遭難者の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助(ただし緊急を要し、かつ、他に適当 な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する)
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対する土のうの製作、積み込み及び運搬等の水防活動
消防活動	火災に対する消防機関に協力しての消火活動
道路または水路等 交通路上の障害物 の除去	道路、水路等の施設の破損または障害物がある場合の啓開除去作業
応急医療、救護 及び防疫	被災者に対する応急医療、伝染病の発生に伴う防疫活動
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員・物資の緊急輸 送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水支援
救援物資の無償 貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」 (昭和 33 年総理府令 1 号)による
危険物の保安及び除 去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去作 業
その他	町長(本部長)が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関 係部隊の長と協議して決定する。

(2) 災害派遣要請要領

- 1 自衛隊の災害派遣は、町長(本部長)から知事を通して依頼する。
- 2 災派遣要請は文書をもって行い、次の事項を明記する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送付する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、知事に要請する時間的余裕がないときは、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。提出する文書は、資料 2-28 の様式とする。

〔資料 2-28 自衛隊災害派遣要請書〕

- 3 提出先埼玉県危機管理防災部危機管理課
- 4 提出部数3部
- 5 記載事項
 - ・災害状況及び派遣を要請する理由
 - ・派遣を必要とする期間
 - ・派遣を希望する人員、車両等の概要
 - ・派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・その他参考となるべき事項(作業用資材、宿舎準備状況等)

<要請先 1>

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第4節 応急対応力の強化

名 称	電 話 番 号			
	時間内	時 間 外		
埼玉県 危機管理防災部 危機管理課	048-830-8131	048-830-8111		

<要請先 2(緊急を要する場合)>

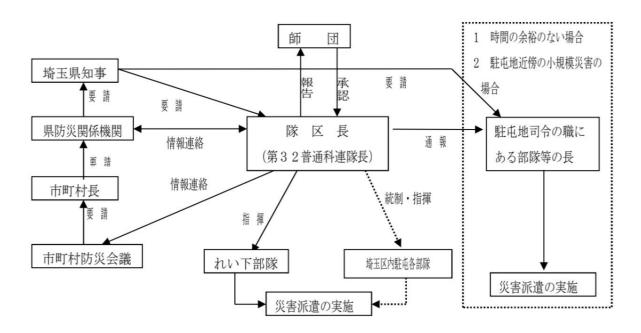
名 称	連絡責任者		電 話 番 号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第 32 普通科 連隊大宮駐屯地	第3科 長	部 隊 当直司 令	さいたま 048-663-4241(大代 表) 内 線 202,205 F A X 時間外 302,218

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに受け入れ態勢を以下の設置予定場所に準備し、連絡 員を派遣して各班相互の連絡に当たる。

施	設	設置予定場所
ア. 室	本部事務	町役場庁舎401会議室 (代替:三芳町文化会館小ホール)
イ.	宿舎	庁舎敷地内
ウ.	資材置場	庁舎敷地内
工.	駐車場	庁舎敷地内
. 1.	A 11 .19	町立運動公園内
才. 卜	ヘリポー	唐沢小学校

陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統

第4節 応急対応力の強化



(3) 派遣部隊撤収の要請

町長(本部長)は、本節の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨報告する。ただし、文書報告に日時を要するときは口頭または電話で報告し、事後速やかに文書で報告をする。提出する文書は、資料2-29の様式とする。

〔資料 2-29 自衛隊災害派遣撤収要請書〕

(4) 経費の負担区分

自衛隊の災害派遣に要する経費のうち、救援活動に伴う次の経費は、原則として町が負担する(但し、派遣部隊の人件費を除く)。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く)等の購入費、借上料、及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救援活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものは除く)損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合には、自衛隊と町長 (本部長)が協議する。

6. 行政機関に対する支援要請

町長(本部長)は、県または指定地方行政機関(農林水産省関東農政局、所沢労働基準監督署、熊谷地方気象台)等の応援または応援のあっ旋を求める場合には、県(消防防災課) に対し、下表に記す事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、急を要し、文書をもってすることができない場合には、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。応援要請について、要請先及び町内各部との連絡・調整は、総務部庶務班が行う。

第4節 応急対応力の強化

(1) 県に応急措置の実施または応援を求める場合

- 1 災害救助法の適用を要請する場合
 - 1) 災害発生の日時、場所
 - 2) 災害の原因及び被害の概要
 - 3) 要請する理由
 - 4) 期間
 - 5) 地域
 - 6) すでにとった救助措置及び今後とる措置
 - 7) その他参考になる事項
- 2 被災者の他地区への移送を要請する場合
 - 1) 移送を要請する理由
 - 2) 移送を必要とする被災者の数
 - 3) 希望する移送先
 - 4) 他地区に収容を要する予定する期間
 - 5) その他の必要事項
- 3 県各部局への応援要請または応急措置の実施を要請する場合
 - 1) 災害の状況及び応援を要請する理由
 - 2) 必要とする期間
 - 3) 希望する物資・資材・機械器具等の品目、数量
 - 4) 必要とする場所
 - 5) 必要とする活動内容
 - 6) その他の必要事項
- 4 他の市町村・県へ応援のあっ旋を求める場合
 - 1) 災害の状況及び応援を要請する理由
 - 2) 必要とする期間
 - 3) 希望する物資・資材・機械器具等の品目、数量
 - 4) 必要とする場所
 - 5) 必要とする活動内容
 - 6) その他の必要事項

(2) 職員の派遣要請

県、他の市町村、あるいは指定地方行政機関等に対し、職員の派遣または派遣のあっ旋を要請する場合。

- 1派遣を要する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員表
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他参考となる事項

第4節 応急対応力の強化

(3) 消防職員の派遣要請

消防の広域的応援については、消防組織法第39条の消防相互応援、及び消防相互応援 協定に基づき行う。

7. 防災関係公共機関等に対する支援要請

災害時には、各機関が各々の所掌事務または業務に従って応急対策活動を実施するが、 必要に応じて他の機関の協力を求め、実施の円滑化に努める。そのため、各機関は平素か ら法令または本計画に従って関係機関と協議し、協力体制を確立する。

資料の提供及び交換

町、県関係機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策上必要な資料や調査 研究の成果を相互に交換する。

(1) 応急措置の要請要領

「3. 行政機関に対する応援要請」に準じ、要請する。

(2) 他の市町村または指定公共機関への協力

県から他の市町村または指定公共機関への協力を依頼された場合には、自らの応急措置 に支障がない限り協力する。

8. 防災関係民間団体に対する支援要請

(1) 公共的団体等の協力

災害時における応急活動を能率的に行うため、平常時から民間団体等に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼し、防災についての積極的な協力体制を確立する。民間団体等との協力協定の締結の推進町は、災害時に民間団体等から積極的な協力が得られるよう、その協力体制の確立を図る必要があり、そのため協定の締結を推進する。

現在、締結されている民間団体等との協定を資料 1-3 に取りまとめている。

〔資料 1-3 災害時応援協定一覧〕

(2) 相互応援協定の状況

他の自治体との相互応援協定の締結状況は、以下のとおりである。 災害時における相互援助に関する協定

- ·埼玉県内各市町村 平成19年5月1日締結(資料2-30参照)
- ・富士見市、ふじみ野市 平成 20 年 3 月 14 日締結(資料 2-31 参照)
- ・東京都豊島区 平成9年2月10日締結(資料2-32参照)
- ·栃木県上三川町 平成 27 年 11 月 16 日締結(資料 2-33 参照)
- ·新潟県津南町 令和元年9月7日締結(資料2-34参照)
- ·埼玉県上里町 令和元年 10 月 28 日締結(資料 2-35 参照)
- ・神奈川県山北町 令和4年2月18日締結(資料2-36参照)
- ・静岡県小山町 令和6年2月7日締結(資料2-37参照)

相互応援協定は、次の事項について締結する。

- 第4節 応急対応力の強化
 - 1 応援の範囲、区域
 - 2 応援担当業務
 - 3 応援の方法
 - 4 費用の負担方法

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。このため、今後、姉妹都市など県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努める。

〔資料 2-30 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定〕

〔資料 2-31 災害時における相互援助に関する協定書(2市1町)〕

〔資料 2-32 豊島区と三芳町との非常災害時における相互援助に関する協定書〕

〔資料 2-33 三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定書〕

〔資料 2-34 津南町・三芳町災害時における相互応援に関する協定〕

〔資料 2-35 上里町・三芳町災害時における相互応援に関する協定〕

〔資料 2-36 山北町・災害時における相互応援に関する協定〕

〔資料 2-37 埼玉県入間郡三芳町と静岡県駿東郡小山町との自治体間連携協力に関する基本協定〕

周辺市との相互応援協定により以下の各地域で被害が発生した場合、自動的に各消防機関による応援活動が実施される。

	被	災	地	区		応援担当消防
上富・北永井		所沢市				
藤久保の一部	竹間	新座市				
上富の一部(砂川場	屈境)				川越市

9. 消防相互応援協定の状況

消防組織法第39条第2項による応援協定の状況は、次のとおりである。(資料2-3~2-7を参照)

- 1 埼玉県下消防相互応援協定(平成 19 年 7 月 1 日締結)
- 2 入間東部地区事務組合・川越地区消防組合消防相互応援協定(平成30年4月1日締結)
- 3 入間東部地区事務組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定(平成30年4月1日 締結)
- 4 入間東部地区事務組合・さいたま市消防相互応援協定(平成30年4月1日締結)
- 5 入間東部地区事務組合・埼玉西部消防組合消防相互応援協定(平成30年4月1日締結)

10. 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として 1 対 1 で割り当てる「対口支援 (カウンターパート) 方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第4節 応急対応力の強化

区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県(管内の市町村を含む。)又は指定都市が被 災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。

第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

(1) 第1段階支援の要請方法

県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町 村への応援職員の派遣を要請する。

(2) 第2段階支援の要請方法

第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村 に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

(3) 要請方法

被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

11. 応援の受入れ

(1) 取組方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確 に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

海外から救援物資の提供や救援隊の派遣などの支援の申出があった場合の円滑な受入れ を図る。 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第4節 応急対応力の強化

(2) 支援要請

町長(本部長)は、災害対策基本法第 68 条の規定による応援要求が必要と認められる 災害が発生したときは、知事に対し応援を求め、または応援措置の実施を要請するものと する。

(3) 受援体制の整備

町は、県及び自衛隊、緊急消防援助隊、隣接市や公共団体等との協力体制を整備するとともに、応援人員の拠点施設の確保や、ボランティア、NPO、NGO等の応援受入れ窓口を設置するなど、応援人員の受入れ体制を整えることにより、必要な要員を確保し、円滑な災害応急活動の実施を図る。

救命救助やがれき撤去、医療救護や緊急輸送、被災者支援、住家被害認定ほか災害事務等に関する受援内容の整理と要請については総務部が取りまとめて実施し、受入の際の各種救援隊(連絡員、先遣隊、NPO/NGO等)の受入窓口及び活動拠点の整備は総務部、救助部が行う。なお、救援物資の受け入れについては《第2章第10節物資供給・輸送対策》に、義援金の受け入れ、配分については《第2章第11節住民生活の早期再建第2応急対策27義援金及び見舞金品の受入・配分計画》に示す。

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、応援の受入れに 関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受 援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに 置かれる業務担当窓口(受援)とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班 (「受援班」)を設置するなど受援体制を整えるよう努める。また、応援団体からリエゾ ンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

第5節 情報収集·伝達

第5節 情報収集・伝達

【自治安心課、財政デジタル推進課、施設マネジメント課、秘書広報室、教育委員会】

第1 予防・事前対策

1. 情報通信設備の安全対策

町役場は、町災害対策本部を設置して、町の災害対策の総合拠点としての情報収集・発信機能を十分に発揮するとともに、保有する重要情報を厳重に管理する必要があることから、情報通信機器の安全対策に万全を期すことが求められる。

(1) 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式 電源等を確保し、定期的なメンテナンスを行う。

(2) 地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を進める。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

(3) 電子情報の保全

災害発生時に必要な電子情報が失われることがないよう、重要な電子情報は、遠隔地に設置されたセキュリティ管理が厳格で堅牢なデータセンターに保管し、クラウドシステムの運用によりデータの保全に努める。

2. 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

町は、全域や町内施設に関する狭域的な被害状況の把握のために、次のような情報収集システムの整備に努めるものとする。

- ・屋上テレビカメラによる状況把握システム
- ・自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- ・既存の災害情報システム(市町村テレメータシステム等)とのオンラインリンクシステム
- ・市町村防災行政無線システム

(2) 移動系の通信手段の整備

現地本部(避難所班)からの地域被害情報の収集のために、移動系防災行政無線の携帯無線機や車載型無線機の点検・整備を図り、災害時には各防災拠点施設(指定避難所等)に、可搬型無線機を設置、無線局を開設するなど、町災害対策本部との情報交換を行えるようにする。また、移動系デジタル防災行政無線やMCA無線、衛星携帯電話やPHS等、災害に強い移動系通信手段の導入を研究・検討し、災害時における町内各地からの情報収集体制の強化を図る。

第5節 情報収集・伝達

(3) 災害時優先電話の整備・活用

災害時に、電話回線の輻輳(ふくそう)による情報伝達の遅延等を回避するため、各防 災拠点施設(小中学校等)に設置された災害時優先電話(発信制限の影響を受けない)や FAXを活用して、現地本部と町災害対策本部が交信できるよう平常時から維持管理を図 る。

(4) アマチュア無線、タクシー無線等の情報システム

アマチュア無線、タクシー無線及びその設置無線局の設置者に協力を求めて、災害情報等の収集を行う。現在締結されているタクシー業者との情報連絡活動に関する協定を、資料 2-38 に示す。

〔資料 2-38 災害時の情報連絡活動に関する協定書〕

(5) 防災カメラ等の画像受信システムの導入検討

防災行政無線屋外拡声子局や防災拠点施設等に設置して、周辺の被害状況の画像データをリアルタイムに町災害対策本部に送信し、迅速かつ適切な被災地域支援対策に資するため、防災カメラ等の画像データ収集システムの導入を研究・検討する。

(6) 住民からの通報のしくみの検討

災害時における情報収集手段として、住民の協力を仰ぐ。通報体制は、行政区の地区対策本部(集会所)又は現地本部(指定避難所)へ住民が通報し、町職員を通じて災害対策本部へ送るものとする。住民へは、通報時に電話をなるべく使用しないよう事前に周知の徹底を図る。

現地本部への直接伝達のほか、役場庁舎及び各公民館に設置している防災情報ステーション(公衆無線 LAN: miyoshi_free)を利用しながら、防災情報ポータルサイトや SNS(X 等)などを活用した、画像データを含む住民からの被害情報の収集について検討を行う。

(7) 情報伝達体制の整備

町は、避難所、出先機関、防災拠点、地域住民及び事業所等に対し、被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。伝達手段は、住民の様々な環境に対応すべく、音声情報・文字情報など多様な方法により行うこととする。

市町村は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

(8) 防災行政無線の整備及び関連機能の拡充

本町では昭和55年に整備された防災行政無線について、デジタル化整備による更新を 推進して機能の拡充を図る。また、防災行政無線の難聴地域を調査し、調査結果に応じて スピーカ角度調整や音量調整等を行うほか、防災行政無線屋外拡声子局の増設を検討して 難聴地域対策に努める。難聴対策の一環として導入済の「防災行政無線電話応答サービ ス」(自動音声聞き返し)の活用を住民に促すなど、住民への災害情報収集方法の普及・ 啓発を行うものとする。

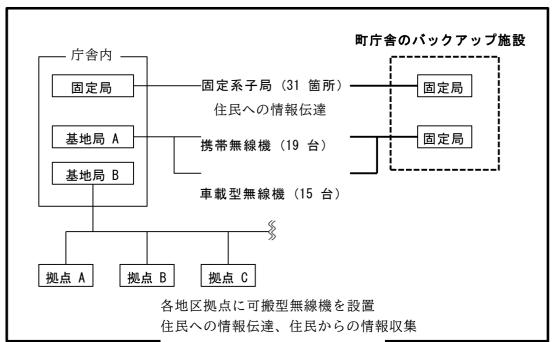
第5節 情報収集・伝達

さらに、防災行政無線の音声伝達について、住宅の防音性向上やマンション地域の残響、気象条件による影響などに対応するため、防災行政無線のデジタル移行整備に併せ、 防災行政無線屋外拡声子局を補完する手段として、戸別受信機や防災ラジオ等の導入を研究・検討する。

〔資料 2-39 三芳町防災行政用無線局管理運用規程〕

〔資料 2-40 三芳町防災行政用無線局(固定局)運用細則〕

〔資料 2-41 三芳町防災行政用無線局(基地局、移動局)運用細則〕



三芳町防災行政無線局系統図

(9) J-ALERT (ジェイ・アラート) の活用と他伝達手段との連携

J-ALERT (全国瞬時警報システム) は、武力攻撃事態等の国民保護として使われるほか、緊急地震速報などの災害でも活用される場合がある。J-ALERT によって、国が直接、町の防災行政無線を起動させた場合、町も当該緊急情報を、速やかに登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)やX等の文字情報ツールを活用して発信し、聴覚障がい者等への情報伝達に配慮する。

●J-ALERT (ジェイ・アラート) とは

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

《J-ALERT で内閣府・気象庁から自動配信される情報》

ア.ゲリラ・特殊部隊情報 イ.航空攻撃情報 ウ.弾道ミサイル情報

エ.大規模テロ情報 オ.その他の国民保護情報 カ.気象等の特別警報

キ.緊急地震速報(埼玉県南部で震度5弱以上の揺れが予想されるとき)

- 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
- 第5節 情報収集・伝達

(10) メールその他伝達のしくみの充実と情報伝達訓練の実施

このほか、災害の切迫性等を勘案し、以下のような方法から複数を用いて災害情報を伝達する。なお、導入(契約・協定)されていないものは、積極的に研究・検討する。また、災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

- 1) 広報車
- 2) ホームページ
- 3) 登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)
- 4) 緊急速報メール (エリアメール)
- SNS(X, 7x4A7y4)
- 6) Lアラート(メディアを活用した災害情報共有システム) L
- 7) デジタルサイネージほか情報表示板
- 8) テレビ (CATVシステム、データ放送を含む)
- 9) ラジオ(コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む)
- 10) その他

〔資料 2-42 地域コミュニティ情報の配信に関する協定〕

〔資料 2-43 災害時における放送等に関する協定 さいたま〕

〔資料 2-44 災害時における放送等に関する協定 北関東〕

〔資料 2-45 災害時における情報発信等に関する協定〕

3. 情報処理・分析体制の整備

(1) 災害情報データベースの整備

町は、日頃から災害に関する情報を蓄積するとともに、災害時に活用できるよう、災害情報のデータベース化に努める。

4. 広報計画

【情報部情報 1 班、総務部秘書広報班、救助部救助 2 班】

災害時に速やかに住民の安定を図るため、被害状況及び救護活動状況を重点とした広報活動を実施する。なお、具体的な広報事項は、それぞれ「情報収集伝達」「避難体制」「災害時要援護者対策」「帰宅困難者対策」等、対策ごとの記述による。

(1) 広報内容

- 1 地震(災害)に関する情報
- 2 避難情報
- 3 被害情報及び応急対策実施情報
- 4 生活関連情報
- 5 通信施設の復旧工事
- 6 道路交通情報
- 7 バス、鉄道等交通機関の運行状況
- 8 医療機関の活動状況

- 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
- 第5節 情報収集・伝達
 - 9 その他必要な事項

(2) 広報方法

以下の媒体を活用して広報を実施する。また、被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとするが、コミュニティFMやローカル CATV、エリアメール等様々な情報提供手段を検討する。

- 1 防災行政無線(固定系)
- 2 広報車
- 3 町ホームページ
- 4 ハンドマイク、地区拠点施設における館内放送、情報の掲示等
- 5 登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)、エリアメール
- 6 SNS(X等)
- 7 ローカルテレビ(文字放送)
- 8 コミュニティ FM
- 9 デジタルサイネージ等

(3) 報道機関に対する情報発表

報道機関から災害に関する報道のための資料の提供等の依頼を受けた場合には、県の秘 書広報班長が検討したうえで報道機関に発表する。

(4) 報道機関による広報活動(報道機関への災害警報等の放送要請)

災害対策基本法第 57 条に基づく災害警報等の放送要請については、埼玉県を通じ、N HKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむ を得ない場合は町から直接要請する。

(5) 帰宅困難者・災害時要援護者への広報

発災時刻によっては、町外からの通勤・通学者等滞在者および、町外に滞在する住民に対して、災害用伝言ダイヤル(171)等を活用した安否の確認方法について PR を行う。また、広報を実施するにあたって、外国人に対する多言語による広報や、聴覚障がい者に対するファクシミリによる広報の実施等、その他災害時要援護者に配慮した対策を行う。

(6) 町ホームページにおける情報発表

町は、町ホームページ上に「三芳町震災コーナー」を開設し、町の活動状況および町内の被害情報の広報を行う。概ねの広報内容と時期、頻度は、以下を目安として可能な限り速やかに行うものとする。

1 発災

- ・地震に関する情報
- ・災害対策本部の設置状況
- 2 発災から1時間~6時間

- 第5節 情報収集・伝達
 - ·避難情報
 - ・避難状況及び避難所開設状況
 - ・医療機関の活動状況
 - ・被害情報及び応急対策実施情報
 - ・道路交通情報
 - ・バス、鉄道等交通機関の運行状況
 - 3 発災から1日後~3日後
 - ・住民相談窓口の開設状況
 - · 生活関連情報
 - ・復旧進捗状況及び復旧目安
 - ・その他必要な事項
 - 4 発災から5日後
 - ・町の震災復旧事業計画
 - ・罹災証明・融資等手続きに関する情報
 - ・住民相談窓口の開設状況

なお、作成した広報資料については、避難所等地区拠点施設における掲示を合わせて行 うものとする。

(7) 被災者の安否に関する問い合わせへの対応

町長は、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができる。処理は救助2班が被災者台帳に基づいて行う。

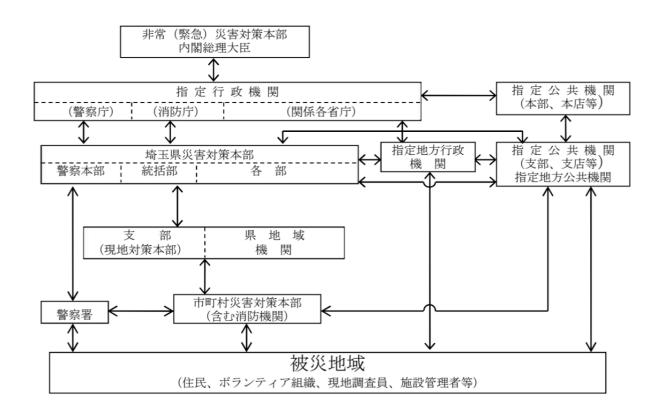
第2 応急対策

1. 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

町及び防災関係機関は、応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、 迅速かつ的確な災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達を行う。

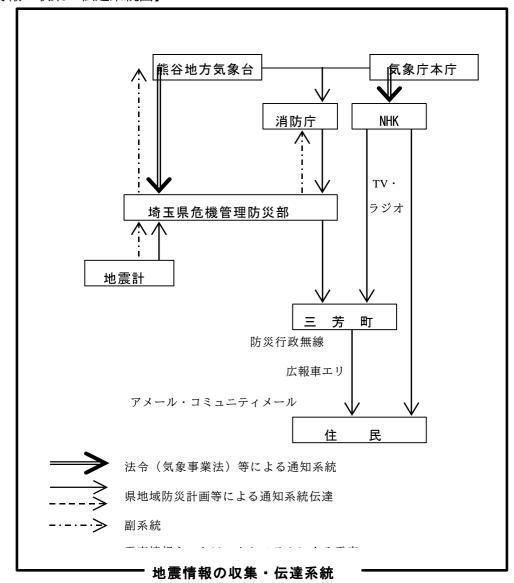
第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第5節 情報収集・伝達

【通信連絡系統】



第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第5節 情報収集・伝達

【地震情報の収集・伝達系統図】

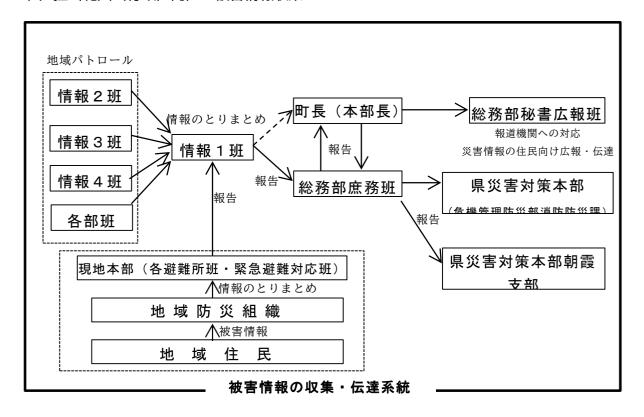


2. 県による地震情報の収集・伝達

埼玉県では、県内で震度4以上の地震が発生した場合、全市町村へ一斉に地震情報がFAXで送信される。町は、県防災行政無線(又は町の地震計)により地震情報を入手した場合、情報1班が情報に関する取りまとめを行い、秘書広報班により、町防災行政無線(固定系)や広報車、登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)等を用いて可能な限り速やかに住民に伝達する。

なお、住民への伝達については、《予防・事前対策》 2 (2) 情報伝達体制の整備による。また、各職員は地震発生後、テレビ、ラジオ、防災・気象情報サイト等から地震情報を各自収集し、参集に備える。

- 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第5節 情報収集・伝達
- 3. 地域防災組織(行政区等)による地区内の被害情報収集
- (1) 担当範囲(行政区内)の被害情報収集



第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第5節 情報収集・伝達

被害情報の収集担当

被害情報区分		担当	被害情報区分		担当		
人 的 被 害		者(人数) 明者(人数) 重傷(人数) 軽傷(人数)	情報部 情報 2,3,4 班	田 畑被 害	田畑	流失·埋没(ha) 冠水 (ha) 流失·埋没(ha) 冠水 (ha)	農林部農政班
	全壊(棟数、世帯数、人数)			道路被	害	決壊 (ha) 冠水 (ha)	土木部 土木班
	半壊(棟数、世帯数、人数) 一部破損(棟数、世帯数、人数) 床上浸水(棟数、世帯数、人数)				文教施設(箇所)		避難所·教育 対策部教育施 設対策班
住家						完(箇所)	衛生部 衛生医療班
被害			建設部建設班	その他	橋りょう(箇所) 河川(箇所) 砂防(箇所)		土木部 土木班
					清排	帚施設(箇所)	衛生部 環境対策班
	床下浸水(棟数、世				畜及び畜産施設 i所)	農林部 農政班	
	带数、人数)				崖くずれ(箇所)		土木部 土木班
非住家	公共建物	全壊(棟数) 半壊(棟数)	各施設の 管理者	被害	カレニ	首 (戸)	上下水道部
被害	その 他	全壊(棟数) 半壊(棟数)	建設部 建設班		小垣(尸)		水道給水班
火 災 発 生	建物(件数、棟数) 危険物(件数) その他		情報部 情報2,3,4 班	電話(回線) 電気(戸) ガス(戸)		情報部 情報 2,3,4 班	
罹災世帯数		総務部		ブロック塀等		建設部	
罹災者数		税務班		(筃	i所)	建設班	
避難者数		避難所·教 育対策部 避難所総 務班		下力	水道(箇所)	上下水道部 下水道班	

行政区の地区災害対策本部は、担当地区内のパトロールや区民からの通報により、地区 内の被害状況を把握する。収集把握すべき被害情報の項目は次のとおりとする

- 1 人的被害(死者数、重傷者数、軽傷者数、行方不明者数)
- 2 建物被害(倒壊棟数、火災の発生状況)
- 3 ライフラインの被害(電気、ガス、上水道、下水道、電話・通信)
- 4 公共土木施設の被害(道路、橋梁、盛土、斜面)

第5節 情報収集・伝達

(2) 担当範囲(行政区内)の被害情報集約

パトロールにより把握した被害情報、集会所等へ避難した区民からの被害情報をとりま とめ、担当範囲の被害状況の全体像を把握・集約する。

(3) 町災害対策本部への報告

把握した被害状況は、町災害対策本部へ伝達・報告する。報告する方法は、次の通りとする。

(原則)区の「被害情報報告員」が指定避難所で現地本部の職員にとりまとめた様式「行政区内被害状況報告」を渡す。

(様式がない場合)区の「被害情報報告員」又は現地本部職員が、指定避難所である学校の災害時優先電話を使用して口頭で報告する。

(延焼中など急を要するとき)消防へ通報した後、集会所等地区災害対策本部からの町災害対策本部への電話、または、パトロール中の町職員への口頭による伝達。

(4) 通信設備不能時の対応

各種通信設備が使用不能になった場合の対応を以下に示す。

- 1 防災行政無線(固定系)の放送室が万が一、使用不能となった場合は、入間東部地区事 務組合に設置されている遠隔制御器を使用する。
- 2 災害対策本部と現地本部(指定避難所)の災害時優先電話による通信が不能となった場合は、避難所班長が移動系防災行政無線で通信するものとする。また、アナログ回線による特設電話や FAX 通信、避難所直近の公共施設(公民館、出張所、図書館)等のあらゆる通信機器を活用する。
- 3 なお通信不可能の場合は、消防団分団車両と消防団本部の無線交信の協力やアマチュア無線団体の協力を本部が要請する。

(5) 職員の派遣による情報の収集

町は、すべての通信が途絶した場合など、必要に応じて各地区の防災拠点施設(指定避難所等)に情報2班~4班の職員を派遣し、以下に示す被害状況に関する情報を収集し、 とりまとめる。

- 1 災害の概況災害が発生した場所、災害が発生した日時、災害の種別、概況、
- 2 被害の状況
- 3 応急対策の状況
- 4 その他の事項

4. 県への報告

被害調査及びその報告は、発生・経過・確定の3種を所定の報告様式(資料 2-11 様式 第1号~3号)に従って調査の上、埼玉県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県災害対策本部へ報告する。

この際、報告すべき被害の程度に関しては、住居被害、非住居被害、人的被害及び町関係

第5節 情報収集・伝達

公共土木施設被害を優先して報告する。

[資料 1-11 三芳町災害対策本部に関する要綱様式第1号発生速報]

〔資料 1-11 三芳町災害対策本部に関する要綱様式第 2 号経過速報〕

〔資料 1-11 三芳町災害対策本部に関する要綱様式第 3 号確定報告〕

〔資料 2-46 災害時における被害調査の支援に関する協定〕

(1) 報告内容

- 1 災害の原因
- 2 災害が発生した原因
- 3 災害が発生した場所、地域
- 4 被害の程度
- 5 災害に対し行った措置(災害対策本部の設置状況、応急措置の状況等)
- 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- 7 その他必要な事項

(2) 報告時期

- 1 発生報告・・・埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要 事項を入力する。なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合 は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。
- 2 経過報告・・・埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害状況の変化に伴って順次行う。特に必要がある場合のほかおおむね2時間ごとに行う。なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。
- 3 確定報告・・・様式第3号の被害状況調べにより、被害が確定し、応急救助が完了した 後、7日以内に行う。

(3) 報告先

- 1 発生・経過報告の場合下記に従って報告する。
- 2 確定報告の場合は、危機管理防災部消防防災課へ報告する。

	県が体制を施行する前	県が体制を施行したとき
勤務時間内	危機管理防災部	危機管理防災部 消防防災課
勤務時間外	消防防災課 電話 048-830-8181 (直通) 防災行政無線 6-8181	南西部地域振興センター

(4) 報告責任者

被害情報の収集・報告責任者は下記のとおりとする。

第5節 情報収集・伝達

区分	所属部名・役職	
第1責任者	情報部長	
第2責任者	情報部第1班 班長	

1 重要システムの復旧地震や被害情報の収集・伝達等の災害時対応業務及び重要な通常を可能な限り早期に復旧するため、ICT部門の業務継続計画及び資料 2-47 に基づき、庁内の重要システムの早期復旧を図るものとする。

〔資料 2-47 重要システムの復旧目標〕

5. 広聴活動

住民の要望に適切に対応し、効果的な応急対策を行うため、町は、被災者などの要望や苦情などの広聴活動を実施する。

(1) 広聴の実施

効果的な災害対策の実施に資するため、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般 の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災 者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動への協力を要請する。

- 1 主な広聴実施内容
- ・町ホームページに震災情報コーナーを設置
- ・被災地区の要望聴取
- ・相談窓口の開設
- ・必要によりアンケート等調査の実施
- 2 県、関係機関との連携確保(震災相談連絡会議の設置等)

町、県及び関係団体は、震災時の被災者への対応における連携体制を強化するため、震災後早期に、県の機関である災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。

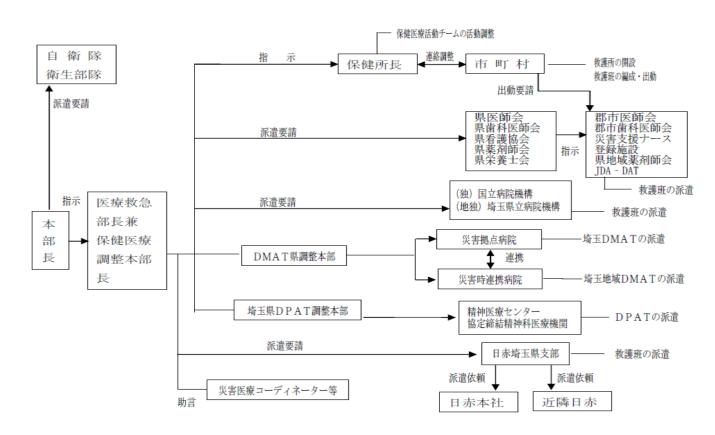
震災相談連絡会議では、市、災害情報相談センター及び関係団体の相談窓口分担、相談 体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「震災情報相談センターマニュアル」を作成する。

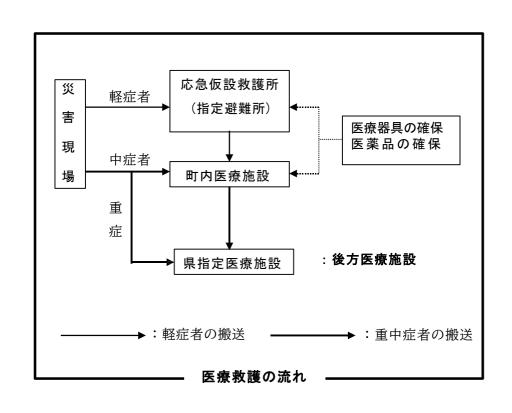
第6節 医療救護活動

第6節 医療救護活動

第1 予防・事前対策

災害時の医療活動の実施主体と役割





第6節 医療救護活動

1. 救急救助体制の整備

町及び消防本部は、消防署、消防団詰所及び地域防災組織における救急救出救助資機材の整備に向けた支援を行い、救急救助訓練等を通して、消防団及び地域防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

消防本部は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

2. 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、 空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位 を決定しておく。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関 との連絡体制を確立させておく。防災ヘリ、ドクターヘリ等による重症患者の搬送計画に ついて県と予め調整しておく。

3. 初動医療体制の整備

【健康增進課、自治安心課、関係機関】

(1) 医療協力体制の整備

災害時における負傷者等の医療救護を迅速に実施するため、町は東入間医師会及び医療施設との協力体制の整備を図る。

災害時には出動要請に対応できるように、一般社団法人東入間医師会との協定に基づき、迅速確実な連絡体制を確立する。

〔資料 2-48 災害時における医療救護活動に関する協定書〕

[資料 2-49 災害時における医療救護活動に関する実施細目]

[資料 2-50 災害時の歯科医療救護活動に関する協定]

(2) 地域防災組織による自主救護体制の整備

救護所での地域防災組織等による軽微な負傷者に対する応急救護活動等への支援体制の整備を図る。また、自主的な救護活動が実施できるよう止血・固定(三角巾)、人工呼吸、AED等の応急救護訓練等を実施し、対応力の向上に努める。

第6節 医療救護活動

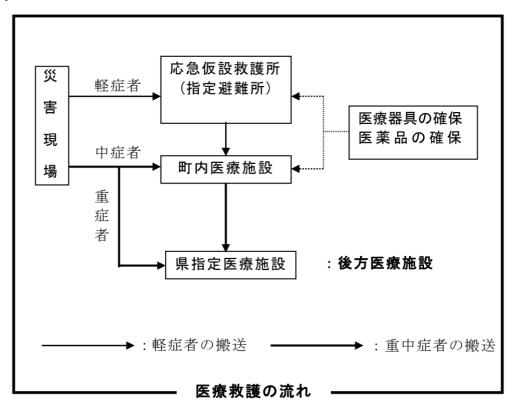
(3) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療救護班(東入間医師会)の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。資料 2-51 に三芳町内の医療施設の一覧を示す。

〔資料 2-51 三芳町内の医療施設一覧〕

4. 後方医療体制の整備

災害現場及び応急仮設救護所において、救急隊や医師が町内の医療施設での治療が困難と 判断される負傷者があった場合には、埼玉県が指定する後方医療機関(災害拠点病院を中核 とし、県立病院、(独)国立病院機構の病院、公立病院等)に対し、その受入れを要請す る。



5. 医療器具及び医薬品の確保

現在、地域の防災拠点施設(指定避難所)には多人数用救急箱が備蓄されている。また、 今後の災害対策用備蓄医薬品等の配備は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安と し、各地域の指定避難所を中心に行うものとする。学校保健室等に備え付けのAEDやベッ ド等の物品の使用についても、予め学校長と調整しておく。

さらに、指定避難所の応急仮設救護所において、救急箱以外に備えるべき物品について予め東入間医師会と調整しておく。

第6節 医療救護活動

6. 医療関連の有資格者の把握

(1) 有資格者の把握

町は、町内に在住している医療に関連する資格(看護師、薬剤師、保健師、助産師等) の保有者(特に、現在その職に就いていない者)を保健所及び東入間医師会と協力し把握 に努める。

(2) 有資格者に対する応急活動への協力の要請

町は、有資格者に対し、災害時における医療に関する応急活動に対する協力を要請する。依頼する際には、被災時に町内で応急救護所が設置される場所及び医療施設の場所を告知する。

7. 遺体の取扱い対策

【自治安心課、住民課、教育委員会】

被害想定では、東京湾北部地震において町内の死者は0人と想定されており、また、発生確率の低い「関東平野北西縁断層帯地震」においても死者は1人と想定されている。このように、地震に直接起因する想定死者数は決して多くないが、ここでは2次災害による死亡も考慮し、考え得る対策を検討しておくこととする。

遺体の取扱いにあたっては、町は死者への尊厳や遺族感情に配慮するものとする。

(1) 遺体収容所(安置所)の選定

遺体収容・検視・検案・死体調査・身元確認の実施場所として、次の場所を予定する。

遺体収容所(安置所) 三芳町文化会館

(2) 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、震災時に、柩、ドライアイス等の、遺体の収容及び埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者、県、他市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。資料 2-52 に近隣の火葬場の現況を示す。

〔資料 2-52 火葬場の現況〕

第2 応急対策

1. 医療救護活動

衛生医療班は、東入間医師会及び入間東部地区事務組合の協力を得て町内各医療施設及び 保健所と緊密な連絡をとり、医療・助産活動に万全を期す。

(1) 東入間医師会

東入間医師会は、「災害時における医療救護活動に関する協定書」(資料 2-48)に従い、医療救護活動を実施する。また、地域災害時医療救護マネージメントセンターを役場庁舎内に設置し、情報収集及び関係機関との調整等を行うとともに、資料 2-51 に示す医

第6節 医療救護活動

療機関及び避難所等に設置する応急仮設救護所等において、「大災害時・テロ攻撃時医療救護活動マニュアル」(平成19年埼玉県医師会)に基づき医療救護活動を行う。

(2) 応急仮設救護所の設置

災害の規模や患者の発生状況により、指定避難所等の防災拠点に応急仮設救護所を設置するとともに、被災者及び消防機関等救護活動に従事する機関に周知する。応急仮設救護所を開設するときは、本部衛生部は東入間医師会の協力要請を行う。

要請を受けた東入間医師会は医療救護班を編成し、地域災害時医療救護マネジメントセンター(役場庁舎内)を応急手当やトリアージ活動等の出動拠点として、各指定避難所の応急仮設救護所への医師等の派遣を調整する。

(3) 医療救護の活動内容

- 1 医療救護活動は原則として、医療救護班と衛生医療班が連携し、応急仮設救護所において実施するものとする。又、必要に応じて日本赤十字奉仕団(三芳)に補助的な協力を要請する。
- 2 実際の医療救護活動の内容としては、次のものがある。
 - 1) トリアージ(傷病者の重症度の判定、患者の振り分け)の実施
 - 2) 重症患者に対する救急蘇生術の実行
 - 3)後方医療施設への搬送の要否、及び搬送順位の決定
 - 4) 搬送困難な患者や避難場所等における軽症な患者に対する医療
 - 5) 助産活動
 - 6) 死亡の確認
 - 7) 負傷者等の搬送
 - 8) 応急仮設救護所は負傷者に応急的な処置を施す場所であるため、それ以上の医療行 為を必要とする重症患者は、東入間医師会の協力のもとに指定の後方医療施設(資料 2-51) へ搬送する。
 - 9) 搬送は入間東部地区事務組合に要請するほか、応急仮設救護所にはそれぞれ搬送用 の車両を備え、衛生医療班が行うものとする。衛生医療班の車両で不足が生じる場合 には、救助総務班又は情報3班に配車の手配を要請する。

(4) 医療機関の初期医療体制

原則として、被災地区内の診療可能な医療機関は、被災地区からの負傷者の受入体制を整え診療を確保する。ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

町は、一般社団法人東入間医師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協 定書」に基づき、「埼玉県災害時医療救護基本計画」に基づいた医療救護活動を行う。

第6節 医療救護活動

機関名等	役割
県(統括部)	・埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動の指示又は
	要請の実施
	・県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配
	・搬送用車両の手配・配車
県 (救 援 福 祉	・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配
部、医療救急	・保健医療活動チームの派遣等(埼玉DMAT、医療救護班、
部)	DPAT、埼玉DHEAT、保健師チーム、日本災害歯科支
	援チーム(JDAT)、栄養指導班、薬剤師チーム、日本栄
	養士会災害支援チーム(JDA-DAT))
	・災害拠点病院・災害時連携病院の指定
	・医薬品等の調達、供給
町	・搬送用車両の手配・配車
	・医薬品等の調達、供給
	・医療救護班の編成
医師会、歯科医	・協定に基づく医療救護活動の実施
師会、薬剤師	
会、看護協会、	
医療機関、日赤	
埼玉県支部	
消防機関	・救急救助の実施

(5) 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、備蓄品としての多人数用救急箱のほかは衛生医療班が業者もしくは東入間医師会から調達する。医薬品の搬送は、応急仮設救護所の設置と合わせて衛生医療班が行う。資料 2-53 に町内の薬局の現況を示す。

〔資料 2-53 三芳町内の薬局の現況〕

(6) 避難者への対応

衛生医療班は避難所班(現地本部)と連携して住民の健康管理に留意するとともに、精神科医等により、心のケアに努めるものとする。

(7) 帳簿等の整備

この計画により出動した医療救護班等は、東入間医師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備える。

(8) 応援の要請

町長(本部長)は、必要に応じて、保健所長を通じて知事または関係機関に対し、要救 護者人員またはその見込み人員、人員の派遣先、救助活動や介護等の対処内容等を明らか にし、応援の派遣を要請する。

第6節 医療救護活動

2. 県による広域医療救護体制

(1) DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

1 埼玉DMAT

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派 遺医療チーム「埼玉DMAT」を、指定した災害拠点病院等に設置する。

埼玉DMATは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等が発生した際の超急性期(48時間以内)に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMATは、埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や消防機関と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム(EMIS)等により迅速に把握し、埼玉DMATの派遣等を行うものとする。

※基本的なチーム構成:医師1名、看護師2名、業務調整員1名を含む4名

2 DMAT県調整本部(保健医療調整本部)

災害対策本部に「DMAT県調整本部」を設置し、県内外からのDMATの受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。

必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 県(医療救急部兼保健医療調整本部)

県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整(避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等)を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉DHEAT」(Disaster Health Emergency Assistance Team)を派遣する。埼玉DHEAT は保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。

(3) 日赤埼玉県支部

医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の 判断により出動できるものとする。医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による 救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約 書」に定めたとおりとする。他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支

第6節 医療救護活動

部救護班と同様の取り扱いとする。

(4) 県医師会・地区医師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて 必要がある場合は、被災地の地区医師会の指令で出動し、救護活動を実施する。急を要す る場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

(5) 県薬剤師会・地域薬剤師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて 必要がある場合は、県薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

(6) 埼玉県看護協会・看護協会各支部

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて 必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。また、市町村長又 は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動につ いては、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

(7) 災害拠点病院及び災害時連携病院における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために災害拠点病院及び災害時連携病院を定める。当該機関は、救護所及び救急医療機関等で対応できない重傷者等を受け入れ、治療及び入院医療等の救護を実施するものとする。

(8) 精神科救急医療の確保

被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病 状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関 の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(9) 血液等の供給

県及び日赤埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センター施設等の被災状況を調査 し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置 を講じる。

- 1被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。
- 2 血液が不足する場合には、国や近隣の日赤支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入によりその確保を図る。
- 3 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合は、県防災ヘリコプター等の派遣を要請する。

第6節 医療救護活動

(10) 埼玉DPAT(埼玉県災害派遣精神医療チーム)

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派 遣精神医療チーム「埼玉DPAT」を、県立精神医療センター及び県とDPAT派遣に関 する協定を締結した県内 12 の医療機関に設置する。

埼玉DPATは、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保 健活動の支援を行う。

県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・ 救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉DPATの派遣等を行うものとする。

(11) 埼玉県DPAT調整本部

県災害対策本部医療救急部(保健医療調整本部)に「埼玉県DPAT調整本部」を設置し、保健医療調整本部や災害医療コーディネーター等との連絡調整を行うとともに、埼玉 DPAT先遣隊や各埼玉DPATの活動調整、県外からのDPATの受入れ等について、指揮・統制・調整・支援を行う。

※埼玉DPATのチーム構成:医師1名、看護師1名、業務調整員1名。

(12) 心のケアセンターの設置

精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」を設置する。

3. 県による栄養指導

(1) 栄養指導班の編成

避難所等における要配慮者の栄養・食生活による健康状態の悪化を予防するため、疾病 に応じた食事療法を継続できるよう支援活動を行う。県は、災害の状況により栄養指導班 を編成し、被災地に派遣する。編成班4班(班構成は、栄養士2名、運転手1名)

(2) 埼玉県栄養士会への支援要請

県は必要に応じて、協定に基づき埼玉県栄養士会に支援を要請する。埼玉県栄養士会は日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)を派遣し、嚥下困難者用食品、食物アレルギー代替食品、母乳代替食品等の特別用途食品等を調達し、被災者への栄養補給などに関する次の支援を行う。

- 1 要配慮者に対する栄養・食生活支援
- 2 栄養補給物資の手配や分配の指揮
- 3 炊き出し、給食施設等の衛生管理等の指導

4. 防疫・保健衛生

【衛生部衛生医療班・関係機関】

(1) 保健衛生体制

衛生医療班は医師と協力し、以下の各活動を実施する。

第6節 医療救護活動

(2) 保健衛生指導

町は、県及び朝霞保健所の指導のもとにその他関係機関を通じて、感染症、食中毒等の 発生を未然に防ぐために住民に対する衛生指導を行う。

(3) 保健衛生活動

1 感染症臨時サーベイランス (発生動向調査) 構築 被災地区住民の健康状態を調査し、感染症患者の早期発見に努めるとともに、検体採取 を行う。

2 健康管理

感染症等の症状に応じた健康調査(検査を含む)を行い、感染症患者の早期発見に努める。

また、病院等の状況を把握し、受診計画をたて、迅速に患者を医療機関等へつなげる。

3 予防接種

災害の状況、感染症の発生状況等により予防接種が必要となった場合に実施する。

4 健康教育

感染症の予防のための指導(手指衛生や咳エチケット、健康管理)等をポスターの掲示、チラシの配布、広報車、町ホームページ、SNS(ツイッター(X)等により行う。

(4) 防疫活動の実施

そ族・昆虫駆除、浸水家屋等の実施方法は、行政区等の協力のもとに実施する。

(5) そ族・昆虫駆除及び浸水家屋等の消毒

害虫が発生した場所、または発生する可能性がある場所等について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」に基づき、駆除及び消毒を行う。

(6) 感染症患者等に対する処置

被災場所に感染症患者が発生し、または保菌者が発見されたときは、医療救護班と連携 し、速やかに隔離収容等の処置をとる。

(7) 防疫用薬剤・資機材の確保

防疫用薬剤及び資機材は、環境対策班が町内の取扱業者及び県から調達する。

5. 遺体の捜索、収容及び埋葬

【救助部救助総務班・救助2班、衛生部衛生医療班、関係機関】

被災地において行方不明者の捜索や死亡者の収容を行い、死亡者に関しては応急埋葬等の 実施を図り、警察と協力してこれにあたる。

第6節 医療救護活動

6. 行方不明者や遺体の捜索

(1) 捜索隊の編成

行方不明者や遺体の捜索を行う場合は、救助総務班が中心となって捜索隊を編成してこれにあたる。この際、関係機関職員と協力し、作業の円滑を図る。他市町村、他機関に応援を要請する必要が生じたときは、次の事項を明示して行う。

- 1 遺体が存在すると思われる場所
- 2 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- 3 応援要請人員、器具等

(2) 行方不明者に関する相談窓口の開設

町役場内に行方不明者の相談窓口を設置し、救助2班が捜索隊及び警察との連携を図り、対応を行う。

7. 遺体の処理・収容

(1) 処理・収容体制

町は、警察による検視(見分)及び医師による検案を終えた遺体は、警察署の協力及び 社団法人全国霊柩自動車協会との協定(資料 2-54)に基づき、遺体収容所(安置所)に 搬送、収容する。ただし、被害の規模等により対応が可能な場合は、必要により、警察に 協力を依頼する。遺体の処理・収容業務は救助 2 班が、埋・火葬業務は環境対策班がそれ ぞれ対応する。

[資料 2-54 災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書]

(2) 遺体収容所(安置所)の開設

町は三芳町文化会館に遺体収容所(安置所)を開設し、遺体を収容する。ただし、被害 想定を上回る死亡者があったときは、災害現場付近の公共建物、公園、寺院に収容する。

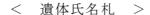
(3) 遺体収容所(安置所)の管理運営

収容所の管理運営は、施設の管理責任者と救助2班で当たる。

(4) 遺体及び遺留品の管理

遺体及び遺留品は、処理票を作成の上、納棺し下記のような氏名と番号の書かれた「氏名札」を棺に貼付する。

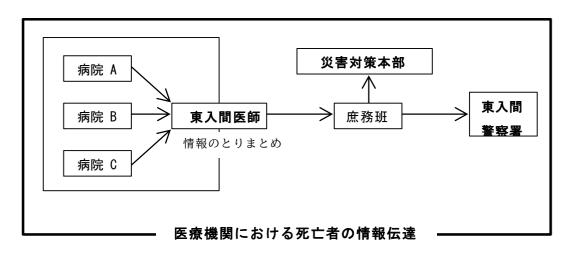
第6節 医療救護活動



三 芳 町 災 害 遺 体 第 号 氏 名

(5) 医療機関における死亡者の情報管理

負傷者が医療機関へ収容された後、死亡した場合、東入間医師会は町災害対策本部情報 1班、総務部庶務班を通じて、警察へ情報を伝達する。情報の伝達は、下記に示す系統に より行う。ただし、町災害対策本部の状況により、東入間医師会から警察へ直接報告し、 本部へは追って報告を行うものとする。



(6) 身元確認

町は警察署と協力して、身元不明遺体の引取人の調査を行う。なお、遺体の身元が判明 している場合には、遺族または親族に連絡の上、遺体を引き渡す。

8. 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬

身元が判明している遺体の埋・火葬は、引き渡しを受けた遺族・親族が行うものとするが、町長(本部長)が必要と認めるものについては、町が応急的に埋・火葬を行うものとする。この場合、遺体は救助2班から衛生部環境対策班に引き継ぐものとする。

遺体を火葬に付する場合、町は災害遺体送付表を作成し、遺体とともに火葬場へ送付する。また、遺骨及び遺留品には、遺骨及び遺留品処理票を付し、一時保管する。

家族、縁故者等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、町は遺骨及び遺留品票(資料 2-55)により整理の上、引き渡す。

〔資料 2-55 遺骨及び遺留品票〕

(2) 埋・火葬実施時の留意点

埋・火葬の際には、「事故死等による遺体に関しては、警察機関から引継ぎを受けた後

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第6節 医療救護活動

に埋・火葬する。」という点に留意し、実施する。

(3) 埋・火葬の調整及び斡旋

棺やドライアイスの不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町(環境対策班)は、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。なお、火葬場の損傷や火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、町本部(環境対策班)は「埼玉県広域火葬計画実施要領」に基づき、県に対し県内・県外の火葬場の応援を要請する。

〔資料 2-56 埼玉県広域火葬計画実施要領〕

(4) 身元不明遺体の仮埋葬

家族・縁故者の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼し、家族・縁故者等が判明次 第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は無縁墓地に埋葬する。

火葬または仮埋葬した遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として町が定める場所に移管する。三芳町内の寺院一覧を資料 2-57 に示す。

〔資料 2-57 町内の寺院一覧〕

名 称	所 在 地	電話番号
多福寺	上富 1542	258-0837
妙林寺	上富 1617	258-3332
広源寺	藤久保 1007	258-2372
泉蔵院	竹間沢 854	258-3431

第7節 帰宅困難者安全確保対策

第1 予防・事前対策

【自治安心課、こども支援課、教育委員会】

1. 帰宅困難者の定義

帰宅困難者とは、地震等の災害や事故の発生に伴う鉄道の運行停止等により、外出先で足止めされることとなり、徒歩により自宅に帰ろうとした場合に、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

県全体から東京都に通勤、通学をしている住民は、毎日 100 万人以上にのぼる。また、県被害想定では、三芳町内に外出している人のうち、地震の発生により鉄道が不通になる等により自宅に戻れなくなる人(町内で発生する帰宅困難者)は、3,991~4,246 人と想定されている(平日 12 時発災の場合)。加えて、町が東京都に近接していることから、駅周辺のみならず、町内の幹線道路等を通過する帰宅困難者も多数発生すると考えられる。

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途 絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰 宅することができない者を帰宅困難者とする。

2. 帰宅困難者の想定

三芳町内に外出している人のうち、地震の発生により鉄道が不通になる等により自宅に戻れなくなる人(三芳町内で発生する帰宅困難者数)は、3,991~4,246人と想定されている(平日12時発災の場合)。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」においては、4,050人前後と想定されている。

また、三芳町住民が、県内や都内などに外出し、外出先で地震が発生したために自宅に 戻れなくなる人(三芳町住民のうち帰宅困難者となる人)は、4,607~6,766 人と想定さ れている。

- ①帰宅困難者を発生させない対策(顧客・従業員等の帰宅行動の抑制)
- ②飲食物・物資等の備蓄
- ③防災訓練
- ④事業所の耐震化
- ⑤FAX・コピー機等の什器の固定
- ⑥想定される被害からの復旧計画策定
- ⑦各計画の点検・見直しなど

3. 基本方針

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、県内で約67万人の帰宅困難者が発生すると想定される。これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動すること

第7節 帰宅困難者安全確保対策

は二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、 外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「むやみに移動を開始しない」(一斉帰宅の抑制)という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過 し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

4. 現況

帰宅困難者数の把握

埼玉県地震被害想定調査において、帰宅困難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、埼玉県全体で、平日12時の帰宅困難者が最も多く、約65万人~約76万人に上る。

<参考>中央防災会議首都直下地震専門調査会の被害想定東京湾北部地震が昼12時に発生した場合に、埼玉県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。また、都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390万人の帰宅困難者が発生するとされている。

5. 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

約122万人の住民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

・県内主要駅周辺等での混乱の発生

埼玉県には、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止 により、県内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

(2) 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救 出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

(3) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。 帰宅支援施設の周知

県の協定に基づき、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアをはじめとする沿道施設の事業者が、徒歩帰宅者の一時休憩所等として「災害時帰宅支援ステーション」を開設する場合は、町はその周知に努める。

第7節 帰宅困難者安全確保対策

・埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の 協定を締結している。

・フランチャイズチェーン (コンビニエンスストア、外食店舗)、ファミリーレストランなどとの協定 (九都県市で協定締結)

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する(ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む)内容の協定を締結している。

(4) 一時滞在施設の確保

町は、帰宅困難者一時滞在施設として、次の施設を指定し、想定を超える人員となった場合の代替施設に直近の指定避難所を充てる。なお、備蓄食料等は当該指定避難所の防災 倉庫内のものを共用する。

したがって、一時滞在施設の代替施設の防災倉庫には、当該エリアで想定される避難者数とは別に、飲料水、食料等の必要物資を備蓄するものとする。なお、滞在する帰宅困難者が備蓄数を上回ることを想定し、災害対策本部備蓄倉庫にも予備を備蓄するとともに、輸送方法を検討しておくものとする。

町は、帰宅困難者の発生に備えて、帰宅困難者一時滞在施設の運営マニュアル等を整備する。

(5) 訓練の実施

町は、帰宅困難者一時滞在施設運営マニュアルに基づき、担当職員が他の関係機関と連携して、帰宅困難者を誘導、安全確保、支援する訓練を検討する。

6. 安全確保のための対策

(1) 意識啓発(自助)

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、地震が発生した場合に適切な行動を取れるよう、防災意識の向上を図り、次の点を実行するよう啓発する。

- 1 むやみに帰宅行動をとらないこと(一斉帰宅の抑制への協力)
- 2 外出時の発災に備えた準備(自分の安全は自分で守る)
- 3 家族との安否確認手段の確保※
- 4 勤務先、通学先や当該地域における帰宅困難者対策の取組への参加

(2) 事業所・私立学校等への要請

町内の事業者や大学、幼稚園や民間保育園等は、従業員や学生、児童等に対して「むや みに移動を開始しない」基本原則の周知徹底を行うとともに、防災教育・訓練を実施する

第7節 帰宅困難者安全確保対策

ものとする。また、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)や携帯電話事業者 の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う他、次の対 応を行うよう要請する。

- ※NTT が施行する災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)や携帯電話事業者の 災害用伝言板等を、地震が発生した場合の連絡手段として有効に活用するものとし、町 はこれら災害時に家族等の安否を確認する手段の積極的な広報を行う。
- 1 一斉帰宅の抑制対策
- 2 施設の安全化対策
- 3 災害時対応マニュアルや帰宅困難者対策計画の作成
- 4 従業員や児童のための飲料水・食料の備蓄、仮泊場所等の確保、情報入手手段の確保
- 5 路上の要援護状態の帰宅困難者の保護や支援(飲料水、交通情報、一時休憩場所、トイレ等の提供)

(3) 町立の小中学校や児童福祉施設における対策

学校や児童施設は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間施設内に留め置く対策を講じる必要がある。このため、作成された「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」や「児童福祉施設等危機管理マニュアル」を常に見直すなど体制整備に努める。また、災害時における学校・児童施設と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

【情報部情報 1 班、救助部、避難所·教育対策部、関係機関】

(4) 企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- ・施設の安全化、・災害時のマニュアルの作成、・飲料水、食料の確保、
- ・情報の入手手段の確保、・従業員等との安否確認手段の確保
- ・災害時の水、食料や情報の提供、・仮宿泊場所等の確保

7. 帰宅困難者支援のための広域的な連携

【県(危機管理防災部)】

帰宅困難者対策は首都圏を形成する九都県市共通の課題であるため、九都県市首脳会議等で 検討を進め、以下のような普及啓発活動等を実施する。

- ・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)や携帯電話事業者の災害用伝言板の啓発用リーフレットの作成、配布
- ・帰宅支援ホームページの運用
- ・帰宅支援ステーションのステッカー及び事業者ハンドブックの配布
- ・鉄道事業者と連携し、利用者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示

8. 一時滞在施設の確保

町及び鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設(一時滞在施設)を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資や、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

9. 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171) や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成 や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

10. 学校における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

11. 帰宅支援施設の充実

町は、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定 し、沿道事業者による徒歩帰宅支援(飲料水、情報、トイレなど)を推進する。

第2 応急対策

1. 帰宅の可否の判断・考え方について

公共交通機関が停止していた場合、むやみに帰宅移動を開始しないことを前提とし、勤務 先等が安全であれば、帰宅経路が安全であると判断できるまで、勤務先等に留まることを優 先する。(各事業所においても、従業員・顧客の帰宅困難者対応を行う)

家族との安否確認については、171(災害伝言ダイヤル)や、携帯電話の災害用伝言掲示板 を用いる。

2. 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安 否確認のための手段を確保する。

【帰宅困難者に伝える情報例】

- ・被害状況に関する情報(震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等)
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報(路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関 の情報等)
- ・帰宅に当たって注意すべき情報(通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等)
- ・支援情報(帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等)

実施機関	項目	対策内容
県(統括部、住民	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、
安全部)		被害状況、交通情報等を広報
		・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ
		等による情報提供
		・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
		・ホームページ、メール、防災行政無線等による
		情報提供
		・駅前の大型ビジョンなどデジタルサイネージを活用
		した情報提供
		・緊急速報メールによる情報提供
		・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
鉄道事業者	情報の提供、広報	・鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供
		等
東日本電信電話	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板
(株)		(web171)のサービス提供
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供
放送報道機関		(県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、
		運行情報)

〔資料 2-58 災害時における地図製品等の供給等に関する協定〕

3. 帰宅困難者支援施設等の開設・運営

町、県、鉄道事業者等が連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

機関名等	役割
県(統括部、各施設	・県有施設の一時滞在施設の開設、運営
管理者)	・一時滞在施設の開設情報等の提供
	・路上で被災した等、行く場所がなく一時滞在施設に収容された帰宅困難者
	に対する飲料水、食料等の確保
町	・町有施設の一時滞在施設の開設、運営
	・町有施設以外の一時滞在施設の開設依頼
	・一時滞在施設の開設情報等の収集、提供
	・駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保
	・路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導
一時滞在施設となる	・一時滞在施設の開設、運営
施設	・帰宅困難者への飲料水、食料の提供
警察署	・駅周辺の混乱防止対策に係る支援
鉄道事業者	・利用者へ必要な情報を提供
	・利用者の保護、待機場所の提供
	・一時滞在施設の開設、運営
	・帰宅困難者への飲料水、食料の提供
	・市町村や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内

(1) 主要駅周辺における帰宅困難者一時滞在施設の開放

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、町は、近隣自治体の駅前公共施設を補完する施設として、帰宅困難者一時滞在施設を開放し、帰宅困難者を受入れる。

帰宅困難者一時滞在施設を次のとおり定める。

- 1 竹間沢公民館(代替施設:竹間沢小学校体育館)
- 2 藤久保公民館(代替施設:藤久保小学校体育館)

なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

(2) 幹線道路沿道における帰宅困難者支援場所の提供

町は、行政区に対して、地域内の幹線道路等を通行する帰宅困難者への集会所等における支援の協力を要請する。行政区は、町からの協力要請に基づき、集会所等を帰宅困難者支援場所として提供する。また、帰宅困難者支援施設等まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

(3) 帰宅困難者支援施設等への誘導

帰宅困難者一時滞在施設(公民館等)、帰宅困難者支援場所(集会所等)を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

第7節 帰宅困難者安全確保対策

(4) 帰宅困難者支援施設等での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設は原則として、鉄道運行が再開されるまでの一時待機を原則とするが、再開のめどが立たず、やむをえず宿泊を要することとなった場合は、町の備蓄品から「毛布」「飲料水」「食料」等を提供する。また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜提供するとともに、防災情報ステーション(公衆無線 LAN: miyoshi_free)の活用を促す。なお、帰宅困難者の宿泊は1泊を目途とする。

帰宅困難者支援場所(集会所等)における支援内容は、飲料水やトイレの提供、道路情報の提供等に限るものとする。

【帰宅困難者に伝える情報例】

- 1 被害状況に関する情報
- 2 鉄道等の公共交通機関に関する情報
- 3 帰宅に当たって注意すべき情報(通行危険個所等)
- 4 支援情報(帰宅支援ステーションほか支援場所等)

第8節 避難対策

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を 推進する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避 難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第1 予防・事前対策

【自治安心課、都市計画課、こども支援課、教育委員会、公共施設主管課、東入間警察署、 入間東部地区事務組合】

1. 避難計画

町は、避難計画を作成するとともに、行政区等を通じて、共助による避難体制の確立に努める。なお、災害時要援護者(避難行動要支援者を含む)の避難支援については《第2節災害時要援護者対策》を運用する。

(1) 避難地区の分割

避難時における混乱を防ぐために、事前に町域を以下のように行政区と指定避難所毎に分割し、標準的な避難区域(エリア)を設定する。ただし、あくまで原則を示すものであって、来訪者も含め、指定緊急避難場所として、発災時点で最も自分の近くにある避難場所へ避難するよう啓発を図る。

なお、将来における開発行為及びこれに伴う人口の増加が発生した場合及び避難施設における収容能力の変更等があった場合には、再度、地区の分割を検討する。

<各行政区の一時避難場所 (集合地) と指定避難所一覧>

行 政	区	一時避難場所(集合地)	緊急避難場 所(校庭)	指定避難所 (体育館)
		上富第1区集会所	上富小学校	
上富第1区 (上富 2297 番地付近)		【他の可能な一時避難場所(集合地)】 ふじみ野市立西原小学校 ※近隣市協定に基づく		上富小学校
上富第2区		農業センター(広場あり)	上富小学校	上富小学校
	(関越より 西地域)	上富第3区集会所	上富小学校	上富小学校
上富第3区	(関越より	上富第3区第二集会所		
	東地域)	【他の可能な一時避難場所(集合地)】 豊島区グラウンド※豊島区との協定に基づく	三芳中学校	三芳中学校
U. > 11 ## . F .		北永井第1区集会所(広場あり)	- ++ 1 2414	- + >** +-
北永井第1区	(南部地 域)	(JA三芳駐車場)	三芳中学校	三芳中学校
北永井第2区		北永井第2区集会所(広場あり)	三芳中学校	三芳中学校
		北永井第3区集会所(広場あり)	三芳小学校	
北永井第3区	 (羽生山住	北永井第3区第二集会所		三芳小学校
	宅)	【他の可能な一時避難場所(集合地)】 ふじみ野市立大井中学校 ※近隣市協定に基づく		
藤久保第1区		藤久保第1区集会所(広場あり)	唐沢小学校	唐沢小学校
藤久保第2区		藤久保第2区集会所	藤久保 小学校	藤久保 小学校
藤久保第3区		藤久保第3区集会所(広場あり)	藤久保 小学校	藤久保 小学校
藤久保第4区	(254 より西地域)	藤久保第4区集会所 藤久保第4区第三集会所/緑ヶ丘周辺※ (自然の森・レクリエーション広場 一時避難可)	三芳東 中学校	三芳東
33.0 (11/5)	(254 より東地域)	藤久保第4区第二集会所 藤久保第4区第四集会所		中学校
藤久保第5区	(254 より西地域)	藤久保第5区第二集会所(広場あり)	三芳小学校	三芳小学校
際人体先り区	(254 より東地域)	(藤公前)みらい広場	藤久保 小学校	藤久保 小学校
藤久保第6区	(254 より西 地域)	北永井第2区集会所(広場あり)	三芳小学校	藤久保
がくるもので	(254 より東 地域)	藤久保第6区集会所(広場あり)	藤久保 小学校	小学校
竹間沢第1区		竹間沢第1区集会所		
		竹間沢第1区第二集会所	竹間沢 小学校	竹間沢 小学校
	(254 より西地域)	竹間沢第1区第三集会所※	- "	小子仪
みよし台		唐沢公園(みよし台第1区集会所)	藤久保 中学校	藤久保
第1区	(みよし台 1 番地付近)	【他の可能な一時避難場所(集合地)】 富士見市立西中学校 ※近隣市協	定に基づく	中学校

[※]竹間沢第1区の国道 254 号線より西地域は、254 の横断規制があった場合は、町総合体育館へ一時避難する。

2. 代替避難所・代替緊急避難場所

避難所の開設状況と避難者の状況に応じて代替避難所・代替緊急避難場所等を定める。 原則割り当てられた指定避難所・緊急避難場所が応急危険度判定により倒壊等の恐れがある 場合や道路の崩壊、火災、浸水等により避難経路が通行不能となるなどの事態が発生してい る場合は、コミュニティの一体性や通学区等を勘案し、代替の避難所に振り替えるものとす る。

なお、避難所等の振替指示の情報は、地震等による自主避難においては、①現地本部職員から行政区被害情報報告員経由、②情報部情報班による町内巡回時、③消防団分団経由等、可能な手段により伝達を行うものとする。

また、火災や水害等に伴う避難指示等が出ている場合は、町職員、警察官、消防職員等により振り替え避難誘導するものとする。

<代替避難所·代替緊急避難場所一覧>

行 政 区	代替の緊急避難場所(校庭)等	代替の指定避難所(体育館)
上富第1区	三芳中学校 ふじみ野市大井中学校	三芳中学校
上富第 2 区	三芳中学校	同左
上富第3区 (関越以西)	三芳中学校	同左
上富第3区 (関越以東)	上富小学校	同左
北永井第 1 区	三芳小学校 <u>ふじみ野市立大井中学校</u>	三芳小学校
北永井第 2 区	三芳小学校	同左
北永井第3区	三芳中学校 ふじみ野市立大井小学校	三芳中学校
藤久保第 1 区	三芳東中学校	同左
藤久保第 2 区	藤久保中学校	同左
藤久保第 3 区	藤久保中学校	同左
藤久保第 4 区	唐沢小学校	同左
藤久保第 5 区 (R254 以西)	藤久保小学校	同左
藤久保第 5 区 (R254 以東)	藤久保中学校	同左
<u>藤久保第6区</u> (R254 以西)	<u>三芳中学校</u>	三芳小学校
藤久保第 6 区 (R254 以東)	藤久保中学校	同左
竹間沢第 1 区	三芳東中学校	同左
みよし台 第 1 区	竹間沢小学校	同左

3. 避難経路の指定と周知

町は事前に、避難経路を指定して、一時避難場所(行政区集合地)から指定避難所までのルートや、避難行動における国道 254 号の横断ポイント等を定めるものとし、住民に対して防災訓練等を通じてあらかじめ避難経路の周知を図るものとする。町の指定する概略避難経路を「資料 2-59 三芳町概略避難経路図」に示す。

なお、上記避難経路を標準としつつも、発災初期における道路の断裂やがれき、火災、建造物倒壊、危険物等取扱事業所の被災等、通行に危険を伴う場合を考慮し、直近の広い道路を代替経路として行政区等と協議しながら検討しておくものとする。

国道 254 号線等は緊急輸送道路に定められているため、避難経路に定めた横断ポイントを原則としつつ、警察の交通整理に従うものとする。

また、町は避難経路について、災害時要援護者に配慮したバリアフリー化を推進するとともに、ブロック塀の生垣化促進、防災上著しく危険な建築物等の把握、沿道の窓ガラス等の落下・脱落防止、自動販売機の転倒防止等の対策に努めるとともに、関係者への協力を促すものとする。

〔資料 2-59 三芳町概略避難経路図〕

4. 避難所への誘導方法

(1) 誘導体制

町災害対策本部の避難措置に基づき、行政区が設置する地区災害対策本部が主体となって、 消防団、町職員の支援のもとに区民を避難誘導する。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、東入間警察署へ協力を要請 する。

(2) 自動車による避難禁止の周知徹底

大地震時には、道路損壊や交通信号機の故障等により、交通機能がある程度マヒすることが 避けられない。この状況下において自動車で避難することは、徒歩による避難を困難にし、 緊急車両の通行、消火・救援活動の支障となる。

町は地震発生時における自動車での避難を禁止し、以下のことを住民への周知を徹底する。 「走行中の車両は左側に寄せて停車し、避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行の確保を図る」

5. 防災上重要な施設の避難計画

(1) 町立小中学校及び児童施設における乳幼児・児童・生徒の避難計画

学校は「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に基づいて、また、児童館等は「児童福祉施設等危機管理マニュアル」に基づいて、子どもの安全保護の措置、引き渡し等が円滑にできるよう職員研修や子どもを含めた避難訓練等を行う。

(2) 町内の私立の大学や幼稚園、民間保育園の避難計画

町は、私立学校等が、前項の「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に準じて自主 的に避難計画を作成するよう助言するものとする。

第8節 避難対策

(3) 公共施設等の避難計画

役場庁舎及び公民館、図書館、歴史民俗資料館等の公共施設は、避難計画を定め、また、文化会館、総合体育館の指定管理施設についても策定を指導する。当該避難計画には、定期的な避難訓練を位置付ける。

6. 避難指示が発表された場合の避難

地震に伴って火災、がけ崩れ等の災害が発生し、危険区域の住民に立ち退きのための避難 指示等が発表された場合は、一時避難場所(行政区集合地)を経由することなく、速やかに 指定緊急避難場所である小中学校の校庭へ避難することを原則とする。避難指示等発表時の 避難者の誘導は、原則として町職員(避難所班)や消防職員、消防団員等が行う。

避難に関する心得、知識の普及啓発活動

住民に対し以下に示す方法等を用いて、避難に関する心得、知識の普及啓発を行う。

- ①地域防災初期行動マニュアルの周知、活用
- ②防災マップやパンフレットの作成、配布
- ③町ホームページ、広報紙、掲示板への記事の掲載
- ④地域や団体の防災研修会等での啓発
- ⑤避難訓練の実施

7. 防災拠点(避難所等)の指定と整備

≪予防・事前対策≫

【自治安心課、福祉課、こども支援課、都市計画課、環境課、教育委員会、 入間東部地区事務組合】

(1) 指定避難所の確保

災害対策基本法 49 条の 7 に基づく指定避難所として、町立小中学校を指定する。避難者収容スペースは、原則として体育館とし、その他、応急仮設救護所や運営会議等のスペースは、マルチルームや研修・集会室等の中から学校長との協議により避難所ごとに定めておく。

避難者数の想定は、発災から1日後で125人、1週間後279人にまで増加することが想定されている(避難所以外への避難を含む)。避難者数が1週間後にピークを迎えるのは、断水等のライフライン被害に伴う生活支障を要因とした避難である。発生確率の低い「関東平野北西縁断層帯地震」のピーク時でも327人であり、町の指定避難所の収容能力はこれを充足している。

< 指定避難所 >

名 称	所 在 地	収容人数 (体育館のみ)
上富小学校	上富 1267-4	200 人
三芳中学校	北永井 350	200 人
三芳小学校	北永井 343	150 人
藤久保小学校	藤久保 224-2	150 人
唐沢小学校	藤久保 410-2	180 人
三芳東中学校	藤久保 610-1	210 人
藤久保中学校	藤久保 420-2	200 人
竹間沢小学校	竹間沢 550-1	170 人

<要援護者優先避難所>

- ①中央公民館(上富小、三芳中、三芳小エリア)
- ②藤久保公民館 (藤久保小、唐沢小、三芳東中エリア)
- ③竹間沢公民館(竹間沢小、藤久保中エリア)

{資料 2-60 指定避難所/指定緊急避難場所/一時避難場所一覧]

{資料 2-61 災害時における一時避難所に関する協定】

指定避難所については、災害対策基本法に基づき、以下の点について確認を行うとともに、 必要な改善・整備を行う。

- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設 であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。 主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安 全性が十分確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

なお、一般の指定避難所では気温、体力等から生活が困難な災害時要援護者を優先して収容する補完的な避難所(要援護者優先避難所)として次の施設を位置づける。但し、専門的な支援や施設環境が必要と判断された場合は、福祉避難所への移送を検討する。

<要援護者優先避難所>

- ①中央公民館(上富小、三芳中、三芳小エリア)
- ②藤久保公民館(藤久保小、唐沢小、三芳東中エリア)
- ③竹間沢公民館(竹間沢小、藤久保中エリア)

(2) 一時避難場所(行政区集合地)の選定

各地域において指定避難所に避難する際の集合場所として、以下の一時避難場所を選定する。原則として震度5強以上の地震が発生した場合、行政区は災害拠点として、一時避難場所(行政区集合地)に「地区災害対策本部」を設置する。

< 一時避難場所(行政区集合地) >

< 一時避難場所(行政区集 	(合地) >
一時避難場所(集合地)	所 在 地
上富第1区集会所	上富 1909-1
農業センター (広場あり)	上富 1279-3
上富第3区集会所	上富 402-6
上富第3区第二集会所	上富 415-5
北永井第1区集会所 (広場あり)	北永井 285-1
北永井第2区集会所 (広場あり)	北永井 761-1
北永井第3区集会所 (広場あり)	北永井 892-11
北永井第3区第二集会所	北永井 994-1
藤久保第1区集会所 (広場あり)	藤久保 378-6
藤久保第2区集会所	藤久保 5245
藤久保第3区集会所 (広場あり)	藤久保 3929-3
藤久保第4区集会所	藤久保 1054-5
藤久保第4区第二集会所	藤久保 595-11
藤久保第4区第三集会所/緑ヶ丘周辺	藤久保 1107-43
藤久保第4区第四集会所	藤久保 541-12
藤久保第5区第二集会所 (広場あり)	藤久保 913-1
(藤久保公民館前) みらい広場	藤久保 185-1
藤久保第6区集会所 (広場あり)	藤久保 8-3
北新埜中央公園	藤久保 855-104
竹間沢第1区集会所	竹間沢 877
竹間沢第1区第二集会所	竹間沢 566
竹間沢第1区第三集会所	竹間沢 1150-7
唐沢公園	みよし台 4
(みよし台第1区集会所)	(藤久保 449-6)
豊島区グランド(※豊島区との協定に基づく)	上富 382-1
ふじみ野市立西原小学校(※近隣市協定に基づく) 	ふじみ野市大井武蔵野
	1322-4
ふじみ野市立大井中学校(※ 近隣市協定に基づく)	ふじみ野市苗間 24-1
富士見市立西中学校(※近隣市協定に基づく)	富士見市西みずほ台 3-14-6

[資料 2-60 指定避難所/ 指定緊急避難場所/一時避難場所一覧]

(3) 指定緊急避難場所の確保

災害対策基本法 49 条の 4 に基づく指定緊急避難場所として、下表のとおり町立小中学校 (校庭)を指定する。

なお、三芳町が指定する緊急避難場所は、災害の種別(洪水・崖崩れ・土石流・地滑り・高潮・地震・津波・大規模火災・内水浸水・噴火に伴う火山現象)によらず共通とする。

< 指定緊急避難場所 >

名 称	所 在 地	グラウンド面積(㎡)
上富小学校 校庭	上富 1267-4	5, 562
三芳中学校 校庭	北永井 350	10, 609
三芳小学校 校庭	北永井 343	8, 591
藤久保小学校 校庭	藤久保 224-2	10, 555
唐沢小学校 校庭	藤久保 410-2	9, 939
三芳東中学校 校庭	藤久保 610-1	9, 080
藤久保中学校 校庭	藤久保 420-2	11, 518
竹間沢小学校 校庭	竹間沢 550-1	6, 734

また、指定緊急避難場所を補完する避難場所として、各都市公園・子供広場や豊島区立三芳グランド、自然の森・レクリエーション公園(旧:飯田グラウンド)等を活用する。 なお、これらの避難場所についても本計画で想定するすべての災害を対象とするが、竹間沢東公園については柳瀬川の氾濫時に浸水の恐れがあるため、洪水等の水害時の避難場所からは除外する。

8. 福祉避難所の確保

町は、以下に示す町が管理する公共施設及び民間が管理する社会福祉施設等を、在宅の災害 時要援護者を受入れる「福祉避難所」として指定する。

策

< 指定福祉避難所 >

第8節 避難対策

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画

名称	所 在 地	管理者	備考
第3保育所	竹間沢566-1	町	
子育て支援センター	藤久保222-20	町	
みどり学園	竹間沢566-1	町	
精神障害者小規模地域生 活支援センター	藤久保27-9	町	
三芳太陽の家	藤久保1078-3	入間東部福祉会	協定
特養老 みよし園	上富1784-8	三芳厚生福祉会	協定
特養老 桜荘	北永井415-1	みよしの会	協定
特養老 こころ三芳	北永井946-1	蓬莱会	協定
老健施設 むさしの苑	上富1784-7	三芳厚生福祉会	協定
特養老 みずほ苑	竹間沢735-1	美咲会	協定
老健施設 埼玉ロイヤルケ アセンター	上富2181-5	明理会	協定
障害者支援施設 かしの 木ケアセンター	北永井381-3	めぐみ会	協定
障害者支援施設 入間東 部みよしの里	上富322-2	入間東部福祉会	協定
グループホーム・ケアホ ーム すてっぷ	北水升3/5-5	めぐみ会	協定
多機能型就労支援施設のびる作業所	北永井381-1	めぐみ会	協定
老人デイサービスセンタ ー けやきの家	北永井256-4	三芳町社会福祉 協議会	協定
三芳グループホーム そよ 風	上富1553-3	株 式 会 社 SOYOKAZE	協定
放課後デイサービス 青 空	北永井893-1	埼玉たまみずき の会	協定
相談支援センター 糸	藤久保309-3 アーク メゾン301	NPO法人 あおい 糸	協定

〔資料 2-62 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書〕

<災害時要援護者関連施設>

名 称	所 在 地
特養老 みずほ苑	竹間沢 735-1
かみとめ幼稚園	上富1567-4
小鈴幼稚園	北永井72-1
みふじ幼稚園	藤久保733-1
あずさ保育園	藤久保357-7
桑の実保育園	藤久保855-90
元氣保育園	藤久保3851

9. その他防災拠点の確保

第3編 町はその他防災拠点として、以下を指定する。

種別	施設名称	所 在 地
	三芳町役場	藤久保 1100-1
災害対策本部	(代替施設)第1順位 文化会館	藤久保 1100-1
	第 2 順位 浄水場	藤久保 1047-1
物資集積拠点	総合体育館	藤久保 1100-1
初貝朱慎拠点	(代替施設)文化会館	藤久保 1100-1
遺体収容所(安置所)	文化会館	藤久保 1100-1
ヘリポート	運動公園グラウンド	藤久保 1118-1
1941-1	(代替施設) 唐沢小学校校庭	藤久保 410-2
炊き出し施設	学校給食センター	北永井 348-2
災害廃棄物処理施設	ふじみ野市・三芳町環境センター	ふじみ野市駒林 1093-3
 災害廃棄物仮置き場	運動公園内(グラウンド)	藤久保 1118-1
次百 <u></u>	(補完する場所)清掃工場跡地	上富 1598-3
応急仮設住宅予定地	運動公園内(多目的広場、テニスコート、弓道場)	藤久保 1120-1
ボランティアセンター	総合体育館	藤久保 1100-1
N,70 / 1/ C0 /	(代替施設)文化会館	藤久保 1100-1
帰宅困難者	竹間沢公民館 (代替施設)竹間沢小学校	竹間沢 555-1 竹間沢 550-1
一時滞在施設	藤久保公民館 (代替施設)藤久保小学校	藤久保 185-1 藤久保 224-2
広域避難者 一時滞在施設	中央公民館	北永井 348-2

10. 施設の安全性の強化及び良好な生活環境への配慮

小・中学校の校舎、体育館に関しては、三芳町建築物耐震改修促進計画(平成21年3月)に基づき耐震化を進め、平成25年度末までに耐震化率100%を達成している。今後、非構造部材(天井や照明器具、吊り物、ガラス等)も含めた更なる災害対応策を進めるとともに、一般の避難所として開放する区域については、ライフラインの途絶や要援護者、負傷者の収容にも配慮し、良好な生活環境に資する設備の改善に努める。

そのほか、次の点について施設設備の改善及び検討を進める。

- ①学校の空調の燃料に一部 L P ガスバルク供給システムを導入するなど、非常時の炊き出しやガス発電機の燃料としての活用を推進する。
- ②校舎や体育館の屋上を利用した太陽光パネルによる電力の確保、ソーラー付 LED 街灯の 設置等、系統電源以外の電源確保及び多重化を検討する。
- ③耐震性貯水槽の導入を推進する。
- ④災害時情報拠点としての機能の充実を図る。
 - ・避難者向けの災害時専用通信手段として、拠点施設への「災害時用公衆電話(特設公 衆電話)の設置」
 - ・防災情報ステーション(公衆無線 LAN:miyoshi_free)としての公衆無線LANの導入促進
 - ・デジタルサイネージの導入推進(災害機能をもつ飲料自動販売機の設置を含む)。

11. 指定避難所における生活環境の確保

- ○避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。
- ○指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、 段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型 コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品 の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- ○また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- ○指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料 容量の拡大や多重化(非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギ ーの導入など)を含む停電対策に努める
- ○指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア 等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の 確保・育成に努める。

【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】

- ・LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給 湯入浴用施設の設置
- ・停電対応型空調機器の設置
- ・ガスコージェネレーションの設置

- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

12. 避難所運営計画の策定

避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- ・避難所の開設手順(夜間、休日等を中心に)
- ・避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・避難所の管理・運営体制
- ・福祉避難所の設置
- ・災害対策本部との情報連絡体制
- ・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担

13. 住民への周知

指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等(浸水想定区域、土 砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等)の所在
- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り 品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

14. 避難所管理・運営マニュアルの作成

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

15. 避難所運営体制の整備

避難所運営ガイドラインの策定

町は「地域防災初期行動マニュアル」及び県「避難所の運営に関する指針」に基づき、標準的な避難所運営のガイドラインを策定し、避難所連絡会議ごとに個別運営協議を進める上での指針とする。

16. 住民への指定避難所等の周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外

第8節 避難対策

来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、非常持ち出し品や夜間、停電時に備えた携行品について住民に周知を図っておくものとする。

〔資料 2-63 避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書〕

17. 個別避難所運営マニュアルの作成

行政区(地域防災組織)、学校職員、消防団員、民生委員、町職員等で構成する避難所連絡会議は、町が策定した「避難所運営ガイドライン」に基づき、避難所の施設状況や行政区の実情に応じた避難所毎の「〇〇(学校名)エリア避難所運営マニュアル」を作成する。

災害時要援護者や女性に配慮した設備や備蓄品について、次のとおり対策を推進する。発 災後に速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

- ①男女別更衣室(更衣テント)
- ②男女別トイレ
- ③授乳スペース
- ④物干し場所
- ⑤クールダウンスペース (障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間)
- ⑥オストメイトトイレ、身障者用トイレ
- ⑦車いす
- ⑧エアーマット
- ⑨成人用、幼児用おむつ、衛生用品、授乳用品
- ⑩アレルギー対応食品

なお、身障者用トイレやオストメイトトイレは、当該トイレが完備された公民館等の公共施 設から離れた位置にある指定避難所に優先的に備蓄を進める。

第2 応急対策

【総務部、情報部、救助部、避難所・教育対策部、東入間警察署、入間東部地区事務組合】

1. 警戒区域の設定

町長は、地震に伴う火災、がけ崩れ等の災害が発生し、住民の生命または身体に対する危険 を及ぼすと認める時は、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合、避難指示等と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

2. 避難指示等が発表されていない場合における自主避難の考え方

避難指示等が発表されていない場合における自主避難の考え方を以下に示す。

- ①住家が倒壊した(あるいは余震で倒壊する危険性がある)、火災が発生している等で、留 まり続けることに危険が生じる場合
- ②ライフラインが複数途絶して生活が困難な場合
- ③その他、住民自身が避難が必要と判断した場合

なお、住家の被害が軽微等の場合は、在宅被災者として、食料等の支援を受けることも可能 であることに留意して、避難の要・不要を判断する。

3. 避難の指示

地震に伴って火災、がけ崩れ等の災害が発生し、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認める ときは、危険区域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。

なお、立ち退きの避難指示が発表された区域の住民は、一時避難場所(行政区集合地)を経由することなく、速やかに指定緊急避難場所である小中学校の校庭へ避難することを原則とする。

4. 実施責任者

避難指示等、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、下表に示す各者が行う。

	実 施 者	対象災害	根 拠 法 令
避 難 準備 書 選 端 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報	• 町長 (本部長)	災害全般	
選勧 避指緊 選指緊	· 町長 (本部長)	災害全般	災害対策基本法第60条
	・知事・知事の命を受けた県職員	洪 水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
避難	・水防管理者 (町長)	洪 水	水防法第29条
指示(緊急)	• 警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	・派遣自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る)	災害全般	自衛隊法第94条

なお、町が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象 情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

避難指示等の伝達方法

以下に示すようなあらゆる手段を尽くして迅速な伝達を行う。また、できる

だけ住民を恐怖状態に陥れないようにするとともに、通電火災等、地震に伴う火災の予防について警告する。その際、聴覚障がい者に対する FAX による伝達や、災害時要援護者に対する支援者を通じた伝達等により、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

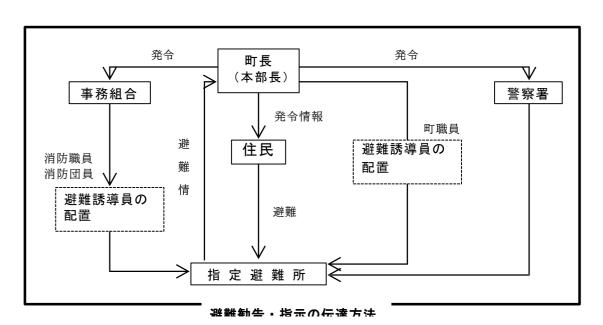
- ①防災行政無線
- ②エリアメール (緊急速報メール)
- ③広報車·消防団車両
- ④町職員、消防職員、消防団員等による口頭伝達(避難対象世帯)

- 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
- 第8節 避難対策
- ⑤コミュニティ FM、ローカルテレビ(文字放送)
- ⑥地区防災拠点における館内放送、情報の掲示、デジタルサイネージ等
- (7)町ホームページ
- ⑧登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)
- ⑨ツイッター (X)
- ⑩その他取りうる全ての方法

伝達事項

避難指示等の内容は、次のような事項に関して住民に伝達する。この時、住民が混乱し、戸惑わないように配慮する。

- ア. 避難指示等の発表者
- イ. 避難の理由
- ウ. 避難の方法(立ち退き避難、又は屋内退避)
- 工. 対象地域
- 才. 避難場所
- カ. 避難の誘導者
- キ. 避難経路
- ク. 注意事項(戸締まり、携行品、服装、火気等)



5. 自主避難の行動

《本節《予防・事前対策》1. 避難計画》に定める避難所、避難方法、避難経路により避難 する。

避難時の携帯品

避難にあたっての携帯品は、円滑な立ち退きに支障をきたさないよう必要最小限度のものと し、次の下記事項について指導を行う。

- ①避難に際しては、必ず自宅や事務所の火気危険物の始末を完全に行う。
- ②避難者は氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの)を携行する。

第8節 避難対策

- ③避難者は3食分程度の食料や飲料水のほか、携帯トイレ、救急薬品、ラジオ、懐中電灯、電池、貴重品、タオルや洗面用具、トイレットペーパー等の日用品等を携行する。(家庭内飲食料の備蓄は1週間分を推奨)
- ④服装は軽装とするが、素足を避け、帽子(又はヘルメット、頭巾等)、軍手、雨具、最小限の肌着等の着替えや必要に応じて防寒具を携行する。
- ⑤上記の非常持出品は、平素から用意し、迅速に持ち出せるようにしておく。

6. 避難行動における行政区(地域防災組織)の対応

行政区(地域防災組織)は、町から避難勧告等が発表されていない場合であっても、1. 「避難指示等が発表されていない場合における自主避難の考え方」及び区民の被害状況に鑑み、「地域防災初期行動マニュアル」に基いて、区民の自主的な避難行動を支援するものとする。

(1) 地域の被害状況の把握

行政区(地域防災組織)は、災害発生後(原則震度5強以上)、速やかに地区災害対策本部 体制を取り、その組織、役割分担に応じて担当地区内のパトロールを行い、また、区民から の被害情報に基づいて救助や避難支援を必要とする方がいないか捜索する。

(2) 避難の呼びかけ・避難者の確認・点呼(必要に応じて集会所の開放)

- 1 避難が必要な区民に対しての避難の呼びかけを行う。
- 2 一時避難場所(行政区集合地)への集合は、各自で行うことを基本とするが、必要に応じて誘導・援助を行う。
- 3 一時避難場所において、避難者の確認・点呼を行う。
- 4 必要に応じて集会所等を開放し、避難者を一時収容する。
- 5 行政区長は、区民の中から予め選任した「被害情報報告員」を先行して指定避難所に向 かわせるものとする。その際、取りまとめた行政区内被害状況報告様式及び指定避難所 の鍵を持参させるものとする。

(3) 指定避難所への誘導・移動

- 1 できるだけ集団となって避難する。
- 2 一時避難場所(行政区集合地)に集合した住民を各区の指定避難所へ誘導する。
- 3 指定の避難経路の通行が困難又は危険と判断した場合は、、事前に取り決めた代替経路に切り替えるものとする。。
- 4 余震に注意し、壁、被害を受けた家屋にはなるべく近づかない
- 5 なお、避難は徒歩によるものとし、自家用車による避難は原則認めない。
- 6 立ち退きの避難指示が発表された区域の住民は、速やかに直接、指定緊急避難場所(小中学校校庭)に向かうことを原則とする。

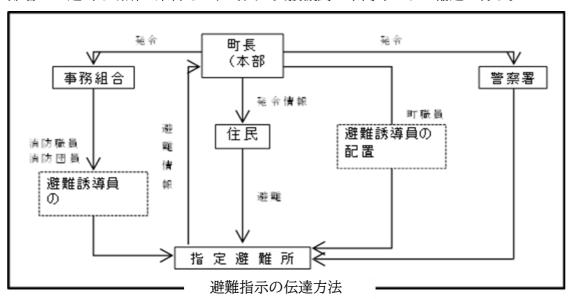
(4) 避難誘導時の留意点

1 避難指示発表時の避難者の誘導は、町職員(避難所1班~3班)が行う。ただし、被害

第8節 避難対策

の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察官及び消防職員、行政区長等に 協力を要請する。誘導に当たっては、安全と統制を図り、次頁に示す点に留意する。

- 2 避難は災害時要援護者を優先し、病弱者・傷病者・障がい者・高齢者・妊産婦・乳幼児・児童とし、一般の人を次順位とする。
- 3 避難経路は、避難開始前にその安全を検討確認し、交通安全協会の協力を要請するなどして、要所に誘導員を配置し事故防止に努める。特に、夜間は照明を確保する。
- 4 避難は基本的に各自が自力で行うものとするが、状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、町又は支援機関が車両等による輸送を行う。



第8節 避難対策

避難誘導時の留意点

ア、避難誘導員は毅然たる態度で、避難路及び避難地を明確に指示する

住民は恐怖心や不安感など心理的に動揺している状況下にあるので、特に 避難行動の立ち上がりの際は、危機感をあおらず、相手の心理を動揺させな いよう、冷静・沈着な音声と語調で、確固たる信念のもとに、誘導員に指示 に従って行動すれば絶対に安心である旨を納得させる。その際、避難行動に 移る前に集団の人員配置(男性を前後に配置する等)を指示することも忘れ ない。

イ、避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないこと

誘導員は、自制心を旺盛にし、群衆に迎合してパニック状態に巻き込まれないよう毅然たる態度を保持し、避難者のパニックが予想される時は、まず警笛等により群衆の注意を喚起し、群衆が押し合わないで冷静に秩序正しく避難するよう呼びかける。

ウ. 避難行動の際は住民の協力も得ること

自力歩行不能者に対しては、輸送対策計画による車両が到着するまで簡易 担架の活用により、付添人や住民の協力を得て避難行動をとらせる。

エ. 住民を決して走らせないこと

避難する大勢の住民のうち、1人でも走る者が出るとパニックを誘発することとなるので、住民を走らせることなく、整然と行動させる。

オ. 住民の携行品は必要最小限度にとどめること

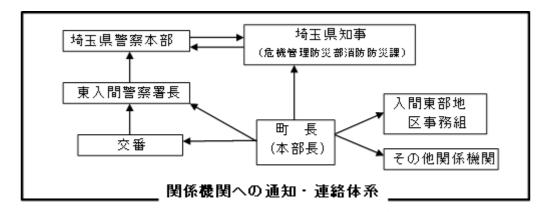
携行品は、他の災害の場合と同様に貴重品や最小限度の着替え、日用の身の回り品程度にとどめ、円滑な避難行動に支障を来さないようにするとともに、荷物による避難所の占有場所を少なくする配慮が必要であることを呼びかける。

カ、避難等をしない者は説得すること

避難指示があっても、指示に従わない住民も出てくることが予想される。 そのような場合は「ここにいては危険である」こと等を説明して、行動をと もにするよう説得する。

- 5 関係機関への通知・連絡
- 6 避難のため立ち退きの指示を発令したときは、関係各機関に通知または連絡するものとする。

第8節 避難対策



(5) 広域一時滞在

町は、災害から被災住民を避難させることが町内では困難と判断した場合、県及び他の市町 村の協力を得て、町外に被災住民を避難させることがある。

なお、避難者の移送については、県が受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

7. 避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、 避難者、行政区(自主防災組織)等の協力が得られるよう、避難所運営委員会の形成を支援 して、現地本部及び学校施設管理者との協働による円滑な管理運営を図るものとする。

(1) 指定避難所の開設

「指定避難所」「一時避難場所(行政区集合地)」「指定緊急避難場所」「要援護者優先避難所(公民館)」「福祉避難所」のとおりとする。この項では、このうち「指定避難所」の開設及び運営について記述する。

指定避難所の開設手順

避難所教育対策部(休日・夜間は緊急避難対応班)は、指定避難所を以下の手順により開設 する。

(2) 開設する指定避難所の選定

本部の指示又は避難所班長(緊急避難対応班)の判断により、被害が甚大で避難者の発生が 見込まれる地区の指定避難所を開設する。開設の判断にあたっては、区長等の地区災害対策 本部からの被害情報を考慮する。

(3) 指定避難所(体育館)の開錠以下の順位で行う。

- ア. 施設管理者(学校長)
- イ. 休日・夜間等で施設管理者が不在の場合、町職員(緊急避難対応班員)
- ウ. 町職員も不在の場合、行政区長等又は被害情報報告員

※尚、イ.の休日・夜間における緊急避難対応班の業務は、原則として開設のみとし、その 後参集する避難所班職員や行政区、学校教職員に管理・運営を引き継ぎ、町対策本部の本来 の所属班の業務に戻るものとする。

第8節 避難対策

(4) 施設の安全性の確認

開錠者は、避難者を指定緊急避難場所である校庭に一時待機させ、収容前に施設の安全点検 と、町の行政判定士による被災建築物応急危険度判定を速やかに実施する。

危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。被災建築物応急危険度判定 の結果、倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止し、町本部に代替避難所 等の指示を仰ぐ。

(5) 避難者の収容

避難者の収容の際には、避難所ごとに行政区・現地本部・教職員が協力して「避難者情報カード」に記入させ、これに基づいて現地本部は避難者名簿を作成する。作成した名簿は、避難者の入退出管理に使用するほか、救助2班に伝達し、被災者台帳の作成にも活用する。

(6) 指定避難所の開設報告

現地本部長は、速やかに本部へ開設の報告をする。総務部庶務班は、これを県及び関係機関 へ報告する。

(7) 居住スペースの区画

地域防災組織(行政区)は、学校管理者が許可した収容スペースを区画し、避難者に割り振 る。その際、要援護者等の居住環境に配慮する。

8. 指定避難所への収容対象者

収容対象者は、《第 11 節≪応急対策≫ 1. 避難指示等が発表されていない場合における自主避難の考え方》に基づくほか、次の事項に該当する者とする。

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア. 住居が被害を受け、居住の場を失った者(全壊(焼)・流出半壊(焼)・床上浸水等の被害を受け、日常生活の場を失った者)

イ. 被害を受けた者(自己の住居の被害に直接関係はないが、現実に被害に遭遇し速やかに 避難しなければならない一般家庭の来訪者、通行人等)

(2) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者

- ア. 避難指示が発表された地域の居住者
- イ. 避難指示は発表されていないが、緊急避難の必要がある地域の居住者 上記には該当しないものの、ライフラインが複数途絶し、自宅での生活が困難な者

9. 指定避難所の運営

(1) 指定避難所の管理責任者

避難所の管理は、現地本部長(避難所班長等)が、学校施設管理者から一部委任を受けて行う。

町長(町本部長)は、現地本部長ほか各部からの報告による地区の被害状況に鑑み避難所開

第8節 避難対策

設の指示をしたとき、又は現地本部長から避難所開設の事後報告を受けたときは、以下の各項目に関して県及び警察署等関係機関へ直ちに報告する。

- ア. 開設の日時、場所、施設名
- イ. 収容人員と避難者名簿
- ウ. 飲料水や食料、生活必需品の不足有無
- エ. 開設期間の見込み

(2) 避難所の運営責任者

避難所の運営は、避難所運営委員会が行う。避難所運営委員会は常設の避難所連絡会議を母体として、地区災害対策本部や各自治会等が機能しやすいよう組織し、運営委員長は関係区長の中から選出する。

避難所運営委員会は、避難生活上のルールづくりや避難者支援等を担う。また、女性に配慮 した運営を行うため、女性運営委員の参画に配慮するとともに、ボランティアの支援が円滑 に受けられるよう、受入れ環境を整える。

避難所運営委員会に対する公的な支援は、現地本部(避難所班)と学校災害対策本部が行う。

※詳細は、避難所ごとの「避難所運営マニュアル」に定める。

(3) 通信手段の確保

町本部及び現地本部は、避難所の開設や運営状況などを伝達、把握するため通信連絡手段の 確保に努める。

(4) 備蓄食料等の給付

現地本部長は、飲料水・食料や毛布等の生活必需品の給付を開始する旨を避難所総務班を通じて救助総務班へ報告する。

現地本部職員は、収容の際に作成した避難者情報カード及び避難者名簿から、必要な量を把握し、避難所運営委員会の協力を得て、防災倉庫から調達し、避難者へ給付する。備蓄品が不足する場合は、現地本部長が避難所総務班を通して町災害対策本部に給付の要請を行う。避難所総務班は各避難所の要請をとりまとめ、救助部救助総務班に本部の予備備蓄品や救援物資の支給を要請する。予備備蓄品が不足する場合は、救助総務班は農林部物資供給班に対して、町内取扱業者又は県からの救援物資調達を要請する。

(5) 運営状況の報告・記録

現地本部長は、避難所運営委員会等から報告される地区の被害状況や収容者の健康状態、生活の様子、必要とする支援等を本部長に伝達するものとする。避難所には避難所開設日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。

10. 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努める とともに、食料等必要な物資の配布、保健師・管理栄養士等による巡回健康相談の実施等保

第8節 避難対策

健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

11. 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び 指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについ ては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当 該他の都道府県との協議を求める。県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協 議を行う。

12. 避難生活での留意事項

(1) 生活相談窓口の開設

現地本部は、避難者の生活相談に対応するため、避難所運営委員会(三芳町民生委員・児童委員協議会等)や要援護者避難支援等関係者、ボランティアの協力を得て、相談窓口を開設する。

生活相談窓口では、災害ケースマネジメントの考え方を踏まえて、被災者の要望等の聴取 及び解決を図るほか、必要に応じて、関係機関と連携して対応するとともに、アウトリーチ 型の支援(要請の有無によらず、支援者による直接的な支援)に配慮した体制構築の必要性 について、関係機関で検討する。

(2) 避難者の健康管理

避難生活が長期化すると、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、現地本部と避難所運営委員会は協力して、避難所を良好な衛生状態に保つよう配慮するとともに、避難者の健康状態を十分把握するように努める。

現地本部は、必要に応じて町本部に巡回相談・巡回サービスを要請する。

(3) 巡回相談・巡回サービスの実施

町は、避難所で生活する住民に対し、保健師・管理栄養士・精神保健福祉士等による巡回 相談体制の整備を行い実施する。なお相談体制の整備にあたっては、東入間医師会、社会福 祉協議会、民生・児童委員を、女性に対する相談員の配置にあたっては、県男女共同参画推 進センター、民間団体を積極的に活用する。

また、高齢者や障がい者等の要援護者の健康状態や生活状態において、特段の配慮が必要な場合は、適切な施設への移送や介護サービス等の巡回サービスを実施する。

(4) 福祉避難所の活用

町(救助総務班)は、指定避難所での生活が困難である要援護者については、必要に応じて、「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」等に基づき、専門スタッフや施設環境が整った福祉避難所である民間の社会福祉施設等に移送する手続きを行うものとする。

第8節 避難対策

13. し尿処理

(1) 収集・処理の実施

ア. し尿の処理・収集については、避難所及びその他収容施設を優先して行うものとする。

イ. 被害の状況等に応じて、当面の措置として、貯留槽等の2~3割程度の汲み取りとし、 各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

(2) 容器への溜め置きの要請

最悪の事態には、町の収集処理体制が整うまでの期間については、容器等への溜め置きを住 民に要請する。

この場合の住民への広報に関しては、秘書広報班に要請して行う。

また、容器、消毒薬剤、回収処理方法について、状況に応じた適切な措置を講ずるものとする。

町は、避難所における良好な生活環境の確保のため、次に示す対策を推進する。

- 1 避難所における飲料、食料等の適切な備蓄と管理
- 2 間仕切りの配備等によるプライバシー対策
- 3 フロアマット、冷暖房機器等の暑さ寒さ対策
- 4 簡易トイレの備蓄、仮設トイレ・マンホールトイレほか総合的なトイレ対策
- 5 簡易シャワー、洗濯機等の衛生対策
- 6 災害時用公衆電話(特設公衆電話)、防災情報ステーション(公衆無線 LAN: miyoshi_free)、デジタルサイネージの設置推進等、避難者の情報収集・伝達手段の確 保対策

〔資料 2-64 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書〕

14. 避難所におけるペットの対応

飼い主とともに避難した動物に関して、飼い主に適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護 及び環境衛生の維持に努め、一般の避難者とのトラブル防止に努める。

避難者の飼養するペットについて、同伴での避難を可能とするが、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、盲導犬、 聴導犬、介助犬を除くペットは屋外を原則として飼養専用スペースを設置し避難者とすみ分け、同伴者の責任で飼養する。

例外として、避難所運営委員会と管理者の協議により、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難者の同意のもと、居室以外の屋内スペースを設けることも可能とする。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者全員が責任を負うものとする。また、撤去後の原状復帰もペット同伴者の責任で行う。

現地本部は、町本部を通して、民間団体による一時預かり措置や県・動物救護ボランティア 登録制度など、被災者同伴動物に関する有益情報を積極的に入手し、同伴者に伝達する。 このほか、ペットへの対応については、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会 が決定する。

なお、町は、平時より飼い主に対して、しつけはもとより、災害時に備えたペット同行の避 難訓練やペットフード等の備蓄、避難所生活への対応等について啓発に努める。

15. 在宅被災者への支援

在宅被災者とは、居宅は災害後も継続的に居住可能であるが、交通手段・ライフラインの途 絶等により、自助努力での食料調達等が困難で、生活の維持に公的援助を要するものを言 う。

町は、在宅被災者に対しても、指定避難所を拠点として、避難所運営委員会との協力のも と、避難者と同様に以下の支援活動を行う。

- ①町内の在宅被災者の人数把握
- ②在宅被災者のニーズ集約・把握
- ③食料・物資等の確保
- ④食料・物資等の給付(原則として、各避難所分をまとめて給付)

町は、防災拠点である指定避難所での物資等の支援を原則とし、個別の居宅での支援は行わないが、在宅被災の災害時要援護者等に対し、地区災害対策本部(行政区・民生委員等)やボランティアが配食等の支援を行う場合は、これに協力するものとする。

第9節 災害時要援護者対策

第9節 災害時要援護者対策

【自治安心課、福祉課、健康増進課、こども支援課、総務課、財政デジタル推進課、施設マネジメント課、東入間警察署、入間東部地区事務組合】

第1 予防・事前対策

1. 災害時要援護者等に係る定義

(1) 要配慮者・災害時要援護者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等にあたり大きな支障があり、特段の手助けが必要な者など、防災施策において特に配慮を要する者を災害対策基本法では「要配慮者」という。本計画では、「三芳町災害時要援護者避難支援プラン」における施策推進の経緯から、「要配慮者」の同義語として、従来通り「災害時要援護者」の名称を使用する。

(2) 避難行動要支援者

町内に居住する災害時要援護者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、町が地域防災計画において、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると定めた者。

(3) 避難支援等関係者・避難支援機関

災害時要援護者(避難行動要支援者を含む)の避難支援を行う地域のマンパワーのことを 指す。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・ 児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せ ず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援等関係者を決めるこ ととしている。特に行政区や消防署等の公共的団体・公的機関を指す場合は、「避難支援機 関」と呼ぶ。

2. 災害時要援護者の安全確保

町では、災害が発生した際や災害のおそれがあるときに、家族等の援助が困難で、自力で 避難することができない住民の避難を地域で支援する仕組みとして「三芳町災害時要援護者 避難支援プラン(全体計画)」を策定している。

町は、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を災害時に備えて行政内部情報として整備しておくとともに、災害時要援護者(要配慮者)全般についても、「三芳町災害時要援護者避難支援プラン」として推進することとし、本人の登録申請及び情報共有同意に基づき避難支援等関係者による支援が可能となるよう、本計画にその対策の重要事項を定める。

なお、町は「避難行動要支援者名簿」登載者に対しても、情報共有同意への理解が進むよう、「災害時要援護者避難支援プラン」への登録申請を促進するものとする。

第9節 災害時要援護者対策

3. 推進体制の整備

町は、要援護者避難支援プランを推進するため、避難支援機関(区長会、三芳町民生委員・児童委員協議会、消防団、社会福祉協議会、東入間警察署、入間東部地区事務組合等)で構成する「三芳町要援護者避難支援プラン推進会議」を設置する。

また、同会議の幹事として防災施策担当課、福祉施策担当課及び介護施策担当課等が庁内横断的にプロジェクトチームを編成して取組むものとする。

(1) 避難行動要支援者の範囲の設定

災害対策基本法では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが 困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行 動要支援者と定義し、詳細の範囲設定を自治体に委ねている。

町では、避難行動要支援者の範囲を、「次のいずれか一以上に該当する者であって、かつ、 自力避難(家族等の同居者の支援による避難を含む)が困難な在宅者」と定める。

- 1 要介護度3~5の認定を受けている者
- 2 身体障害者福祉手帳 1 級又は 2 級を所持する者
- 3 療育手帳A又は A を所持する者
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
- 5 町の支援を受けている難病患者
- 6 その他特に支援が必要と町長が認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、法令に基づき、原則として災害時にのみ活用する行政保有情報として、「避難行動要 支援者名簿」を作成する。名簿に登載する情報は次のとおりとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

名簿作成は、原則として福祉担当課(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者等を所掌)及び介護保険担当課(介護認定・支援を所掌)が行う。各担当課は、要介護認定情報や障害者手帳情報等に基づき、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。また、避難行動要支援者名簿の作成上、必要があれば担当課は住民基本台帳をその目的内で活用できる(「災対法等一部改正法改正後の災対法等の運用について」(平成25年6月21日府政防559号内閣府他通知))

難病患者に係る情報等、町が把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を求め、取得する。 各担当課は、それぞれの保有する福祉・介護認定情報を基に名簿を作成し、一元的に管理するとともに、防災担当部門とも情報共有を行う。

第9節 災害時要援護者対策

4. 災害時要援護者の範囲

災害時に自力避難や家族等同居者による援助も困難であり、又、避難所運営等の防災施策で 特に配慮を要する在宅の者であって、避難支援等関係者が事前に情報共有することに同意す る以下のいずれかに該当する者を対象とする。

- ア) 2. (1)に定める避難行動要支援者
- イ)70歳以上の独居高齢者
- ウ)70歳以上の高齢者のみ世帯
- エ) 日本語理解が不十分な在住外国人
- オ) その他災害時に支援が必要な者(妊産婦や乳幼児を含む)

5. 災害時要援護者名簿の作成

- 3. を対象として「災害時要援護者名簿」を、本人の申請・同意に基づき作成する。
- 2. (2)の避難行動要支援者名簿が災害時のみに活用できる行政保有情報であるのに対し、 災害時要援護者名簿は、避難支援等関係者が予め情報共有することに同意した者の名簿(共 有同意情報)である。この名簿は、3. に掲げる避難支援等関係者に必要最小限の範囲で事 前に名簿情報の提供を行う。

災害時要援護者名簿に掲載する情報は、基本的には(2)同様であるが、プランに基づき 「個別計画」を策定した者に関しては、これに避難支援者情報や避難方法等を加えたものと し、詳細は別途定める。

名簿の作成は、行政窓口での申請、民生委員・行政区等支援機関が預かった申請書に基づき、同プランプロジェクトチーム(福祉・介護担当課、行政区・消防防災担当課等)が行う。

6. 避難支援等関係者間での情報の共有

災害時要援護者名簿に関して、災害時要援護者避難支援プランの申請・同意に基づき、名簿 情報を共有するのは、次の機関とする。

<災害時要援護者避難支援機関>

- ア) 行政連絡区(自治会・地域防災組織を含む)
- イ) 三芳町民生委員児童委員協議会
- ウ) 三芳町消防団(各分団を含む)
- 工)三芳町社会福祉協議会
- 才) 東入間警察署
- カ)入間東部地区事務組合キ)その他町長が認めたもの

共有する情報は、各機関の管轄エリアに居住する要援護者情報のみとする。各支援機関の代表者を「情報管理責任者」とし、責任者が選任した「取扱者」に対して、守秘誓約書を提出させた上で該当する名簿を提供することとする。なお、当該役職を退任する際は、名簿を町に返却する。

その他、災害時要援護者名簿の登録・更新・管理に関することは、支援機関の代表で構成する「災害時要援護者避難支援プラン推進会議」の協議に基づき、町が別途定める。

第9節 災害時要援護者対策

7. 個別計画の策定と避難支援者の選任

「避難行動要支援者名簿」登載者で、かつ、「災害時要援護者名簿」への掲載に申請・同意 した者は、重点支援対象として、個別計画の作成を促進し、本人の居住地区周辺から避難支 援者を選任するなど、日常からの見守り体制を構築するとともに、本人と避難支援者がとも に安全で最適な避難方法・経路を確認するための個別訓練の実施に努める。

個別計画における避難支援者の選任は、本人の希望を最優先するが、特に希望がない場合、 行政区及び社会福祉協議会の推薦に基づき、要援護者居住地域直近の以下の者を原則とし、 民生委員や行政区役員がこれを補完する。

ア. 小コミュニティ…例:自治会(組、班又はブロック)等

イ. 地域福祉関係者…例:福祉委員、福祉協力員等

その他、個別計画の策定・更新・管理に関することは、支援機関の代表で構成する「災害時要援護者避難支援プラン推進会議」の協議に基づき、町が別途定める。

8. 避難支援者の役割と見守りネットワーク

個別計画に定める避難支援者の基本的な役割は次のとおりとする。ただし、ア、イ及び力を 基本とし、支援者自身の被災や危険も考慮する。

- ア)安否確認、又は避難済の確認
- イ) 救助連絡
- ウ) 応急処置
- 工) 避難誘導
- オ)避難所における支援
- カ) 平常時の見守りや避難訓練
- キ) その他、必要な支援

避難支援者が、近隣住民、地区の民生委員、行政区(地域防災組織)、消防団分団、ボランティアら他の避難支援等関係者と連携して避難支援に対応できるよう、日頃から見守りネットワーク体制の構築を促進する。

また、避難支援に関する研修や訓練、情報交換の機会の創出を図る。なお、こうした体制づくりについては、女性の視点を反映させるよう努める。

9. 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者自身又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等 関係者の安全確保に十分配慮した対策を進める。

また、災害時要援護者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

10. 災害時要援護者情報の管理及び更新

要援護者情報の管理にあたっては、情報の持ち出しや担当課以外の閲覧を禁止するなど、名 簿情報の漏洩に万全を期すものとし、一方で災害発生時の使用に支障をきたさないよう留意 する。電子情報での保管にあたっては、パスワード等で管理し、紙媒体での保管にあたって 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第9節 災害時要援護者対策

は、施錠付保管庫に保管する。

避難行動要支援者情報(行政保有情報名簿)の更新については、福祉・介護の各担当課が、死亡、転出入等の異動情報に基づき随時行うものとし、災害時要援護者情報(共有同意名簿)については、災害時要援護者避難支援プラン推進会議の調整に基づき、行政区、民生委員等の支援機関の協力を得て、年1回の登録促進・更新を行うなど、名簿情報の最新化に努めるものとする。

11. 情報伝達体制の整備

災害時要援護者への災害情報の伝達を確実に行うため、通信網の整備などを行い、文字情報 (FAX、登録制メール (三芳町地域コミュニティメール)、SNS、メディア)・音声情報 (防 災無線の電話応答サービス)、デジタルサイネージ、支援者を通じた直接伝達等の複数手段 を活用した災害情報の伝達や避難準備・高齢者等避難開始の発表に努める。

また、聴覚障がい者に対する「災害時援助用バンダナ」の活用と啓発、避難所におけるタブレット端末を活用した遠隔手話通訳の実用化について検討する。

救急医療キット・ヘルプカード(防災カード)の活用

救急医療情報キットは、高齢者などが適切で迅速な処置を受けられるよう、持病などの医療情報や、薬剤情報、緊急連絡先等の情報を専用の容器に入れ、自宅に保管するものであるが、町は、要援護者自身の自助対策として、災害時の備えとしての救急医療情報キットの活用を促進する。

また、ヘルプカード(防災カード)は、障がい者などが援助してほしい内容を提示するもので、町は作成したカードの活用及び主旨の理解を促進する。

12. 福祉避難所の活用

町は、三芳町福祉施設連絡協議会と「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しており、社会福祉施設等に対して、在宅の災害時要援護者を受入れる福祉 避難所として活用するものとしている。

本協定に基づき、社会福祉施設等に対して、避難所として活用するために必要な調整を予め行うとともに、施設管理者は、災害時要援護者の受入れ体制及び必要な資機材の備蓄を検討するものとする。

13. 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置及び案内板のデザインの統一化について検討を進める。

第9節 災害時要援護者対策

(3) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 誘導案内表示

避難所や避難路等を表示する案内板における外国語又はピクトグラム(絵文字)の併記表示 を進める。

(5) 防災知識の普及・啓発

NPO 法人ふじみの国際交流センターとの連携により、町ホームページや防災マップ等の防災 関連情報の多言語表記を進め、「外国人緊急カード」の普及、防災知識の普及・啓発に努め る。

(6) 防災訓練への参加

平常時から外国人の防災への行動意識を高めるため、外国人への防災訓練への参加を呼びかける。

(7) 通訳・翻訳ボランティアの整備

災害時においても外国人との円滑なコミュニケーションが図れるように NPO 法人ふじみの国際交流センターと連携しながら外国語通訳や翻訳ができる人材を把握し、確保するよう努める。また、避難所におけるタブレット端末等を活用した遠隔通訳についても検討する。

14. 社会福祉施設入所者の安全確保

(1) 施設管理者

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」のみならず、大規模災害を想定した「防災計画」及び緊急時の初期対応や指揮命令系統を定めた「防災マニュアル」等の策定を促進し、職員、入所者への周知を図るとともに、近隣住民との連携協力による防災訓練・避難訓練を推奨する。

(2) 施設の安全性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全確保を図るため、施設の設備の点検を常に行い、必要な設備の整備・充実に努める。町は、必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう 指導する。

また、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、施設が危険な状態と判断された場合は、入所者を所定の避難所へ誘導したり、他施設への移送するための体制を予め検討しておくこととする。

第9節 災害時要援護者対策

(3) 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(4) 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

(5) 緊急連絡体制の整備

1 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

2 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

(6) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定 の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

(7) 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の、介護度の高い高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(8) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び市町村はこれ を指導する。

【備蓄物資(例示)】

- ・非常用食料(老人食等の特別食を含む)(3日分以上)
- ·飲料水(3日分以上)
- ・常備薬(3日分以上)
- ・介護用品(おむつ、尿とりパッド等)(3日分以上)
- ・照明器具
- 熱源

(9) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災 訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施する

第9節 災害時要援護者対策

ものとし、町はこれを促進する。特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、 当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓 練を実施するものとし、町はこれを促進する。

(10) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

(11) 地域住民との連携

施設管理者は、平常時から施設入所者と地域住民との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

また、町と施設管理者との間で、災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に進むよう連携を図っておく。

(12) 情報伝達体制の整備

施設管理者は、災害発生時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡が 取れるよう、緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

町は、社会福祉施設等を支援するため、気象情報等の情報伝達に努めるものとする。

第2 応急対策

【救助部、避難所・教育施設部、関係機関】

1. 災害時要援護者の避難支援

災害時要援護者避難支援プランに基づき、避難支援等関係者(近隣自治会や地域福祉関係者)が安否確認や救助を行い、自宅での生活が困難と判断された者は、地域防災組織によって指定避難所へ避難誘導する。

指定避難所においては、要援護者に配慮した環境づくりに努めるものの、体力的に体育館での生活が困難な者や避難所まで避難できなかった者については、最寄りの公民館又は福祉避難所に搬送するものとし、状況によっては、入所、入院の措置を検討するものとする。

(1) 安否確認、救助活動

災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域の避難支援等関係者が要援護者名簿(共有同 意名簿)を活用し、速やかに安否確認を行い、状況に応じて救助、救援、救急通報等を行 う。

このほか、救助部救助総務班は行政保有名簿にのみ掲載された避難行動要支援者の情報を、 必要に応じて地区の民生委員等に提供し、安否確認を行い、同様の措置を行う。

第9節 災害時要援護者対策

(2) 避難所へ搬送体制の確保

災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民(行政区・自治会、地域防災組織等)の協力を得るとともに、社会福祉協議会や社会福祉施設所有の自動車により指定避難所、福祉避難所(社会福祉施設等)への搬送を行う。

(3) 災害時要援護者の状況調査及び情報の提供

民生委員ほか避難支援等関係者の協力を得て、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者の 状況調査を行う。

2. 社会福祉施設等入所者

災害時の社会施設入所者の安全は、各施設において確保する。

(1) 救助及び避難誘導

- 1 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。
- 2 町は、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、救助総務班又は 避難所班を中心とした職員を派遣する。
- 3 施設管理者は災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。
- 4 町は、施設管理者の要請に基づき、情報 3 班により救護用自動車を確保するとともに、 入所者等の受入先を確保する。

(2) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

- 1 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し供給する。また、不足が生じた時は、町に対して応援を要請する。
- 2 町は、施設管理者の要請に基づき、救助総務班、水道給水班により食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(3) 介護職員等の確保

- 1 ①施設管理者は、人員が不足する場合には介護職員を確保するため、他の社会福祉施設及び町に対して応援を要請する。
- 2 ②町は、施設管理者の要請に基づき、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請し、介護職員の確保をする。

(4) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、 優先的に復旧に努める。

3. 外国人の安全確保

災害時に弱者となりやすい外国人に対しては、次の対策により、安全確保を行う。

第9節 災害時要援護者対策

(1) 外国人の避難誘導

救助部は、NPO法人ふじみの国際交流センター等の協力を得て、外国人の安全な避難誘導 に努める。

(2) 安否確認・救護活動

救助部は、行政区(地域防災組織)、ボランティア、警察等の協力を得て、区域内に居住する外国人の安否確認や救助活動を行う。

4. 被災者支援情報の提供及び生活相談窓口の開設

救助部、避難所総務班は、NPO法人ふじみの国際交流センター等の協力を得て、避難所及 び在宅外国人に対し、被災者支援等の情報提供や生活相談窓口の設置を行う。

5. 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難指示等の発表 等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発表する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発表及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等 によって安全に避難できるよう措置する。

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避 難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、 避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及 び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居 宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

町は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。

第9節 災害時要援護者対策

・避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が 困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する

6. 避難所における良好な生活環境の確保

町は、避難所における良好な生活環境の確保のため、次に示す対策を推進する。

- 1 避難所における飲料、食料等の適切な備蓄と管理
- 2 間仕切りの配備等によるプライバシー対策
- 3 フロアマット、冷暖房機器等の暑さ寒さ対策
- 4 簡易トイレの備蓄、仮設トイレ・マンホールトイレほか総合的なトイレ対策
- 5 簡易シャワー、洗濯機等の衛生対策
- 6 災害時用公衆電話(特設公衆電話)、防災情報ステーション(公衆無線 LAN: miyoshi_free)、デジタルサイネージの設置推進等、避難者の情報収集・伝達手段の確保対策

〔資料 2-64 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書〕

7. 災害時要援護者等に配慮した避難所運営体制等の整備

設備・備蓄品の整備

災害時要援護者や女性に配慮した設備や備蓄品について、次のとおり対策を推進する。発災 後に速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

- ①男女別更衣室(更衣テント)
- ②男女別トイレ
- ③授乳スペース
- ④物干し場所
- ⑤クールダウンスペース(障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間)
- ⑥オストメイトトイレ、身障者用トイレ
- ⑦車いす
- ⑧エアーマット
- ⑨成人用、幼児用おむつ、衛生用品、授乳用品
- ⑩アレルギー対応食品

なお、身障者用トイレやオストメイトトイレは、当該トイレが完備された公民館等の公共施 設から離れた位置にある指定避難所に優先的に備蓄を進める。

運営上の配慮

第9節 災害時要援護者対策

災害時要援護者への情報伝達を確実に行うため、音声情報と文字情報双方の伝達手段に配慮する。また、日本語に不慣れな在住外国人に対し、仮名文字や絵文字による案内板の表記などに配慮する。

女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮する。また、女性相談窓口を設け、女性相談員や福祉相談員を配置する他、注意喚起や巡回警備を実施するなど、女性や子どもの安全・安心の確保に努める。

8. 避難生活における要配慮者支援

(1) 生活支援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

1 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

2 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

3 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員協議会、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

4 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。併せて、旅館・ホテル等を 実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

5 災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動

県は、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを 避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。

(3) 応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第10節 物資供給・輸送対策

災害が発生すると、平常時の市場流通は混乱したり途絶することが予想される。県、町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。さらに物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

第1 予防・事前対策

1. 広域物資拠点

広域物資拠点とは、国等からの物資を受け入れ、一時保管、市町村の地域内輸送拠点へ輸送を行うために設置する拠点で、別に定める「埼玉県広域受援計画」で規定する広域物資拠点候補地の中から選定する。

2. 物流オペレーションチーム

災害対策本部統括部内に、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部及び物流事業者(団体)で構成する「物流オペレーションチーム」を編成し、一元的に救援物資の要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等に対応する。

3. 飲料水及び生活用水の確保

県被害想定調査によれば、東京湾北部地震による町内の断水人口は 2,324 人 (837 世帯) が 見込まれており、埼玉県全体として復旧には 30 日を要するとされている。町では、避難住 民や在宅被災者の飲料水や生活用水の確保について次のとおり定める。

4. 水道貯水施設の現況

(1) 飲料水備蓄計画

地震災害により、配水機能に支障を生じた場合に備え、飲料水備蓄計画を定める。飲料水は、調理用水としても使用するが、災害時は、生活用水と分けて考えるものとする。 なお、本備蓄については、荒川・利根川水系や地下水に係る汚染事故等に対する危機管理として、上水道を一時的に代替する緊急対策(特に乳児飲料用)にも使用することができるものとする。

1 備蓄量

町は、県被害想定に応じて、避難者(集会所・公園等避難者を含む)、在宅被災者及び災害救助者(ボランティア等)対し、生命維持のためにひとり一日3ℓとして3日分を確保することを基本とする。

このうち、ペットボトルによる備蓄は2日分(6ℓ)を確保することとして、 2ℓ ペットボトル換算で 1,800 本、帰宅困難者に対する飲料水を概ね 0.5 日分(1.5ℓ)確保することとして 1,200 本、その他調整分として 600 本、あわせて 3,600 本が必要となる。

これにより、飲料水備蓄の目標値を 2ℓ ペットボトル 3,800 本と定め、計画的に増強を図るものとする。(平成 27 年 4 月 1 日現在の備蓄量 1,548 本)

第10節 物資供給・輸送対策

断水人口 2,324 人、復旧日数 30 日間の被害想定を充足する備蓄は、現実的ではないことから、家屋を失うなど極めて生活が困難な避難者等に対する備蓄を基本とし、これに不足する分は、給水車や災害用井戸、住民自身の備蓄等で対応することとする。また、備蓄飲料水は、乳児(ミルク)ほか災害時要援護者、傷病者への対応を優先する。

2 備蓄方法

町は、ペットボトルを発災当初の基本的な飲料水(調理用水を含む)として、各エリアで想定される避難者数を基に各指定避難所の防災倉庫に振り分けて備蓄し、保存年限に応じて計画的に更新を図る。

3 家庭内備蓄

断水人口(2,324人)の被害想定を考慮し、住民自身も、飲料水として最低 1 日分(3ℓ)、できれば 3 日~ 1 週間の備蓄を推奨する。マンションの受水槽は飲料水として使用し、トイレ等の生活用水(風呂や洗濯機への貯め置き水の活用等)と分けるなどの工夫をする。

その他、1.(1)食料備蓄計画③「家庭内備蓄」を準用するものとする。

4 事業所内備蓄

各事業所では、従業員や顧客が帰宅困難になることを想定し、1を参考にして、事業 継続計画の一環として事業所内備蓄を行うものとする。飲料水や生活必需品についても 同様とする。

なお、役場や出先機関、学校や保育所、幼稚園等においても、職員や児童 が当面自 給できるよう、業務継続計画として食料備蓄を検討することとする。

水道貯水施設の現況

名 称	管理者	貯水能力	電話番号	所 在 地
三芳町浄水場	町長	12,410 m ³	274-1014	藤久保1047-1

<飲料水の備蓄必要量>

	想定人数	1人当たりの量	必要量	2ℓPET 換算
避難者分	300 人	60 (2 日分)	1,8000	900 本
在宅被災者・災	300 人	60 (2 日分)	1,8000	900 本
害救助者				
帰宅困難者	1,500 人	1.50 (0.5 日分)	2, 2500	1,200 本
(4,246 人)	(3 割)			
その他調整分	300 人	40	1, 2000	600 本
合 計	_	_	7, 0500	3,600 本

5. 生活用水

発災当初で水の供給が困難な状況では、(1)飲料水備蓄計画の飲料水(調理用水を含む) としての使用を優先する。生活用水は1日当たり約20ℓが必要とされるが、災害用井戸のほ か、浄水器で浄化したものを活用する。

生活用水とは、手洗い、洗顔、洗髪、歯磨き、食器洗浄、入浴、トイレ、洗濯等に使用するための水を指す。

生活用水の家庭内の備えとして、風呂や洗濯機に水を貯めておき、災害時にトイレ用水に 活用するなどの啓発をする。

6. 給水設備及び資機材の整備と維持管理

(1) 給水用資機材の整備

断水世帯想定に基づく必要数量等に基づき、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄、輸送方法調達体制を整備する。

なお、災害時における給水拠点は、指定避難所等の防災拠点とする。

応急給水用の資機材として町が備蓄しているものを、資料2-65に示す。

〔資料 2-65 給水用資機材の備蓄状況〕

(2) 耐震性貯水槽の整備

飲料水の確保のため、指定避難所や公園等避難場所などに計画的に耐震性貯水槽の設置を進めていくものとする。

(3) 災害用井戸(指定避難所)及び非常用井戸(民間所有)の活用

各指定避難所(8小中学校)には災害用井戸が設置されている。災害用井戸については、避難所エリアの地域防災関係者による使用訓練(発電機と組み合わせた停電時使用訓練を含む)を実施する。

また、町内には多くの民家に井戸があり、飲料可能な井戸に関しては所有者の協力を得て「非常用井戸」として指定する。災害時にこれらを活用するために平常時から実態を把握し、水質検査を年に1回行うとともに、一般に開放できるようにする。

町内の非常用井戸(飲料用)指定箇所の一覧を資料2-66に示す。

〔資料 2-66 民間非常用井戸(飲料用)指定箇所一覧〕

(4) 検水体制の整備

町は、災害用井戸、民間非常用井戸のほか、耐震性貯水槽、池や河川などの水源について、 飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

7. 食料備蓄計画

県被害想定調査より、東京湾北部地震による町内の被災棟数は全半壊・焼失合わせて 132 棟、発災から1週間後の避難者数は 279 人となることが想定されている(尚、発生確率は極めて低いとされるが、関東平野北西縁断層帯地震では、全半壊・焼失数あわせて 324 棟、1

週間後の避難者数は327人と想定されている。)。

その他にも、停電、ガスの供給停止等ライフラインの途絶、交通機能の被災及び混乱による 流通の停滞等により、多数の食料を求める被災者が発生するものと考えられる。なお、備蓄 品目は、保存期間が長く調理不要で、災害時要援護者や乳幼児、食物アレルギーを持つ者 等、多様なニーズに配慮したものとする。

県被害想定調査より、東京湾北部地震による町内の被災棟数は全半壊・焼失合わせて 132 棟、発災から 1 週間後の避難者数は 279 人となることが想定されている(尚、発生確率は極めて低いとされるが、関東平野北西縁断層帯地震では、全半壊・焼失数あわせて 324 棟、1 週間後の避難者数は 327 人と想定されている。)。

その他にも、停電、ガスの供給停止等ライフラインの途絶、交通機能の被災及び混乱による 流通の停滞等により、多数の食料を求める被災者が発生するものと考えられる。なお、備蓄 品目は、保存期間が長く調理不要で、災害時要援護者や乳幼児、食物アレルギーを持つ者 等、多様なニーズに配慮したものとする。

(1) 備蓄量

町は、県被害想定に応じて、避難者(集会所・公園等避難者を含む)、在宅被災者及び災害救助者(ボランティア等)に対する食料をあわせて5日分(15食)確保することとして約15,000食、帰宅困難者に対する食料を概ね1泊分(2食)確保することとして約3,500食、その他調整分として約4,500食、合計で約23,000食が必要になる。これにより、町では主食アルファ米と副食スナックを合わせた食料の備蓄目標を、25,000食と定める。(平成27年4月1日現在の備蓄量約3万食)

<食料の備蓄必要量>

	主食(アルファ米)			副食(ビス	Δ ∌l.
	想定人数	1人当たり食数	小 計	ケット等)	合 計
避難者分※1	300 人	15 食 (5 日分)	4,500 食	3,000 食	7,500 食
在宅被災者・災	300 人	15 食 (5 日分)	4,500 食	3,000 食	7,500 食
害救助者※2					
帰宅困難者	1,500 人	2 食 (0.5 日分)	3,000 食	500 食	3,500 食
(4,246 人)	(3 割) ※3				
その他調整分	300 人	10 食	3,000 食	1,500 食	4,500 食
合 計	_	_	15,000 食	8,000 食	23,000 食

(2) 備蓄方法

発災直後は町内輸送が困難で、地域が孤立化することも想定し、備蓄食料は、各エリアで想定される避難者数を基に、指定避難所の防災倉庫に振り分けて備蓄することとする。保存年限に応じて計画的に更新を図る。飲料水や生活必需品についても同様とする。

現在の町に備蓄されている食料・生活必需品の品目、備蓄場所、数量等を資料 2-67~2-68

に示す。

〔資料 2-67 食料の備蓄状況〕

〔資料 2-68 生活必需品の備蓄状況〕

(3) 家庭内備蓄

町は5日分の食料備蓄を行うが、外部からの救援物資が遅延することも予想される。また、確率は低いものの、関東平野北西縁断層帯地震の場合は、3~4日で町の備蓄が底をつくことが予想される。

これらのことから、発災後1週間は、町内で自給できるよう、公助のみならず自助による備蓄の重要性について啓発し、住民自身でも、最低3日分、できるだけ1週間分を目標に家庭内で備蓄することを推奨することとする

(うち、1日分は非常持ち出し用)。飲料水や生活必需品についても同様とする。

(4) 事業所内備蓄

各事業所では、従業員や顧客が帰宅困難になることを想定し、①を参考にして、事業継続計画の一環として事業所内備蓄を行うものとする。飲料水や生活必需品についても同様とする。

なお、役場や出先機関、学校や保育所、幼稚園等においても、職員や児童が当面自給できるよう、業務継続計画として食料備蓄を検討することとする。

8. 調達体制

(1) 町内外の業者からの調達

避難生活が長期化して備蓄食料が不足した場合、町内外の米穀業者、製パン工場、スーパー、商店等から食料を調達するものとし、食料調達に関して、町内外の食料取扱業者との協定を進め、災害時の食料調達先を確保するよう努める。また、協定を締結した企業、団体等との平常時における継続的な連携を図る。

(2) 県への調達要請

県知事へ対し、米穀等の供給について要請できる体制を整備する。

(3) 物資集積拠点の整備

町内の業者及び県からの供給食料を保存・管理が可能な施設を整備する。関係業者及び県からの供給物資は総合体育館において、農林部物資供給班が受付・管理する。

9. 生活必需品の備蓄・確保

寝具(毛布)、下着、タオル、食器、衛生用品、応急処置用の薬品、その他生活必需品の迅速かつ的確な給与(貸与)を行うため、必要な量の備蓄物資を確保するものとする。その際、要援護者、女性ほか、多様な避難者に配慮した生活必需品の確保に努めるものとする。生活必需品の備蓄数量、品目、場所等を定めた備蓄計画を策定すると共に、各種企業との協定を踏まえ、備蓄している生活必需品に不足が生じた場合の調達先や輸送方法等を事前に検

討しておく。

また、災害発生後、直ちに確保できるように、関係業者との協力体制を整備する。

(1) 備蓄品

「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」に基づき、特に要援護者や女性に配慮した生活用品※の備蓄に努めることとする。

10. 防災用資機材の備蓄

町は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所等を定めた備蓄計画を策定する。備えるべき基本的な資機材は次のものがある。

①簡易トイレ②発電機③投光器④浄水器⑤担架⑥リヤカー⑦ポリタンク⑧ラジオ⑨シート ⑩工具類⑪その他備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づく必要量とし、指定避難所 等の防災倉庫に保管する。

このほか、避難所の停電対策として、従来のガソリン以外の燃料による発電機(LPガス等)や太陽光パネルなど自然エネルギーによる発電設備の導入、災害時の通信環境の整備を検討するほか、間仕切りや床マット、着替えテントや暖房器具、煮炊きセット(鍋釜、コンロ、かまど)等を計画的に導入する。こうした避難所の資器材整備にあたっては、各避難所連絡会議や地域防災検討委員会等における多様な意見を踏まえて充実を図るものとする。

災害対策協力会や各種企業との協定を踏まえ、備蓄している防災用資機材に不足が生じた場合の人材協力を含めた調達や輸送方法などを事前に検討しておく。

また、災害発生後、直ちに確保できるように、平常時から関係事業所との継続的な連携を図る。関係業者との協力体制を整備する。

現在、備蓄している資機材を資料 2-69 に、避難所用テントの設置支援に関する協定を資料-70 に、仮設トイレに関する協定を資料 2-71 に、石油類燃料の確保及び供給に関する協定を資料 2-72 に示す。

〔資料 2-69 防災用資機材の備蓄状況〕

[資料 2-70 被災時における緊急設備支援に関する協定書]

[資料 2-71 災害時における仮設トイレの設置等に関する協定]

〔資料 2-72 災害時における石油類燃料の確保及び供給の協力に関する協定〕

第2 応急対策

- 1. 食料の確保・供給
- (1) 配給対象者

被災により食料を得る手段がない下記の者とする。

- ア. 避難者
- イ. 在宅被災者
- ウ. 帰宅困難者

ただし、親戚・知人宅等へ寄留し食事の提供を受けられる者、勤務先等での救済措置を受け られる者を除く。

(2) 応急食料の種類

ア. 一次調達品(直後)

防災倉庫内のアルファ米、缶入りパン、粉ミルク等備蓄倉庫における備蓄食料を、資料 2-67 に示す。

イ. 二次調達品

炊き出し給食、業者から調達した弁当やパン、救援物資等

(3) 食料の調達方法

《本節《予防・事前対策》1. (2)調達体制》に定めるほか、米穀等の主食の確保については、町内の取扱業者に協力を依頼しあらかじめ協議の上、以下により調達するものとする。 ①町長は、町内取扱業者から米穀を購入する。

- ②町の調達食料に不足が生じたり調達不可能な時は、町長(本部長)は県に米穀等の供給を 要請する。
- ③交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され、応急食料が必要と認められた場合は、町長はあらかじめ知事から指示されている範囲内で農林水産省農産局に対し、

「米穀の買入・販売等基本要領」(平成21年5月29日付総合食料局長通知)に基づき災害救助用米穀の引渡しを要請し供給するものとする。

〔資料 2-73 災害救助用米穀の引渡要請書〕

〔資料 2-74 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(さいたまコープ)〕

「資料2-75災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(いるま野農協)〕

〔資料 2-76 災害時における物資の供給に関する協定書〕

[資料 2-77 災害時における物資の供給等に関する協定]

[資料 2-78 災害時における物資の供給等に関する協定]

[資料 2-79 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書]

[資料 2-80 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書]

(4) 食料の輸送と集積拠点

①輸送方法

町が調達した食品及び県より給付を受けた食品は、指定の物資集積拠点に集め、救助総務班 は要請のあった地区の拠点施設(指定避難所)へ輸送等を行う。

なお、災害の状況によっては、調達先より直接各地区の拠点施設(指定避難所)等へ輸送 し、また調達先の業者に輸送させることも考慮する。

②物資集積拠点

供給物資の集積拠点は原則として、以下の場所とする。災害の状況によって交通及び連絡に 便利な他の公共施設等とする。

第10節 物資供給・輸送対策

<物資集積拠点>

施設名称	管 理 者	所 在 地
三芳町総合体育館	教育委員会 (指定管理者)	藤久保1100-1

※(代替)三芳町文化会館

2. 給食の方法

①配給の順序

原則として米穀とするが、状況等によってビスケット類等の非常食品とする。また、乳児食 として生後1年未満の乳児には、粉ミルクを配給する。

軽微な湯沸し等は、避難所運営委員会が行う。

②炊き出しの方法

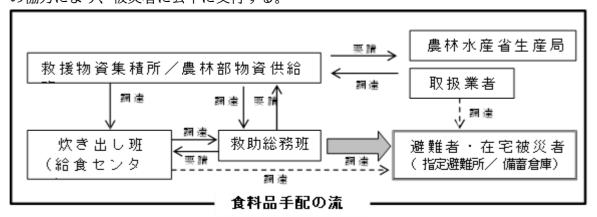
炊き出しは、学校給食センターで行う。炊き出し能力は以下に示すとおりである。不足する場合や学校給食センターが使用不能等の場合には、避難所運営委員会、三芳町赤十字奉仕団、PTA等が協力して、避難所内等で炊き出しを実施するほか、町内の飲食店等に対して協力を依頼する。

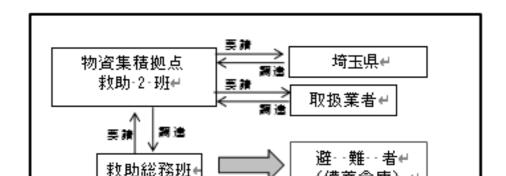
施設名称	所 在 地	電話番号	炊出能力
町立学校給食センター	北永井 348-2	049-258-3550	2,500食

③食料の配分方法

救助総務班長は、避難所総務班長と協力して、食料配給対象者の把握に努めるとともに、配 給場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。

避難所総務班長は上記の配分計画に基づき、現地本部を通じて避難所運営委員会及び行政区 の協力により、被災者に公平に交付する。





3. 埼玉県広域受援計画の適用

東京23区で震度6強を観測する程度の首都直下地震が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された場合、国の「首都直下地震応急対策活動要領」が適用され「同要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」に基づき、国の応急対策活動が実施される。

その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、町は県が定める「埼玉県広域受援計画」に基づいて対応するものとする。

4. 飲料水の確保・供給

《本節≪予防・事前対策≫ 2. 飲料水及び生活用水の確保》を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

(1) 給水対象者

給水対象者は、災害のため水道施設等に被害を受け、飲料用に適する水を得られない下記の 者とする。

- ア. 避難者
- イ. 在宅被災者
- ウ. 帰宅困難者

ただし、親戚・知人宅等へ寄留し水の提供を受けられる者、勤務先等での救済措置を受けられる者を除く。

なお、備蓄飲料水(ペットボトル)は、乳児(ミルク)等の災害時要援護者や傷病者への対応を優先する。

(2) 需要範囲把握

町の一部の地域で給水が停止した場合は、上下水道部が需要を把握する。町内全域の状況を 把握後、災害対策本部へ報告する。

(3) 給水拠点の設置

医療施設、福祉施設等を除く一般住民向けの給水は、各戸への個別給水ではなく、指定した 給水拠点とする。給水拠点は原則として各地区の指定避難所(小中学校)とする。給水拠点 の変更、新たな拠点の設置等の場合には、事前に災害対策本部へ場所を報告する。 給水拠点には、それが明確に分かる表示をする。

(4) 給水用資機材の調達

応急給水用として、町が備蓄している給水用資機材(給水タンク・給水袋等)は、資料2-

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第10節 物資供給・輸送対策

69のとおりである。不足する場合には、総務部庶務班を通じて隣接市及び公益社団法人日本水道協会埼玉県支部へ応援を依頼する。

(5) 給水の実施方法

①給水目標

災害発生直後の生命維持は、各指定避難所の備蓄保存水(ペットボトル)によりまかなわれるが、断水想定人口(2,324人)や生活用水も考慮して、速やかに複数の給水手段を講じなければならない。

応急給水に要する給水量は、下表に示すように飲料水を得られない者に対し、地震発生から3日間は1日3リットルを目標とした給水を行い、4日目以降1人1日20リットルを目標に増量する。また、地震発生21日までに生活可能な必要水量である1人1日100リットルを目標とし、28日までに250リットルを目標とする。

最低必要量が確保できない場合には、総務部庶務班を通じて、隣接市または県に速やかに応援を依頼する。

期間	1人1日あた りの水量 (リットル)	水量の用途内訳
地震発生から3日間	3	生命維持のため最低限必要量 (備蓄保存水・給水車・災害用井戸)
4日~10日まで	20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量 (給水車・災害用井戸等)
地震発生から21日まで	100	通常の生活で不便であるが、生活可能な 必要水量
地震発生から28日まで	205	ほぼ通常の生活に必要な水量

②給水順位

給水は原則として防災拠点のみとし、医療施設、福祉施設、指定避難所の順で優先し、それ 以外での給水は災害の状況により本部が指定する。

なお、指定避難所における給水でも、乳児等の要援護者や傷病者を優先する。

③給水方法

水道管等の施設が災害により被害を受け、断水した場合には、町で備蓄している資機材により給水する。同時に県、隣接市に供給の協力依頼を行う。なお、埼玉県拠点給水地(上赤坂中継ポンプ所)において給水車両等への給水を受けることができる。このような災害時における応急給水は、上下水道部が担当する。

〔資料 2-81 上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書〕

5. 水道施設の応急復旧

災害のため、上水道施設に被害の発生のおそれがある場合または発生した場合において、町 長(本部長)は、三芳町災害対策協力会の協力を得る必要があると認めた時は、工事店の出 動を要請し、上水道施設の防護措置・応急措置を講ずるものとする。三芳町災害対策協力会 第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第10節 物資供給・輸送対策

に関する資料を資料 2-82 に示す。

一般住民に対しては、不良箇所を発見した場合、速やかに上下水道部へ連絡するよう周知する。

〔資料 2-82 非常災害時における緊急支援に関する協定書〕

6. 生活必需品の確保・供給

《本節≪予防・事前対策≫2. 生活必需品の備蓄・確保》を準用するほか、以下に定めると おりとする。

給(貸) 与の対象者と給(貸) 与品目

①給(貸)与の対象者

住居の全壊(焼)、流失、半壊または床上浸水等で、生活上必要な家財等が喪失または、き損し、しかも資力の有無に係わらず、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状態にある者を対象者とする。

②給(貸)与品目

給与または貸与の品目は、災害救助法の基準に準じて、原則として以下のものとする。

ア. 寝具 キ. 日用品

イ. 外衣 ク. 光熱材料

ウ. 肌着 ケ. 簡易トイレ

エ. 身回り品 コ. (情報機器)

オ、炊事用品 サ、(災害時要援護者向け用品)

力,食器

生活必需品の調達方法

- ①生活必需品は、町の備蓄倉庫から調達する。備蓄状況を資料 2-69 に示す。
- ②備蓄分で不足する場合には、町内の取扱業者より必要な品目を購入する。
- ③寝具・衣類等、予定されていない品目に関しては、その都度業者を選定し、必要に応じて購入する。
- ④町の調達数量に不足を生じたとき、または調達不能な時は、町長(本部長)は県に調達を 要請する。

7. 生活必需品等の輸送

- ①救助部救助総務班は、調達した物資や県から給付された物資を下記の指定の集積拠点から 各避難所に輸送する。
- ②災害の状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送し、また調達先の業者に輸送させるなど考慮する。

8. 生活必需品等の配分

①給(貸)与する生活必需品の品目等の決定

町長(本部長)は、被災者に給(貸)与する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内で、その都度定める。

災害救助法適用後は、町長(本部長)の指示により被災者に配布後、直ちに県へ報告する。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第10節 物資供給・輸送対策

②生活必需品の給(貸) 与の範囲

住家の全壊、全焼、流失、半壊もしくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった者を含む。)等により、生活に必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して実施する。

③生活必需品の配分

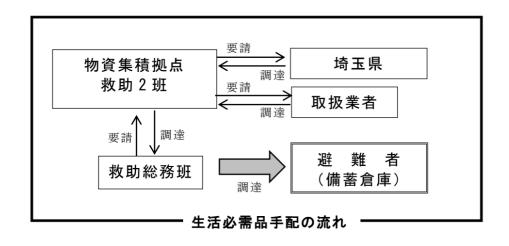
救助総務班長は、避難所総務班長と協力して、給(貸)与対象者の把握に努めるとともに、 物資の給(貸)与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。

避難所総務班長は上記の配分計画に基づき、現地本部を通じて避難所運営委員会及び行政区 の協力により、被災者に公平に交付する。

<物資集積拠点>

施設名称	管 理 者	所 在 地
三芳町総合体育館	教育委員会 (指定管理者)	藤久保1100-1

※(代替)三芳町文化会館



9. 石油類燃料の調達・確保

地震による停電の長期化や、発電所等の地震被害に伴う計画停電に対応するため、町は、町の防災拠点となる施設における発電機の配備及び燃料(ガソリン及び LP ガス)調達計画を検討するものとする。

災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料や LP ガス等の調達体制について、平時から町内燃料取扱事業所及び県、関係事業所組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

第11節 住民生活の早期再建

第1 基本方針

震災発生時は、り災証明書の発行手続や、災害廃棄物への対応等を迅速かつ的確に実施 し、被災者の生活再建に必要な情報等を的確に提供していく。

また、災害ケースマネジメントの考え方に基づき、支援を必要とする被災者に対し、関係機関が連携して被災者自らの意思決定によって生活再建に取り組むことができるよう、様々な支援制度を活用し、アウトリーチ型の支援(要請の有無によらず、支援者による直接的な支援)に配慮した取組を図る。

〔資料 2-83 災害時における被災者支援に関する協定〕

第2 予防・事前対策

1. 被災者支援業務の標準化

町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

2. 被災者台帳作成体制の整備

災害が発生した場合に備え、被災者の被害程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被 災者台帳の作成に向けた体制の事前整備に努める。支援事務の合理化及び迅速化を図るた め、被災者情報管理システムの導入を検討する。

3. 罹災証明書発行体制の整備

町は、多数の被災者が発生した場合に備えた、罹災証明書の発行体制の事前整備に努める。

- 1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- 2 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- 3 市町村は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の 写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

4. 応急住宅対策

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

(1) 応急措置等の指導、相談

【県(都市整備部)、町】

1 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関し、町の実施を支援 するための体制整備を行う。

第11節 住民生活の早期再建

- 2 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、 町と連携して、被災建築物応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施 体制の整備を図る。
- 3 町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うため、 判定可能な職員の育成等の体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある 建築物等による事故防止のための住民への広報活動体制を整備する。また、被災建築物 の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努め る。また、被害が多数に及び応援が必要な場合に備えた応援確保方策を検討する。

[資料 2-84 災害時における被災者相談の実施に関する協定]

(2) 応急仮設住宅の事前計画

【県(都市整備部、危機管理防災部)、町】

1 事前の用地選定の考え方

町は応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、町有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

2 適地調査

町は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して 報告する。

3 設置事前計画

県及び町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ま しい。

- 応急仮設住宅の着工時期
- ・応急仮設住宅の入居基準
- ・応急仮設住宅の管理基準
- ・要配慮者に対する配慮

(3) 応急仮設住宅の用地確保

【自治安心課、都市計画課】

応急仮設住宅の用地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から、原則として「町立運動公園内」とする。なお、グラウンドは集中豪雨の際に冠水することから、令和の森公園せせらぎ水辺広場、テニスコート駐車場、弓道場を予定する。

なお、被害状況等により、やむを得ない場合にはその他公園等の空き地の利用を検討するものとする。

<応急仮設住宅予定地>

名称	所在地	面積
三芳町運動公園内(令和の森公園せせらぎ水 辺広場、テニスコート駐車場、弓道場)	藤久保 1120 の一部	約3,400 ㎡

第11節 住民生活の早期再建

対象者:

(1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者

(2) 自らの資力では、住家を得ることのできないもの

1戸当たりの規模:応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成

等に応じて設定

設置費用:6,775,000 円以内

着工時期:災害発生の日から20日以内

応急仮設住宅設置要領(埼玉県地域防災計画より)

応急仮設住宅1戸あたりの敷地面積を 90 ㎡とした場合

全壊建物 31 棟・・・・県被害想定調査(東京湾北部地震)より

仮設住宅1件の敷地面積・・・・90 m²

全仮設住宅の敷地面積・・・・90×31=2790 ㎡

設置可能な戸数・・・・約3,400÷90=約37戸

町立運動公園内に建設する場合

町立運動公園内の設置する場合

上記のように、県被害想定による応急仮設住宅等の需要量の 13 世帯※(全壊・焼失棟数の合計 31 棟)に対して、応急仮設住宅の設置可能戸数は 37 戸であることから、災害発生時に置いても必要棟数を充足するものと考えられる。

※応急仮設住宅等の需要量(13)は、全壊・焼失棟数(31)から親戚宅や賃貸等に移住する 世帯等を除いた推計である。

5. 動物愛護

震災時には、負傷または逸走状態の動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主と ともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、埼玉県動物救援本部、獣医師会、災害時動物救護活動ボランティア等と協力し、これら動物の保護に努める。

6. 文教対策(学校の災害対策)

(1) 町

- 1 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- 2 教材用品の調達及び配給の方法については、あらかじめ計画を立てておくものとする。
- 3 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

第11節 住民生活の早期再建

(2) 校長等

- 1 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、 指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- 2 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

(3) 学校防災マニュアルの作成・見直し

学校長は、「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に基づき、次に示す予防対策及び応 急対策を盛り込んだ学校防災マニュアルを策定するとともに、随時、内容の見直しを検討す るものとする。

なお、マニュアルの作成に当たっては、町立小・中学校管理規則に従って計画される学校の 防火及び警備の計画との整合を図る。

①予防対策

- ア. 学校防災組織の編成
- イ. 避難計画
- ウ. 施設・設備等の点検・整備
- エ. 防災用具等の整備
- オ. 防災教育の実施
- カ. 教職員の緊急出勤体制、家庭との連絡体制等
- キ、児童生徒及び学校教職員用の飲料水、食料、毛布等の最小限の備蓄
- ②応急対策計画
- ア. 地震発生直後の児童・生徒の安全確保
- イ. 避難誘導
- ウ. 児童・生徒の安全確認
- エ. 地震情報の収集、被害状況等の報告
- オ. 下校措置、又は留置き措置
- カ. 避難所の開設・運営への協力
- キ. 教育活動の再開等

(4) 学校防災マニュアル策定における留意する点

学校防災組織の編成等に当たっての留意点は、次のとおりである。

①学校防災組織の編成

地震発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定める。

また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にする。

②避難計画

児童・生徒を安全に避難させるため、地震の状況に応じた避難場所、避難経路及び避難方法 に関しての計画を作成する。

③施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全確認を行い、危険箇所、補修箇所等の補修を行う。

④防災用具等の整備

第11節 住民生活の早期再建

ア. 救急用品、携帯ラジオ、ロープ、ヘルメット、メガホン等の必要な物品は、一定の場所に整備する。

イ. 実験用劇物等の保管対策を整備する。

⑤連絡・協力体制の確立

児童・生徒名簿、教職員名簿等を整備し、人員把握を可能とするとともに、保護者との緊急 連絡体制(登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)等)を整備する。

また、教育委員会、警察署、消防署(団)への連絡や協力体制を確立する。

⑥勤務時間外における所属職員への連絡・参集体制の整備

校長は、勤務時間外の地震発生に備え、事前に教職員の出勤体制を定める。勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に 周知する。

⑦児童生徒及び学校教職員用の最小限の備蓄

保護者の帰宅困難による児童生徒の留め置き措置に備え、児童生徒及び学校教職員用の飲料水、食料、毛布等の最小限の確保を行う。なお、留め置き人数が想定を上回る場合は、防災 倉庫内の避難者用備蓄品を活用する。

(5) 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

①日常点検の実施

職員室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び 消火器等についても点検する。

②定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具 並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

7. 文教対策(文化財の防火・防災対策)

- (1) 火災予防体制
- ①防火管理体制の整備
- ②文化財に対する環境の整備
- ③火気使用の制限
- ④火気の厳重警戒と早期発見
- ⑤自衛消防と訓練の実施
- ⑥火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ①自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備促進
- ②消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー等の充実
- ③避雷装置、防火用水、防火扉、防火壁等の整備促進

(3) その他

①文化財に対する防火思想の普及、広報活動

②所有者・管理者に対する啓発、助言及び支援

8. がれき処理等廃棄物対策

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。 また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する

(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

- 1 町は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- 2 仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- 3 仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による 仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物 の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

4 災害廃棄物処理

	名 称	所 在 地
処理施設	ふじみ野市・三芳町環境センター	ふじみ野市駒林 1093-3
仮置き場	町立運動公園内グラウンド (補完する場所) 清掃工場跡地	藤久保 1120-1 上富 1598-3

(2) 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

- 1 仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
- 2 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
- 3 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行う ため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

(3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

- 1 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- 2 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

(4) 広域連携による廃棄物処理

町は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

第11節 住民生活の早期再建

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

9. 被災中小企業支援

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第3 応急対策

1. 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における具体的な適用基準は以下のとおりである。

第11節 住民生活の早期再建

指標となる被害項目	適用の基準	該当事項
・三芳町内の住居が滅失した世帯数	60世帯以上	第1項第1号
・埼玉県内の住居が滅失した世帯数、 そのうち三芳町内の住居が滅失した世帯数	(県) 2,500世帯以上 (町) 30世帯以上	第1項第2号
・埼玉県内の住居が滅失した世帯数、 そのうち三芳町内の住居が滅失した世帯数	(県) 12,000世帯以上 (町) 多数	第1項第3号 前段
・災害が隔絶した地域で発生したものである 等災害にかかった者の救護を著しく困難と する特別の事情がある場合で、かつ、多数 の世帯の住家が滅失したものであること		第1項第3号 後段
・多数の生命または身体に危害を受けまたは 受ける恐れが生じた場合		第1項第4号

(1) 災害救助法の適用手続

①町における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みが あるときは、町長(本部長)は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

②埼玉県災害救助法施行細則(昭和35年埼玉県規則第26号)の規定により、災害救助法第23条の救助については、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長(本部長)は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(2) 応急救助の実施方法

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところに よる。

知事は救助事務の内容、期間等を町長に通知し、通知を受けた町長は応急救助を実施する。 救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、厚生労働大臣の承認を得て、実施期間を延長すること(特別基準の設定)ができる。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7 日	市 町 村
炊出し及び食品の給与	7 日	市 町 村
飲料水の供給	7 日	市 町 村
被服・寝具及び生活必需品 の給与又は貸与	10日	市町村
医療及び助産	14日(但し、助産分娩した日から7日間)	医療班派遣=県及び日赤埼玉県支部(ただし、委任した時は市町村)
学用品の給与	教科書1ヶ月 文房具15日	市 町 村
災害にかかった者の救出	3 日	市 町 村
埋 葬	10日	市 町 村
生業資金の貸与	現在運用されて いない	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着 エ	対象者、設置箇所の選定 = 市町村 設置 = 県 (ただし、委任したときは市 町村)
住宅応急修理	1ヶ月以内に完了	市町村
死体の捜索	10日	市町村
死体の処理	10日	市町村
障害物の除去	10日	市町村

- ○被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、市町村の住家のうち滅失した世帯の数が基準 1 号の 1 / 2 に達したとき(基準 2 号)
- ○被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき(基準3号)
- ○被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難と する特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき(基準3号)
- ○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣 府令で定める基準に該当するとき(基準4号)
- ○災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する 「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、 当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内に

第11節 住民生活の早期再建

おいて当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して も、救助を行うことができる。(救助法第2条第2項)

2. 応急救助の実施方法

【県(各部)、市町村】

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところに よる。

知事は救助事務の内容、期間等を市町村長に通知し、通知を受けた市町村長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を 得て、実施期間を延長すること(特別基準の設定)ができる。

3. 住家の被害認定体制の整備

町は、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の被害認定基準に関して国から示されている「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の習熟に努めるものとする。

また、被害が多数に及び応援が必要な場合に備えた応援確保方策を検討する。

【総務部税務班、救助部救助2班、建設部建設班】

4. 住家の被害認定調査の実施

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 に基づき、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査する。なお、被 災者から再調査の依頼があった場合は、依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を 実施するものとする。

被害認定の調査は税務班が行うものとし、必要に応じて建設班に協力を要請する。また、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」に基づき、県及び県内他市町村に応援を要請する。 〔資料 2-85 災害時における家屋被害認定調査に関する協定〕

5. 被災者台帳の作成

町は、現地本部から提出させた「避難者名簿」や被害認定調査等に基づき、被災者の被害程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。被災者台帳は、住家被害報告や避難者名簿を基に救助2班が取りまとめる。

被災者台帳の記載内容は次の通りとする。

【被災者台帳の記載(記録)内容】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・その他 (内閣府令で定める事項)

6. 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

7. 罹災証明書の発行

被災世帯が、各種生活支援や、災害復興のための各種施策を受けるための手続きには、被災したことを示す証明書が必要である。

町は被災者の申請に基づき、被災者台帳を活用して、災害後可能な限り速やかに 罹災証明書を発行する。

必要な手続きを以下に、証明書の様式を資料 2-86~2-88 に示す。

「資料 2-86 罹災証明申請書〕

〔資料 2-87 罹災証明書〕

〔資料 2-88 罹災者原票〕

(1) 発行手続

罹災証明書の発行手続きは、救助2班が行うものとする。各部班から入手した被災者情報 (人的被害・物的被害)をもとに、被災者台帳を作成する。罹災証明書は、被災者からの申 請に基づき、被災者台帳との確認により発行する。台帳で確認できない場合は、申請者の資 料をもとに再審査の上、判断する。

証明の範囲

罹災証明書で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で以下のような 被害の場合とする。

①人的被害

死亡

◆行方不明

負傷

②物的被害

全壊または全焼

流失

半壊または半焼

床上浸水

床下浸水

一部損壊

その他の物的被害

(2) 証明手数料

罹災証明書作成の手数料は、無料とする。

8. 行政相談窓口の設置

町は、被災者の生活や経済に関する精神的な不安を和らげ、課題解決の支援をするため、庁 舎内救助部に行政相談窓口を設置する。相談が多岐にわたることが想定されるため、総務部 庶務班(住民相談、女性・人権相談)等、他の関係部署との相談体制を構築するものとし、 特に保健・福祉等の巡回相談・巡回サービスとの連携を図る。また、県が設置する「災害情 報相談センター」との連携を図る。

(1) 相談窓口における対応

災害発生直後から、相談窓口には、死亡届、印鑑登録・証明、退職による国保・国民年金加入、身分証明としての保険証再交付申請、医療費無料受診に関する問い合わせ等、各種問合せが多数発生する。町は、問合せの内容に応じて来庁者を適切に誘導する体制を確保するとともに、混雑により過度に待たせることが無いよう、窓口には十分な職員を配置できるよう配慮する。

1 住民ニーズの把握

災害後におけるそれぞれの時期での住民のニーズをきめ細かく聴取するため、様々な広聴手段を活用し情報収集を図るとともに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題などの把握に努めることとする。

2 心の悩み相談

震災による悲しみや恐れ、不安などを和らげるとともに、震災によって生じた人間関係の変化に伴って生じるストレスや心の悩みなどを受け止め、問題解決の一助とするため、カウンセラー等による心の悩み相談を実施する(電話・面接)。

3 女性のための相談

震災によって生じた夫婦や親子関係などの心の悩みやからだの相談、ドメスティックバイオレンスなどについて、女性の専門相談員が相談を実施する。(電話・面接)

9. ごみ処理

(1) 推定排出量

災害時には、平常時に排出されるごみの他に、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の残 骸、建築物の破損窓ガラス類、看板等の落下破損物が廃棄物として排出される。

県の想定では、東京湾北部地震において、約6,000 トンの災害廃棄物が排出されると 想定されている。

(2) 収集処理

①収集順位

保健衛生上の点から、次のものを優先的に収集する。

- 第11節 住民生活の早期再建
 - ア. 腐敗性の高い生ごみ、応急対策活動上または生活上重大な支障を与えるごみ
 - イ. 避難所から排出されるごみ

②収集処理方法

- ア. 災害廃棄物の処理の方法や手順については、あらかじめ共同処理するふじみ野市と 調整しておくものとする。 (被災者自身による持ち込み等)
- イ. 平常時に使用している施設での処分が不可能な場合には、周辺地域の施設に応援を 依頼する。
- ウ. 排出される廃棄物が大量で、その処理が困難と思われる場合、焼却処分を早急に必要としないものについては、暫定的に運搬上及び保健衛生上適切と思われる町有地 (町立運動公園グラウンド、補完する場所として清掃工場跡地)に一時的に保管する。

〔資料 2-89 清掃能力の現況〕

(3) 応援要請

町の委託業者による処理が困難な場合は、協定に基づき、県及び県内市町村へ応援の要請をする。

〔資料 2-90 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱及び協定〕

10. がれき処理等災害廃棄物対策

災害廃棄物は一時的に大量に排出されることから、下記の場所を廃棄物仮置き場とし、「三 芳町災害廃棄物処理計画」に従い、災害廃棄物処理を行う。

なお、災害廃棄物の搬入に際しては、事前に木材、コンクリート、金属等の破砕・分別を徹 底的に行い、これらのリサイクルを図るものとする。

また、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。

11. し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

環境対策班長は、大規模な災害が発生したときは、本部長の指示により、町備蓄品から調達 し、仮設トイレを設置する。備蓄分で不足する場合には、県及び隣接市に応援を要請する。 簡易トイレの備蓄状況を資料 2-69 内に示す。

設置の箇所は、汲み取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。設置期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、町長(本部長)がその必要性がないと認めるときまでとする。

優先順位	設 置 場 所		
1	指定避難所		
2	災害時要援護者施設		
3	住宅密集地域の公園・広場等		

(2) 収集・処理の実施

貯留したし尿の収集・処理は、環境対策班長が計画を策定し行うが、原則として最終処分は 処理場への搬送によるものとして、以下のとおり処理すべき量、処理場の被害状況等を考慮 し適切な判断により行う。し尿処理施設及び処理能力について、以下に示す。

収集・処理の実施

名 称	所 管	所在地	電話番号	計画処理能力
浄化センター	入間東部地区事務組合 富士見市、ふじみ野市 三芳町	ふじみ野市 駒林1066	049-261-4891	26kL/日

- 1 し尿の処理・収集については、避難所及びその他収容施設を優先して行うものとする。
- 2 被害の状況等に応じて、当面の措置として、貯留槽等の2~3割程度の汲み取りとし、 各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

(3) 容器への溜め置きの要請

最悪の事態には、町の収集処理体制が整うまでの期間については、容器等への溜め置きを住 民に要請する。

この場合の住民への広報に関しては、秘書広報班に要請して行う。

また、容器、消毒薬剤、回収処理方法について、状況に応じた適切な措置を講ずるものとする。

12. 公共施設等の応急危険度判定

応急対策活動を行う上で、防災拠点としての活用や被災者の収容等、重要な役割を果たす公 共建築物に対して大規模な地震災害が発生した場合は、直ちに被災状況を調査し防災拠点と して利用できるよう施設の機能回復を図る。

(1) 被災公共施設応急危険度判定調査

町の行政応急危険度判定士は、被災した公共施設の応急危険度判定調査を以下の要領で実施 する

①地震災害により被災した施設に対して、余震等により倒壊する危険性の有無、外壁等の脱落や屋外取付物の落下等の危険性の有無を調査し、引き続き安全に使用できるか、二次災害等に対して安全性が確保できるかの判定を行う。なお、応急危険度判定士は、必要に応じて県へ派遣を要請する。

②応急危険度判定の結果は、色分けした判定ステッカーにより「調査済」「要注意」「危険」を建物の周囲に掲示するとともに判定結果を集計し、判定実施本部及び県に報告する。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定は、応急危険度判定に引き続き実施される、建物の継続使用に関する安全性についての調査である。

被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定を行うこと

第11節 住民生活の早期再建

により、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的としている。

町は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、 建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

13. 一般建築物等の応急危険度判定

地震災害により被災した建築物は、余震等による倒壊、あるいは部材の転倒・落下等の二次 災害を生ずる恐れがある。このため、速やかに住宅等の一般建築物に対する応急危険度判定 調査を実施し、住民の安全を図る。

(1) 被災建築物応急危険度判定調査

応急危険度判定士は、被災建築物の応急危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ①地震災害により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか、余震等による二次災害に対して安全が確保できるかの判定を行う。なお、応急危険度判定士は、必要に応じて県へ派遣を要請する。
- ②応急危険度判定の結果は、判定ステッカーに記入の上、建物の玄関付近に掲示するとともに判定結果を集計し、判定実施本部及び県に報告する。

14. 被災宅地危険度判定調査

建設部建設班は、被災宅地の危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ①擁壁、宅盤、法面等の変状等について客観的評価により危険度の判定を行う。宅地危険度 判定は、被災宅地危険度判定士の協力を得て実施する。なお、被災宅地危険度判定士は、必 要に応じて県へ派遣を要請する。
- ②宅地危険度判定の結果は、判定ステッカーに記入の上、宅地等の見やすい場所に掲示するとともに、判定結果を集計し、判定実施本部及び県に報告する。

15. 応急措置に関する相談及び広報

建設部建設班は、秘書広報班と連携し、応急措置に関する相談及び広報を実施する。

- ①倒壊のおそれのある建築物、外壁等の脱落、屋外取付物等の落下などの危険防止に関する 相談を実施する。
- ②建築物の倒壊、落下物等による事故防止のために住民に対する広報を実施する。

16. 住宅復旧・応急仮設住宅

≪応急対策≫

【建設部建設班、避難所・教育対策部、関係機関】

災害により住居が焼失、流失または倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で は早急に住宅を得ることができない者を収容するため、県と町の連携のもとに応急住宅を供 給するとともに、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施して居住の安

定を図る。そのために、災害救助法の基準に基づいて計画する。

(1) 実施責任者

町長(本部長)が実施責任者となり、建設班が実施に当たる。災害救助法が適用された場合には、三芳町立運動公園内(多目的広場、テニスコート、弓道場)を第1候補地として用地 確保を行うとともに、入居候補者の選定を行う。

応急住宅の供給については県が行う。ただし、県が直接実施することができない場合には、 町長(本部長)が委任を受け、町が実施する。町は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(2) 入居者の選定基準

被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

- ・住居が全壊又は流出した者
- ・居住する住宅がない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

※選定に当たっては、福祉業務担当者、三芳町民生委員・児童委員協議会等による選考委員 会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要援護者及びペット の飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成も考慮する。また、ひとり親世帯等の 優先を原則とし、生活条件等を考慮する。

応急仮設住宅の設置戸数・規模

必要な設置戸数を町が調査し、県へ要請する。規模等は「災害救助法による救助の程度、方 法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)によるものとする。

(資料 2-91 参照)

〔資料 2-91 災害救助法による救助の基準〕

(3) 応急仮設住宅の維持管理

町長は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、県営住宅における維持管理の基準に準じて行うものとする。

建設予定地の選定・基準

建設予定地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から知事または町長が決めるが、原則として「町立運動公園内(多目的広場、テニスコート、 弓道場)」とする。ただし、災害廃棄物の仮置き場

(グラウンド等)としての活用も考えられることから、必要に応じて庁内で協議・調整を行うものとする。また、被害状況等により、やむを得ない場合には公園等の空き地を利用して建設する。なお私有地については所有者と十分協議の上、町と所有者の間に賃貸借契約を締結した上で建設する。

(4) 建設資材と建設業者の確保

応急仮設住宅の建設は、三芳町災害対策協力会(資料2-82)の協力を得て建設する。建築

資材が入手困難になることが予想されることから、関東地方整備局と近県の建設業協会との協定や災害対策協力会における業種ごとの広域応援などの実情を調査しておくものとする。 災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。なお、知事の職権の一部が委任された場合、または知事の実施を待つことができない場合は町長(本部長)が行う。

(5) 既存住宅の利用

県や他の自治体等に公営住宅等の提供を依頼し、空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。 民間住宅の利用(みなし仮設住宅)

以下の協定に基づき、被災者に対して民間賃貸住宅の借り上げまたは斡旋を行う。

災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書(資料2-92)

(平成18年6月16日締結)

災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書(資料2-93)

(平成18年6月16日締結)

上記で不足が生じる場合、町は必要戸数を調査し、県へ要請する。規模等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)によるものとする。

〔資料 2-92 災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書〕

〔資料 2-93 災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書〕

(6) 入居者管理

町が入居者管理を行う。

17. 住宅の応急修理

町長(本部長)は、災害により住宅が半焼または半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行い、その結果を県(住宅対策部)へ報告する。

(1) 応急修理を受ける者の選定基準

応急仮設住宅入居者の選定基準に準じる。

(2) 応急修理の対象数

修理戸数は半焼または半壊戸数の3割以内とし、応急修理は災害発生時から1ヶ月以内に完成するものとする。

一戸当たりの修理費基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成 13 年埼玉県 告示第 393 号)によるものとする。(資料 2-91 参照)

(3) 応急修理の方法

資材及び応急修理は三芳町災害対策協力会に協力を依頼する。資材が不足する場合には、県

(住宅対策部) に要請し、調達の協力を求める。

18. 住宅関係の障害物除去

障害物の除去は、町長(本部長)が行うものとし、災害救助法が適用された場合において も、町長(本部長)が実施する。

(1) 対象住居

住居に運び込まれた土石、木材等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住居を対象に実施する。

- 1 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- 2 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- 3 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- 4 住居が半壊または床上浸水したものであること。
- 5 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(2) 障害物の除去

災害救助法が適用されない場合は、町長(本部長)が特に必要と認めたものについて障害物の除去を行う。災害救助法が適用される場合は、町長(本部長)は庶務班の報告に基づき「障害物除去予定者名簿」を作成し、(2)の基準を満たす者を選定、障害物の除去を実施する。なお、応援が必要な場合には、県へ要請する。

(3) 除去作業に必要な資機材の確保

- 1 町保有の器具及び機械を使用して実施する。
- 2 労力や機械力が不足する場合には、川越県土整備事務所を通じて、隣接市からの派遣を要請する。
- 3 必要に応じて、三芳町災害対策協力会に協力を依頼する。

(4) 障害物の集積場所

土砂等の一次集積場所は、交通や住民生活に支障がない公有地を原則とする。私有地の場合は、所有者と協議の上、選定する。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用及び実施期間

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成 13 年埼玉県告示第 393 号)によるものとする。(資料 2-91 参照)

19. 文教対策(学校の災害対策)

【避難所·教育対策部】

三芳町の各小・中学校は、指定避難場所であると同時に各地区の拠点施設として位置づけている。施設内に児童・生徒がいる時に災害が発生した場合には、「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に基づき、以下のような対応をとるものとする。

(1) 【第1段階】児童・生徒の安全確保と保護者連絡

- ①児童生徒の安全確保
- ②一時避難(校舎外へ)
- ③施設ごとの災害対策本部の設置
- ④校舎施設の安全性の確認

施設が被災し、児童・生徒を留め置くことが危険と判断される場合は、町災害対策本部に報告・協議して、他の避難・収容先を決定し、児童・生徒を誘導する。

なお、他の避難所等に移動する場合、保護者等への情報伝達のため、校門等に移動先を掲示しておくか、可能であれば連絡要員を施設に留め置くものとする。

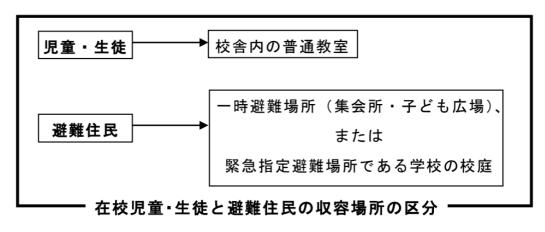
⑤校舎内での保護及び保護者等への連絡

緊急メール配信システム等を活用して保護者等へ連絡する。

⑥学校等での児童生徒の留め置き

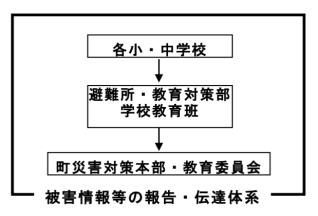
校舎施設の安全性が確認できた場合は、校舎内に児童・生徒を留め置く。その際は、在校児童・生徒と外部からの避難してくる住民の収容場所を区別し、混乱が起こらないようにする。

なお、地区の避難住民は、第1段階においては、地区災害対策本部の誘導で、地区が指定した一時避難場所(集会所・子供広場)、又は緊急指定避難場所である学校の校庭に避難する。



⑦災害対策本部・教育委員会への報告

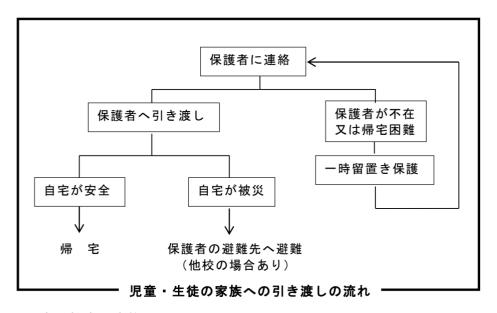
担当教職員(各担任の教員)が児童・生徒の安否を確認し、施設設備の被害状況を含めて学校ごとに取りまとめ、学校長が災害対策本部(学校教育班)及び教育委員会へ報告する。



(2) 【第2段階】児童・生徒の家族への引き渡し

保護者への引き渡しに先立ち、可能な限り保護者に対して、自宅等の引き渡し先が安全であることを確認するものとする。

引き渡し先の安全性が確認できない場合は、必要に応じて保護者とともに児童・生徒を学校内に留め置くものとする。自宅が被災して生活困難な場合は、保護者とともに避難先へ避難させる。



20. 応急教育の実施

(1) 文教施設の応急復旧対策

災害の種類・規模により、その対策はそれぞれ異なるが、被害の程度を迅速に把握し応急修 理が可能な場合は、速やかに補修し、教育実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部または大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合には、早急に校舎の再建、 仮校舎の建設計画を立て、この具体化を図る。

(2) 応急教育実施の場所

災害により、校舎の全部または一部の使用が困難となった場合には、当該学校以外の最寄り の学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

避難場所及び地域の防災拠点施設として利用されている小中学校で応急教育が実施される場合には、なるべく応急教育を優先するものとし、応急教育の実施のための場所を最低限確保

する。

(3) 教育実施者の確保

災害のため、教育実施者に欠員が生じた場合には、県教育委員会に連絡し、不足職員の緊急 派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないようにする。各小中学校が避難場所及び地 域の防災拠点施設として利用されている間に、

応急教育が実施される場合には、教育実施者は応急教育の実施に専念し、避難場所の管理・ 運営は現地本部及び避難所運営委員会が行うこととする。

(4) 応急教育の方法

- ①学校施設が災害により、その全部の用途に供しえない場合には、近隣の余裕のある学校に 応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校が不足し、被災学校の児童・生徒を収容 しきれない場合には、学校としての用途に対応可能な公民館・集会所の建物に応急収容し、 分散授業を実施する。
- ②当該学校以外の場所において教育を実施する場合には、教育環境が異なり、通常の教育の 実施が困難になることが予想される。これに関しては、それぞれの実情に応じた措置により 授業が継続実施できるよう努める。
- ③学校施設が災害により、その一部を用途に供しえないものの、応急危険度判定において使用に支障がない場合は、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所に関して応急修理または補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講ずる。休校はできるだけさける。
- ④被害の程度により、臨時休校の措置も予想されるので、授業のできなかった時間について は、補習授業等を行う。

21. 教材、学用品等の調達及び支給

(1) 教材、学用品等の調達及び支給

被災した児童・生徒が、学用品(文房具、通学用品)を喪失、または毀損し、就学上支障の あると判断した場合は、三芳町教育委員会が調達する。

教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、 その支給の方途を講じる。

(2) 教材、学用品等の調達及び支給

被災した児童・生徒が、学用品(文房具、通学用品)を喪失、または毀損し、就学上支障の あると判断した場合は、三芳町教育委員会が調達する。

教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、 その支給の方途を講じる。

(3) 給食等の措置

①学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが、速やかに応急修理を行い、給食実施に努める。

- ②保管中の給食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ③学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、当該学校給食及び炊き出しの調達に留意する。
- ④衛生管理に注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

(4) 学校の衛生対策

児童・生徒が被害を受ける事態が発生した場合には、医療機関への連絡、応急の救助及び手 当を行うなどその万全を期する。

学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化等を実施し、感染 症の予防に万全を期する。

22. 文化財の応急措置

建造物が被災した場合には、応急的な修理を施し、防護柵等を設けて現状の保存を図るとと もに、周囲の安全を確保して被害の拡大を防止する。

古文書・美術工芸品等の保管場所が被害を受けた場合は、管理体制及び設備の整った公共施設に、一時的に保管する措置を講ずる。

石造物は、被害の程度によっては復旧が可能であることから、崩壊に留意しつつ保存の処置 を講ずる。

23. 被災者の生活確保

(1) 職業のあっ旋

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっ旋については、県(産業労働部)、埼玉労働局が、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施等により、早期再就職の促進を図ることになっている(資料 2-94)。

町は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、県(産業労働 部)、埼玉労働局に報告する。

〔資料 2-94 被災者に対する職業斡旋等〕

(2) 租税等の徴収猶予及び減免

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の 規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の 延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施 する。

(3) 町税の納税緩和措置

ア. 期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、または町税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヶ月以内(特別徴収義務者は30日以内)に限り、当該期限を延長することができる。

◆災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域、及び期限の延長を指定するこ

とができる。

その他の場合、災害がおさまったあと、速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、町長が納期限を延長することができる。

イ. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、または納入することが できないと認められる場合には、その者の申請に基づき徴収を猶予することができる。

ウ. 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価に 猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずることができる。

工. 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行うことができる。

(4) 町民税

納税義務者本人、または住宅家財の被災程度に応じて減免を行うことができる。 固定資産税、都市計画税

固定資産(土地、家屋、償却資産)の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

(5) 特別土地保有税

土地の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

(6) 国民健康保険税

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて減免することができる。

(7) 保育料の免除

災害により損失を受けた場合は、その損失に応じて減額し、または免除する。

(8) 罹災証明の発行

《第23節被災者支援事務》を準用する。

(9) 郵便物に関する特別措置

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

〔資料 2-95 災害時における三芳町内郵便局三芳町間の協力に関する覚書〕

〔資料 2-96 災害発生時の協力に関する覚書〕

24. 被災者への融資及び見舞金の支給

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を、予算の範囲内で行う。

生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付における条件等を資料 2-97 に示す。

生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付における条件等を資料 2-98 に示す。

〔資料 2-97 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付〕

〔資料 2-98 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付〕

(2) 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付における条件等を資料 2-99 に示す。

災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付における条件等を資料 2-100 に示す。

〔資料 2-99 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付〕

〔資料 2-100 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付〕

25. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

国、県及び町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害(以下「災害」という。)により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金及び、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しての災害援護資金の貸付を、町が実施主体となり、実施する。

災害弔慰金の支給における条件等を資料 2-101 に示す。

災害障害見舞金の支給における条件等を資料 2-102 に示す。災害援護資金の貸付における条件等を資料 2-103 に示す。

〔資料 2-101 災害弔慰金の支給〕

〔資料 2-102 災害障害見舞金の支給〕

〔資料 2-103 災害援護資金の貸付〕

第11節 住民生活の早期再建

対象災害	 ① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県(県内全市町村)の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者(3ヶ月以上の行方不明者を含む) ② 住居地以外の市町村の区域内(県外も含む)で災害に遭遇して死亡し た者
支給対 象遺族	死亡当時の配偶者(事実婚を含む)子、父母、孫、祖父母を対象とし、 兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は 生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円② ①以外の場合 250 万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

第11節 住民生活の早期再建

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でも ある場合、県内全市町村の被害が対象となる。			
貸付対象 者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② 〃 2人 430万円 ③ 〃 3人 620万円 ④ 〃 4人 730万円 ⑤ 〃 5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円			
貸付対 象とな る被害	① 療養期間が 1 ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の 1/3 以上の損害			
貸付金額	① 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 限度額 150 万円			
	② 家財の 1/3 以上の損害			
	③ 住居の半壊			
	④ 住居の全壊			
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350 万円			
	⑥ ①と②が重複			
	⑦ ①と③が重複 " 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複 " 350 万円			
	(**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**			
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間			
利率	年3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子			
費用負担	貸付原資の 2/3 を国庫補助、1/3 を県負担とする。			

(1) 三芳町災害見舞金支給条例に基づく見舞金の支給

町は、「三芳町災害見舞金支給条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族又は災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害見舞金を支給し、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する。

三芳町災害見舞金の支給における条件等を資料 2-104 に示す。

〔資料 2-104 三芳町災害見舞金の支給における条件等〕

(2) 中小企業への融資

被災中小企業者に対する資金融資制度は資料 2-105 に示す。

〔資料 2-105 経営安定資金(災害復旧関連)〕

(3) 農林関係従事者への融資

農林業関係従事者への資金融資制度については、資料 2-106~2-109 に示す。

〔資料 2-106 天災融資法に基づく資金融資〕

〔資料 2-107 災害によって被害を受けた農業者が利用可能な主な制度資金〕

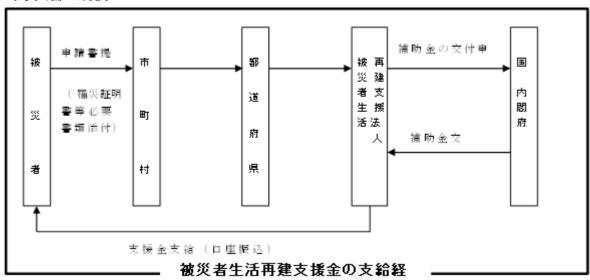
[資料 2-108 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資]

〔資料 2-109 農業災害補償〕

26. 被災者生活再建支援制度(国/被災者生活再建支援法)

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

対象災害の規模



(1) 政令で定める自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市 町村における自然災害
- ②市町村において 10 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- ③県において 100 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 (人口10万人未満に限る)における自然災害
- ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①~③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(2) 支援対象世帯

住宅が全壊(全焼・全流失等)した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯

- ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯

(3) 支援金の額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

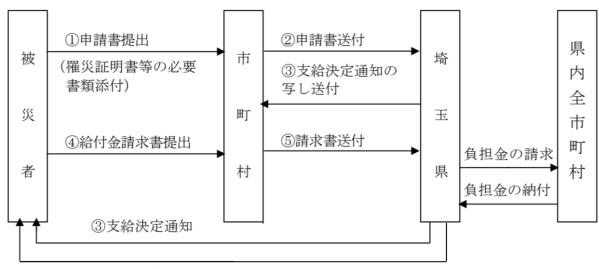
- (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)
- ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
- ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計200(又は100)万円

(4) 町が行うこと

- ①住宅の被害認定
- ②罹災証明書等必要書類の発行
- ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付

27. 被災者生活再建支援制度(埼玉県・市町村被災者安心支援制度)

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金



⑥支援金支給(口座振込)

【目的】被災者生活再建支援法が適用されない全壊世帯等に対しても、法と同様の支援金を 支給する。

【制度の骨子】

ア. 支援の対象となる被災世帯

自然災害で住宅が全壊又は大規模半壊した世帯(やむを得ず解体した半壊世帯を含む)

イ. 支援金の額

全壊最大 300 万円

大規模半壊最大 250 万円

(住宅の被害程度、再建方法に応じて支援金を支給)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

28. 義援金及び見舞金品の受入・配分計画

(1) 義援金品の受付

- ①一般から町に寄託されたり、県・日赤支部から送付された義援金等については、町役場において会計班が受け付ける。また、救援物資については総合体育館において救助2班が受付け、ボランティアの協力を得て配分する。ただし、災害の状況等によっては、臨時にその他の場所においても受け付けるものとする。
- ②①の義援金や救援物資の受領に際しては、寄託者に受領書(資料 2-110)を発行する。 〔資料 2-110 義援金品受領書〕

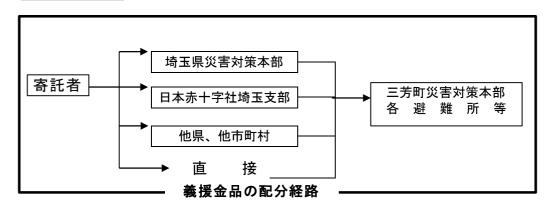
(2) 義援金の配分

- ①義援金の配分は、被害状況確定後町長の決定に基づき、会計班長が被災地区の状況等を考慮し、配分計画を立て配分する。
- ②被災者に対する配分の際には、必要に応じ他班やボランティアの協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

義援金品の保管

寄託または送付された義援金品のうち、義援金は会計課において、救援物資は総合体育館に おいて一時保管する。

義援金品の保管



第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第12節 広域災害応援

29. 被災生活の長期化への対応

町は、生活再建等の財政面の支援に加え、東入間医師会、民生委員等の協力に基づき、相談 窓口の開設、個別訪問等により、被災生活の長期化に対する心のケアに努めるものとする。

第12節 広域災害応援

第1 予防・事前対策

【総務課、自治安心課、教育委員会、都市計画課】

1. 広域応援体制の整備

町は、災害対策基本法第86条の9の規定に基づき、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、町は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

2. 広域応援要員派遣体制の整備

被災市町村が実施する応急措置について、知事から応援の指示を受けた場合は、町は、県の 要請に応じて、派遣体制の事前整備への協力を行い、速やかに担当業務に応ずる応援部隊を 組織し、派遣する。

県は、市町村とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員 によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整える。

応援要員は、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員 や、市町村業務を熟知する市町村職員により編成する。

3. 広域避難受入体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から本町に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、避難所の選定、確保等、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

本町における広域避難者受入施設(一時滞在施設)を次のとおり定める。

<広域避難者一時滞在施設>

施設名称	住 所	電話番号	延床面積
中央公民館	北永井 348-2	049-258-0050	1, 402. 51 m²

広域避難が中長期となることが見込まれる場合は、被災者の住宅対策として県営 住宅や不動産関係団体との協定に基づく民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)の活用を 検討する。(宅地建物取引業協会埼玉西部支部との協定)

4. 浜岡地域原子力災害広域避難の受入対策

(静岡県)浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づき、町が当該地域の避難者を受け入れることとなった場合は、前項に関わらず、その避難規模(1,200~1,300人想定)を考慮し、次のとおり受入施設を指定避難所に拡大して広域避難者一時滞在施設に定める。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第12節 広域災害応援

なお、当該施設の運営については、避難元自治体との協議に基づき別途定めるものとする。

<浜岡地域原子力災害避難計画に基づく広域避難者一時滞在施設>

施設名称	住 所	電話番号	収容人員	備考
中央公民館※	北永井 348-2	258-0050	50 人	要援護者優先
上富小学校	上富 1267-4	258-6808	200 人	体育館
三芳中学校	北永井 350	258-0675	200 人	体育館
三芳小学校	北永井 343	258-0674	150 人	体育館
藤久保小学校	藤久保 224-2	258-0555	150 人	体育館
唐沢小学校	藤久保 410−2	258-8900	180 人	体育館
三芳東中学校	藤久保 610-1	258-5188	210 人	体育館
藤久保中学校	藤久保 420-2	258-3232	200 人	体育館
竹間沢小学校	竹間沢 550-1	258-3235	170 人	体育館

※要援護者数に応じ、要援護者優先一時滞在施設として、藤久保公民館 (258-0690) 及び竹間沢公民館 (259-8311) を追加指定することができる。

第2 応急対策

【総務部、情報部、避難所・教育対策部、救助部、衛生部】

1. 広域応援調整(後方応援本部(仮称)の設置)

首都圏広域災害が発生した場合、県は広域応援調整のための後方応援本部(仮称)を設置 し、応援活動を行う。町は、県や町村会の調整・要請に基づき、県が実施する後方支援につ いて協調して対応するものとする。

2. 応援に必要な広域災害情報の収集

首都圏広域災害が発生した場合、県は首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施 し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。町は、広域応援にあたって県への協力を 行う。

3. 広域応援要員の派遣

町は、県とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急 対策を実施する。

被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、町は広域応援要員(職種混成の応援要員のチーム)の派遣への協力を行う。

4. 広域避難の支援

大規模災害発生時に、県は、災害対策基本法第86条の9の規定に基づき、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都道府県からの避難者を市町村の協力を得て受け入れる。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第12節 広域災害応援

なお、町は広域避難者の受入施設(一時滞在施設)として、中央公民館を指定する。また、 避難が中長期に渡ることが見込まれる場合、県営住宅や民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)の 活用も検討する。

(静岡県)浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づき、町が当該避難者を受け入れることとなった場合は、町役場及び周辺公共施設を「避難経由所」に指定するものとする。避難経由所において、町は避難元自治体と連携し、避難者を≪予防・事前対策≫4.に掲げる広域避難者一時滞在施設に振り分け調整し、誘導することとする。

5. 避難生活への支援

町長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

なお、透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、 配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

避難者を受け入れた町は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師等による健康状態の把握など、支援の充実に努める。また、地域防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者(広域一時滞在者)を町が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

また、町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者(親戚・知人宅、賃貸住宅等)に対しても支援に努めるものとし、総務省の全国避難者情報システム等を活用して、被 災都県が行う支援情報の伝達等、町内の広域避難者の支援を図る。

6. がれき処理支援

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理の支援を検討する。 7. 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理に ついて、支援を検討する。 第2編 震災対策編 第3章 災害復興

第12節 広域災害応援

第3章 災害復興

【政策推進室、総務課、財政デジタル推進課、施設マネジメント課、都市計画課、観光産業課、住民課、福祉課、各課】

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合 には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するととも に、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等 をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町及び関係機関が緊密な連携を図 りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進す る。また、ジェンダー主流化の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進す る。併せて、子ども・障害者等あらゆる住民が住みやすい共生社会を実現する。

大規模災害により地域が大きく被災し、生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合に は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するととも に、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等 をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町内の関係する主体と合意形成を 行うとともに、県や関係機関と緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・ 快適な生活環境を目指し、計画的な災害復興事業を推進する。

第1 復興対策本部対策

被害状況の把握後、震災復興の必要性を確認した場合には、町長を本部長とする復興対策本部を設置する。なお、災害対策が同時並行で行われていることや災害からの復興が新たなまちづくりの形成であることに鑑み、復興対策本部の庶務は、政策推進部門が担うこととする。

1. 復興方針の策定

町は、復興対策本部を設置した後、学識経験者、住民代表者、行政関係職員等により構成される震災復興検討委員会を設置する。

同委員会により復興計画が策定された場合には、速やかにその内容を住民に公表する。

2. 復興計画の策定

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、県の復興方針等に即して 復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を

実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第2 災害復興事業の実施

1. 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

第2編 震災対策編 第3章 災害復興

第12節 広域災害応援

2. 災害復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

町は、震災復興に関する専管部署を設置し、都市計画や産業振興、財政等の災害復興事業の 根幹となる部門の職員を配置、政策推進部門が復興本部事務局としてこれを推進する。当該 部署を中心に復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 復興手続の検討

町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

建築基準法第84条建築制限区域の指定建築主事を置く市町村(建築基準法第97条の2に 基づき建築主事を置く市町村を除く。)は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

第3 広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行)

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

1. 遺体の埋・火葬支援

大規模災害発生時、本町における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

2. 仮設工場・作業場の斡旋

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として 斡旋する。

3. 生活支援

県が行う長期避難者への生活支援に対して協力を行う。

第2編 震災対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、 南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震 防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本 計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。 同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定さ れている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表し た南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されて いる。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象 庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなり の被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念され る。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」 (内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める ものである。

〔資料 2-111 南海トラフ地震防災対策推進地域〕

<参考:「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

本県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成 29 年 11 月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

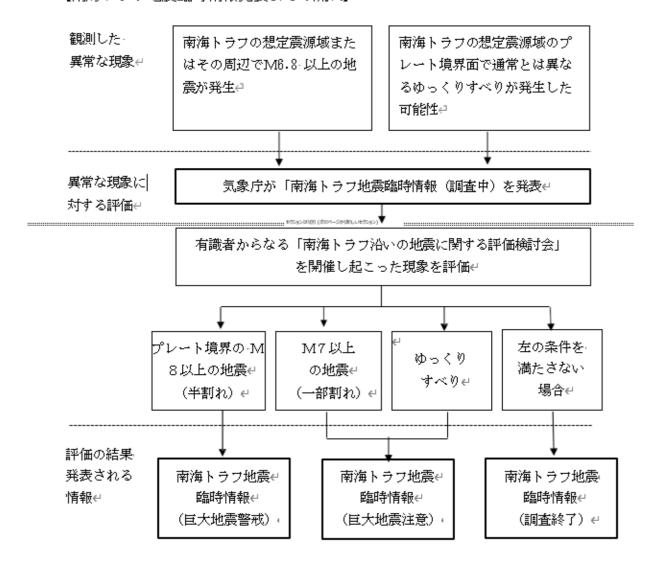
第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。情報を受けた町及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

第2編 震災対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】↩



第2 住民、企業等へのよびかけ

県及び町は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)」の連絡を受けた場合は、住民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報	2週間
	(巨大地震警戒)	(警戒:1週間)
		(注意:1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報	1 週間
	(巨大地震注意)	
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報	すべりの変化が収まって
	(巨大地震注意)	から変化していた期間と
		概ね同程
		度の期間

第2編 震災対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第2節 地震発生後の対応等

1. 住民の防災対応

- ○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をと る。
- (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族 との安否確認方法の確認 等
- ○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
- (例)高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる 準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない 等

2. 企業等の防災対応

- ○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。
- (例)安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

第2節 地震発生後の対応等

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震(後発地震)が発生した場合は、町及び 防災関係機関は、本編に基づき災害対応を行うものとする。 第 2 編 震災対策編 第 5 章 火山噴火降灰対策 第 1 節 基本方針

第5章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な 地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されて いる。

富士山については、中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書(令和2年)によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2~4 cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8~16 cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5 cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年(1783年)の大噴火において、本庄~深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。 これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1節 基本方針

富士山及び浅間山の噴火が住民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。

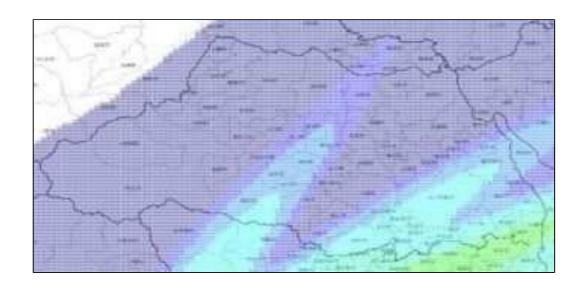
第1 予防・事前対策

1. 富士山が噴火した場合の想定

中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書(令和2年)によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2~4 cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8~16 cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5 cm 以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性がある。

○ その他の近隣の火山 (浅間山、草津白根山など) が噴火した場合にも、県内で数 cm の降 灰堆積の可能性がある。

第1節 基本方針



2. 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、 火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報(噴火警報・予報、降灰予報) の種類と発表基準についての周知を図る。

3. 食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

4. 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急対策を 実施するとともに、町及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を援助する。

(1) 県

県は、降灰による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急 対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を援助す る。このため必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。

(2) 町

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に 努める。

5. 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

第2編 震災対策編 第5章 火山噴火降灰対策 第1節 基本方針

(1) 噴火警報・予報、降灰予報

①噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や加工周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報(居住地域)」で、略称は「噴火警報」となる(レベル5/避難)。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報(火口周辺)」で、略称は

「火口周辺警報」となる(避難準備/レベル4)。

②噴火警戒レベル

火山活動の状況を、噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難/レベル5」「避難準備/レベル4」「入山規制/レベル3」「火口周辺規制/レベル2」「平常/レベル1」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

③噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏(平常/レベル1)な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地 域)又は 噴火警報	居住地域及びそ れより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発 生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発 生すると予想される(可能性が高まって きている)。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周 辺)又は 火口周辺警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生する と予想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離 れたところまで の火口付近	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ)。	レベル 1 (活火山である ことに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
石 柳	N 多 靶 四	7 (F1 (F2) -) (V)	
噴火警報(居 住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそ れより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発 生、あるいは発生すると予想される。	居住地域厳重警戒
噴火警報 (火口周 辺)又は 火口周辺警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生する と予想される。	入山危険
	火口から少し離 れた所までの火 口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予 報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によっ て、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ)。	活火山である ことに留意

(2) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、 県及び降灰があった市町村は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等か ら降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ 周知する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ・噴火警報・予報
- ・火山の状況に関する解説情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・噴火速報
- ・降灰予報

(3) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

1 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報(降灰及び被害の状況)を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。県及び町は、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- 2 事前対策の検討

町は、降灰によって生じることが想定される災害について、次に示す事前・予防対策を 検討する。

- ・住民の安全、健康管理等
- ・降灰による空調機器等への影響
- ・視界不良時の交通安全確保
- ・農産物等への被害軽減対策
- ・上下水道施設への影響の軽減対策
- ・降灰処理
- 3 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰が予想される場合、降灰時にとるべき行動を、町民に発信する (例)

第2編 震災対策編 第5章 火山噴火降灰対策

第1節 基本方針

外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、 目やのどを保護する。

家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。

4 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー(※)を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。 ※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落

第2 応急対策

1. 応急活動体制の確立

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災機関、県及び他市町 村などの協力を得て災害応急対策の実施に努める。

住民への発信に当たっては、即時性の高いメディア(緊急速報メール、X、データ放送など)も活用する。

2. 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

3. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じることが想定される。

町は、《第2部震災対策編第1章第13節物資及び資機材の備蓄》を準用した、食料・飲料水の備蓄を行うとともに、発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄(3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨)を促進する。

4. 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

(1) 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は、避難所を開設・運営する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等につい

第 2 編 震災対策編 第 5 章 火山噴火降灰対策

第1節 基本方針

て、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

5. 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く 被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じるものとする。

既往災害では以下のような事例が報告されている。

- ・電気設備:降灰の荷重により、電線が切れる。雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不 良によってショートする。
- ・上水道:水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
- ・道路:降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。

6. 降灰の処理

- ①火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- ②道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- ③宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者(各施設管理者)の責任において実施するものとする。
- ④町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋(克灰袋)を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。
- ⑤町は、火山灰の一時的仮置き場の設置、火山灰の利用、処分、上下水道施設における降灰の除去など、必要な降灰の処理対策を行う。

7. 医療救護

火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響など健康への影響が懸念されるため、対応が必要 である。

○大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケー スとした降灰対策の報告書(令和2年)では、以下の被害が想定されている。

8. 農林水産業者への支援

【県(農林対策部)、市町村】

- ○農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を 及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- ○火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をも たらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を

第 2 編 震災対策編 第 5 章 火山噴火降灰対策 第 1 節 基本方針

行う。

○河川や養魚池への降灰により、水質が悪化し魚が死亡する可能性があるため、被害状況を 把握するとともに、養殖業者に対し、被害状況に応じた技術指導等を実施する。

9. 物価の安定、物資の安定供給

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜 しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、町は、住民や事業者に冷静 な行動を求める。

また、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い 占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。